



新 生 い な べ

いきいき プラン





はじめに

近年、市民生活を取り巻く状況は、少子高齢化の進行、高度情報化社会の進展、地球規模の環境問題など刻々と変化し、それに呼応するように市民のライフスタイルや価値観も多様化してきています。また、政府が進める三位一体の改革により、地方自治の大きな転換期にあり、誕生したばかりのいなべ市においても、磐石な礎の構築とともに、急流する社会情勢の変化に柔軟に対応することが重要であります。

また、地方分権の推進により、地方の自主性、自立性を強化することが求められており、個性を生かしたまちづくりを推進していくことが必要となってまいります。

このような状況のもと、「いなべ市総合計画 新生いなべ いきいきプラン」を策定し、「安心」「元気」「思いやり」をキーワードに、活力ある地域づくり、特色ある地域づくりを進め、住民満足度の向上をめざしてまいります。

本計画書は、「まちづくり住民意識調査」や意見公募をもとに骨子を作成し、市内各分野でご活躍の団体代表の方で構成される検討委員会でご検討いただき、策定いたしました。貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様をはじめ、計画をご審議いただいた関係者並びに市議会議員の皆様にご心から感謝申し上げます。

この「みんな(市民)の声」が多く詰まった計画の実現に向け、国・県をはじめとする関係機関のご指導・ご支援をいただきながら、議会の皆様方をはじめ市民の皆様とともに協働して全力で取り組む所存でありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成18年3月

いなべ市長

日沖 靖

INABE CITY

第1部 序論

第1章 総合計画の策定にあたって 8

第1節 計画策定の趣旨 8

第2節 計画の役割 8

第3節 計画の名称 8

第4節 計画の構成と目標年次 9

1. 基本構想 9

2. 基本計画 9

3. 実施計画 9

第2章 いなべ市の地域特性 10

第1節 位置・自然 10

第2節 歴史・沿革 10

第3節 人口・世帯の状況 11

1. 総人口の推移 11

2. 年齢3区分別人口割合の推移 11

3. 世帯数の推移 12

第4節 産業の状況 12

1. 産業別就業人口割合の推移 12

第3章 まちづくりをとりまく背景 13

第1節 人口の予測 13

第2節 市民ニーズの状況(意識調査結果より) 14

1. いなべ市の誇り・魅力について 14

2. まちづくりの評価と今後の意向について 15

3. いなべ市の将来像について 17

第3節 社会経済環境の動向 18

1. 市民のライフスタイルの変化 18

2. 少子高齢化と人口減少の進行 18

3. 地球規模の環境問題の深刻化 19

4. 産業構造の変革と技術革新 19

5. グローバル化の進展と交流 20

6. 地方分権の推進 20

7. 規制緩和の進行 20

8. 危機管理の推進 21

9. 高速交通網の整備 21

10. 経済動向の変化 21

第4節 まちづくりの主な課題 22

1. 少子高齢化への対応 22

2. 魅力的な都市環境の向上 22

3. 安心・安全の確保 22

4. 都市拠点の創造とネットワーク化の推進 23

5. 環境保全への取り組み 23

6. 市民主体のまちづくりへの対応 23

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの基本方針 26

第1節 将来像 26

第2節 基本目標 27

1. 市民生活を支え、豊かな交流を育む都市づくりをめざして《都市基盤》 27

2. 安心・安全の確保と資源循環型のまちづくりをめざして《生活環境》 27

3. 健やかに育ち、個性が輝く人づくりをめざして《教育文化》 27

4. 心ふれあう支え合いの地域づくりをめざして《健康福祉》 27

5. にぎわいを創出する活力豊かな産業づくりをめざして《産業振興》 28

6. 思いやり、共に生きる市民社会をめざして《市民参加・交流》 28

第2章 重点プロジェクト 29

第1節 安心・安全のまち宣言プロジェクト 29

第2節 やすらぎ・健やか拠点創出プロジェクト 29

第3節 いなべまるごと交通ネットワーク形成プロジェクト 30

第4節 資源循環型まちづくりプロジェクト 30

第5節 まちじゅう学び舎プロジェクト 31

第6節 企業誘致推進プロジェクト 31

第3章 計画の基本フレーム 32

第1節 将来人口 32

第2節 財政フレーム 32

第3節 土地利用構想 33

第4章 施策の大綱 34

第1節 市民生活を支え、豊かな交流を育む都市づくりをめざして 34

1. 充実した公共交通網の整備・促進 34

2. 情報ネットワークづくりの推進 34

3. 快適な道路網の充実 34

4. 暮らしを支える上水道の充実 34

5. 美しい水環境の創出 35

6. 秩序ある土地利用の推進 35

第2節 安心・安全の確保と資源循環型のまちづくりをめざして 35

1. 災害に強いまちづくり 35

2. 安全で明るいまちづくり 35

3. 環境にやさしいまちづくり 35

4. みどり豊かなまちづくり 36

5. 調和のとれた居住環境づくり 36

第3節 健やかに育ち、個性が輝く人づくりをめざして 36

1. 生涯学習による人づくり・まちづくりの推進 36

2. 豊かな人間性を培う学校教育の充実 36

3. 青少年の夢を育む地域社会の醸成 37

4. 多彩で個性ある文化の創造と継承 37

5. 生涯スポーツの振興 37

第4節	心ふれあう支え合いの 地域づくりをめざして	37
1.	市民が参加する福祉のまちづくり	37
2.	未来を育む児童福祉の推進	37
3.	いきいき暮らせる高齢者福祉の推進	38
4.	みんなが支え合う 障害者（児）福祉の推進	38
5.	生涯を通じた健康づくりの推進	38
6.	安心して暮らせる社会保障の充実	38
第5節	にぎわいを創出する活力豊かな 産業づくりをめざして	39
1.	魅力ある農林水産業の振興	39
2.	活力ある工業の振興	39
3.	にぎわいある商業の振興	39
4.	観光の充実	39
5.	労働環境の改善	40
6.	消費者保護の推進	40
第6節	思いやり、共に生きる 市民社会をめざして	40
1.	コミュニティ活動の推進	40
2.	女（ひと）と男（ひと）が 互いに認め合う社会づくり	40
3.	思いやりのある人権のまちづくり	40
4.	市民参画のまちづくり	41
5.	国際性豊かな人づくり・まちづくり	41
第5章	構想の推進に向けて	42
第1節	パートナーシップのまちづくり	42
第2節	行政運営の充実	42
第3節	財政運営の充実	42
第4節	広域連携の推進	42

第3部 基本計画

第1章	市民生活を支え、豊かな交流を 育む都市づくりをめざして	47
第1節	充実した公共交通網の整備・促進	48
第2節	情報ネットワークづくりの推進	50
第3節	快適な道路網の充実	52
第4節	暮らしを支える上水道の充実	54
第5節	美しい水環境の創出	56
第6節	秩序ある土地利用の推進	58
第2章	安心・安全の確保と資源 循環型のまちづくりをめざして	61
第1節	災害に強いまちづくり	62
第2節	安全で明るいまちづくり	66
第3節	環境にやさしいまちづくり	68
第4節	みどり豊かなまちづくり	72
第5節	調和のとれた居住環境づくり	75

第3章 健やかに育ち、個性が 輝く人づくりをめざして 79

第1節	生涯学習による人づくり・ まちづくりの推進	80
第2節	豊かな人間性を培う学校教育の充実	82
第3節	青少年の夢を育む地域社会の醸成	86
第4節	多彩で個性ある文化の創造と継承	88
第5節	生涯スポーツの振興	90

第4章 心ふれあう支え合いの 地域づくりをめざして 93

第1節	市民が参加する福祉のまちづくり	94
第2節	未来を育む児童福祉の推進	96
第3節	いきいき暮らせる高齢者福祉の推進	100
第4節	みんなが支え合う 障害者（児）福祉の推進	103
第5節	生涯を通じた健康づくりの推進	106
第6節	安心して暮らせる社会保障の充実	109

第5章 にぎわいを創出する 活力豊かな産業づくりをめざして 113

第1節	魅力ある農林水産業の振興	114
第2節	活力ある工業の振興	119
第3節	にぎわいある商業の振興	121
第4節	観光の充実	123
第5節	労働環境の改善	126
第6節	消費者保護の推進	127

第6章 思いやり、共に生きる 市民社会をめざして 129

第1節	コミュニティ活動の推進	130
第2節	女（ひと）と男（ひと）が 互いに認め合う社会づくり	132
第3節	思いやりのある人権のまちづくり	134
第4節	市民参画のまちづくり	136
第5節	国際性豊かな人づくり・まちづくり	137

第7章 計画の推進にむけて 139

第1節	パートナーシップのまちづくり	140
第2節	行政運営の充実	142
第3節	財政運営の充実	144
第4節	広域連携の推進	146

資料編 148

いなべ市総合計画 ～新生いなべし

基本構想

いなべ市の地域特性

まちづくりの背景

まちづくりの基本方針

<将来像>
安心・元気・思いやりがまちの宝物
いきいき笑顔応援のまち いなべ

計画の基本フレーム

- 将来人口：46,000人
- 財政フレーム：160～170億円

施策の大綱

- 1 市民生活を支え、豊かな交流を育む都市づくりをめざして
- 2 安心・安全の確保と資源循環型のまちづくりをめざして
- 3 健やかに育ち、個性が輝く人づくりをめざして
- 4 心ふれあう支え合いの地域づくりをめざして
- 5 にぎわいを創出する活力豊かな産業づくりをめざして
- 6 思いやり、共に生きる市民社会をめざして

まちづくりの6つの課題

- 少子高齢化への対応
- 魅力的な都市環境の向上
- 安心・安全の確保
- 都市拠点の創造とネットワーク化の推進
- 環境保全への取り組み
- 市民主体のまちづくりへの対応

構想の推進に向けて

- <パートナーシップのまちづくり> <行政運営の充実>
- <財政運営の充実> <広域連携の推進>

いきいきプラン～ 体系図

重点プロジェクト

安心・安全のまち宣言
プロジェクト

やすらぎ・健やか拠点
創出プロジェクト

いなべまるごと交通ネット
ワーク形成プロジェクト

資源循環型まちづくり
プロジェクト

まちじゅう学び舎
プロジェクト

企業誘致推進
プロジェクト

基本計画

充実した公共交通網の整備・促進 情報ネットワークづくりの推進 快適な道路網の充実
暮らしを支える上水道の充実 美しい水環境の創出 秩序ある土地利用の推進

災害に強いまちづくり 安全で明るいまちづくり 環境にやさしいまちづくりみど
り豊かなまちづくり 調和のとれた居住環境づくり

生涯学習による人づくり・まちづくりの推進 豊かな人間性を培う学校教育の充実 青少年
の夢を育む地域社会の醸成 多彩で個性ある文化の創造と継承 生涯スポーツの振興

市民が参加する福祉のまちづくり 未来を育む児童福祉の推進 いきいき暮らせる高齢者福祉の推進 みんな
が支え合う障害者（児）福祉の推進 生涯を通じた健康づくりの推進 安心して暮らせる社会保障の充実

魅力ある農林水産業の振興 活力ある工業の振興 にぎわいある商業の振興 観光
の充実 労働環境の改善 消費者保護の推進

コミュニティ活動の推進 女（ひと）と男（ひと）が互いに認め合う社会づくり 思いやり
のある人権のまちづくり 市民参画のまちづくり 国際性豊かな人づくり・まちづくり

計画の推進に向けて

<パートナーシップのまちづくり> <行政運営の充実>
<財政運営の充実> <広域連携の推進>



市章

いなべ市の「い」の文字をモチーフに、青は豊富な水が流れる員弁川、オレンジは躍動（やくどう）する市民の活力、中央の緑は自然豊かな大地を表現しています。



いなべ公園

員弁大池のほとりにある自然に囲まれたいなべ公園には、5つの広場や3つの橋、遊歩道や噴水などがあり、家族連れなど大勢の人たちでにぎわいます。シンボルタワーから見える景色も絶景です。



いなべ市のホームページ

まちのいろいろなことが載っています。本編だけでなくホームページへもアクセスしてみたいかがでしょう！ <http://www.city.inabe.mie.jp>

第1部

序 Introduction 論

- ◎第1章 総合計画の策定にあたって
- ◎第2章 いなべ市の地域特性
- ◎第3章 まちづくりをとりまく背景



第1章 総合計画の 策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

いなべ市は、平成15年12月に旧北勢町、旧員弁町、旧大安町、旧藤原町が合併して誕生した若いまちです。本地域は、古くから地形的にも文化的にも密接に交流し、純農村地帯として栄えてきました。また、昭和50年代以降、中部圏域の一画として企業の進出が進み、豊かな緑に包まれた住みよく活力のある都市として発展を続けています。

一方、近年、少子高齢化や高度情報化、経済のグローバル化などの進展に加え、地球規模での環境問題の顕在化などは、地域経済や人々の暮らしに大きな影響を及ぼしつつあります。また、地方分権や規制緩和の推進により、自己決定の原則のもと、地方の自主性、自立性を強化することが求められており、個性を活かした誇りのもてるまちづくりを進めることが必要となっています。

このような中で、今後は、いなべ市としての個性や資源にさらなる磨きをかけながら、市民と行政の協力や役割分担などといった協働・連携の方策を探り、新しい時代にふさわしい、合併してよかったと感じられるまちづくりを進めていくことが必要です。

したがって、市民一人ひとりとの対話と共感を基調としながら、市民の主体的なまちづくりと市民を主役とした行政の展開をめざし、その基本方向や仕組みを明らかにしていくために、新しく総合計画を定めるものです。

第2節 計画の役割

この計画は、行政の各分野における計画や方針を統括する計画として、本市のめざすべき将来像とこれを実現するための基本的な方向を明らかにするものであり、今後の市政運営の基本指針となるものです。

また、市民や団体、企業にとっては共通の目標として、市政に対する理解、協力と積極的な参加を期待するものです。

さらに、国や県に対しては、計画の実現に向けての支援と協力を要請するものです。

第3節 計画の名称

本計画の名称は「いなべ市総合計画」とし、次代への礎を築く計画と位置づけます。また愛称を「新生いなべ いきいきプラン」とし、市民により身近な計画として幅広く周知を図ります。

第4節 計画の構成と目標年次

この計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3段階で構成します。

1. 基本構想

基本構想は、市の将来像及び主要指標を明らかにし、その実現のために必要な施策の大綱を総合的に示します。

計画期間は、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）までの10年間とします。

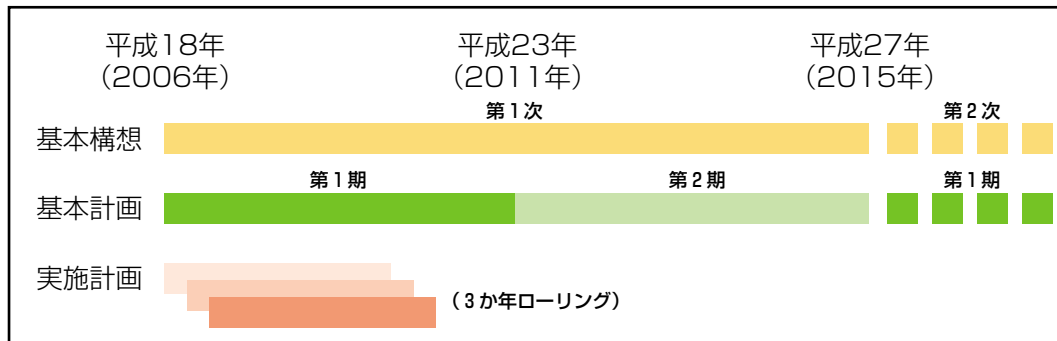
2. 基本計画

基本計画は、基本構想で示した施策の大綱の分野ごとに、施策の方向と計画推進の方策を体系的かつ具体的に示すものです。

計画期間は、第1期基本計画を平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）まで、第2期基本計画を平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までとします。

3. 実施計画

実施計画は、3か年程度の短期計画として基本計画の年次的調整を図る事業計画とし、本書とは別にローリング方式により作成します。





第2章 いなべ市の地域特性

第1節 位置・自然

いなべ市は、北部・西部に岐阜県と滋賀県に接し、東部・南部は桑名・四日市圏域に接しています。

市域は、北に多度山地、西に鈴鹿山脈をいただき、市のほぼ中央を流れる員弁川を挟んで緑豊かな自然と平野に囲まれています。

中でも、鈴鹿国定公園内にある「藤原岳」は全国でも屈指の「花の山」として、年中登山客が絶えることなく、また、同公園内の竜ヶ岳が育む宇賀溪も鈴鹿の滝の景勝地として知られています。

第2節 歴史・沿革

本市を構成する北勢地区、員弁地区、大安地区、藤原地区は、古くから地形的にも文化的にも密接に交流し、純農村地帯として栄えてきました。

市名である「いなべ」は、約1,300年前の奈良時代に始まり、当地域には物部氏の支系・猪名部族が居住していたことから、郡名が「猪名部」と名づけられました。その後、「員弁」と表記されるようになりましたが、その歴史の長さが裏づけられています。

本地域は、旧藩政時代の一時期を除いて桑名藩に属し、明治4年の廃藩置県により安濃津県（その後三重県と改称）に属しました。

明治22年の町村制の施行を経て、昭和28年の町村合併促進法が施行された当時、本地域は2町12村となりました。その後、合併が繰り返され、昭和30年代から40年代にかけて北勢町、員弁町、大安町、藤原町が誕生しました。

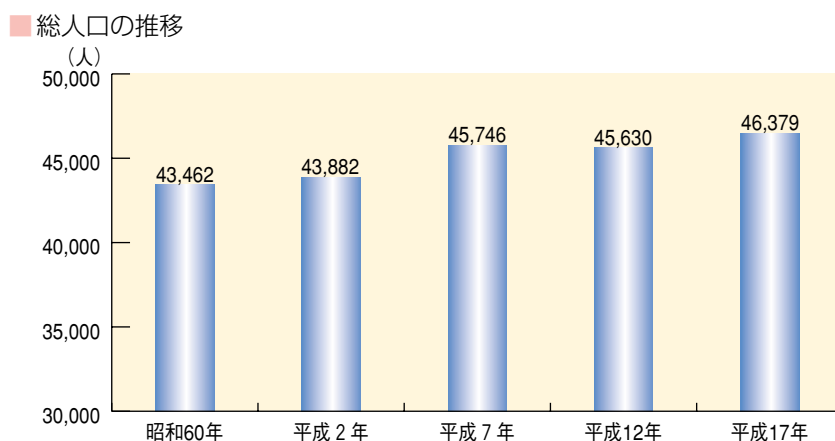
しかし、地方分権の推進や少子高齢化の進展など、社会情勢の急激な変化を見据えつつ、多様化・広域化する住民サービスへの適切な対応を行うためには、さらなる合併によってそのスケールメリットを活かし、自治体としての基盤の強化を図る必要性が高まりました。

そのため、平成10年に員弁郡5町（北勢町、員弁町、大安町、東員町、藤原町）の長及び議長による「合併検討委員会」が発足し、平成13年には「任意合併協議会」が設置されました。その後東員町が離脱し、4町での合併協議が進められることとなりました。そして、平成14年に「法定合併協議会」が設置され、合併に必要な協議を重ねた後、平成15年12月1日に新設合併として「いなべ市」が誕生しました。

第3節 人口・世帯の状況

1. 総人口の推移

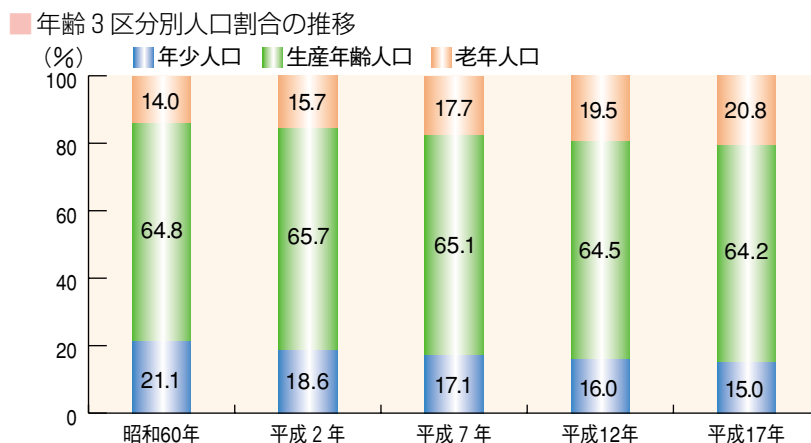
本市の総人口の推移は、昭和60年の43,462人から平成2年にかけて微増した後、平成7年には45,746人と2,000人弱の大幅な増加がみられました。その後、平成12年にはわずかに減少したものの、平成17年には46,379人と再び増加しています。



資料：国勢調査、平成17年のみ住民基本台帳（10月1日現在）

2. 年齢3区分別人口割合の推移

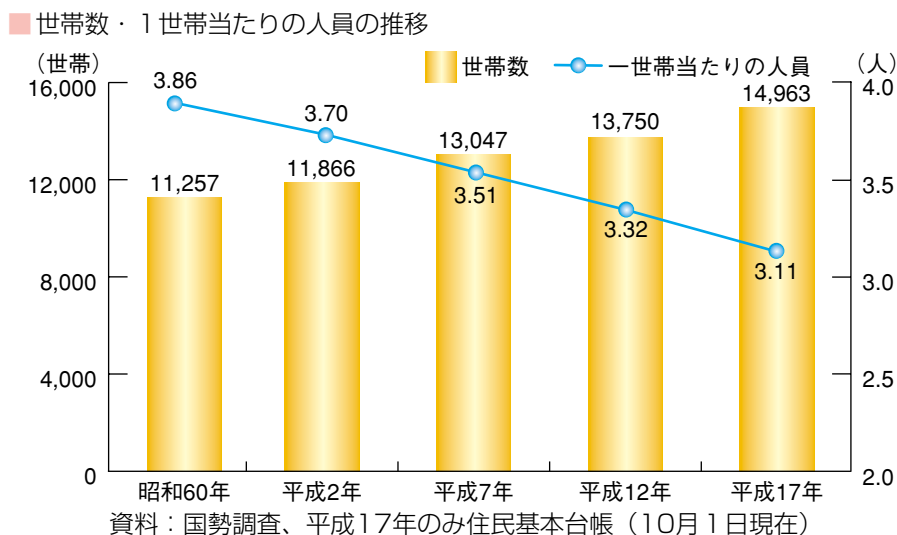
年齢3区分別人口割合をみると、平成7年に老年人口が年少人口を上回り、平成17年には20.8%となっています。一方、年少人口は昭和60年の21.1%から平成17年には15.0%と減少が続いており、少子高齢化が進んでいます。



資料：国勢調査、平成17年のみ住民基本台帳（1月現在）

3. 世帯数の推移

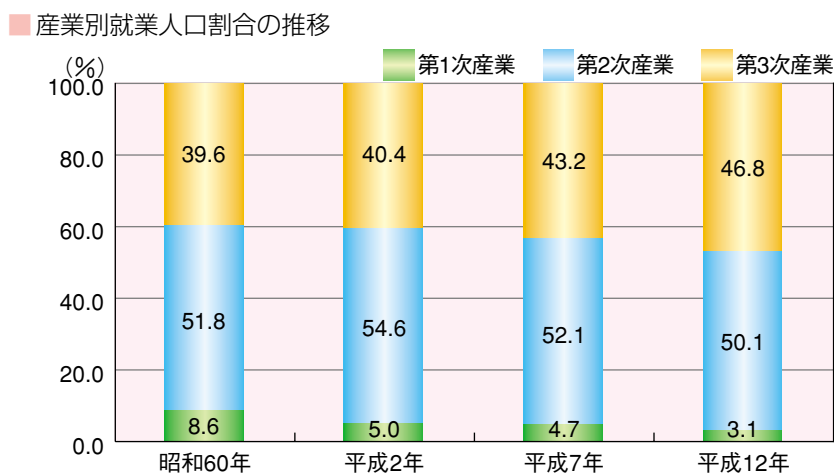
世帯数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成17年には14,963世帯となっています。一方、1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、平成17年では3.11人と核家族化の進行が伺えます。



第4節 産業の状況

1. 産業別就業人口割合の推移

産業別就業人口割合の推移をみると、いずれの年も第2次産業が5割を超え、最も多くなっていますが、近年やや減少がみられ、反対に第3次産業の割合が増加傾向にあります。また、第1次産業については、昭和60年以降わずかずつ減少しています。

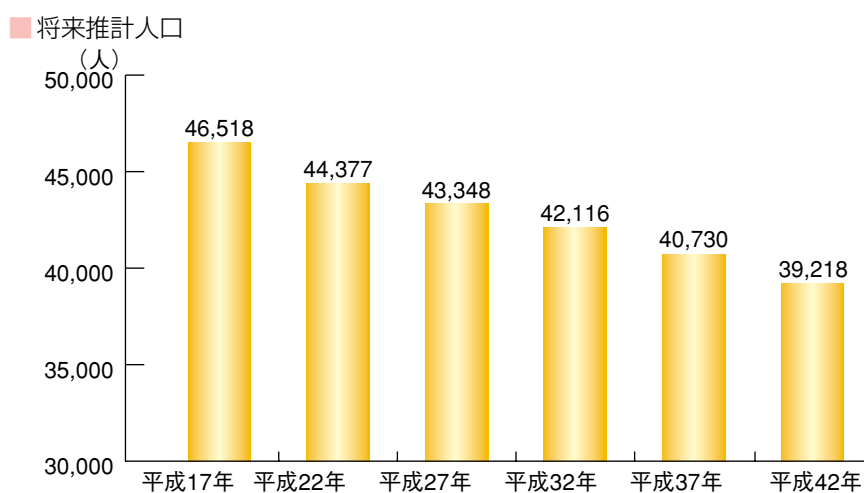


第3章 まちづくりをとりまく背景

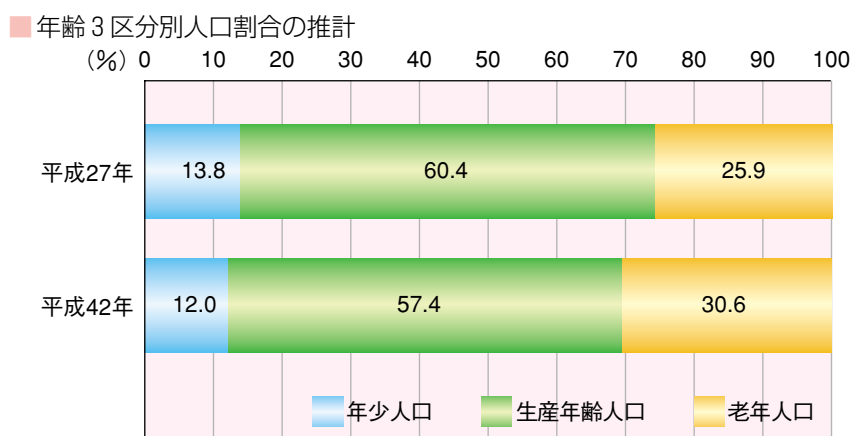


第1節 人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の総人口は、計画の目標年次である平成27年（2015年）には43,348人になると予測されています。さらに、平成42年（2030年）には39,218人となり、この時の高齢化率は30.6%になると推計されています。



注) 平成17年のみ住民基本台帳による実績値（10月1日現在）



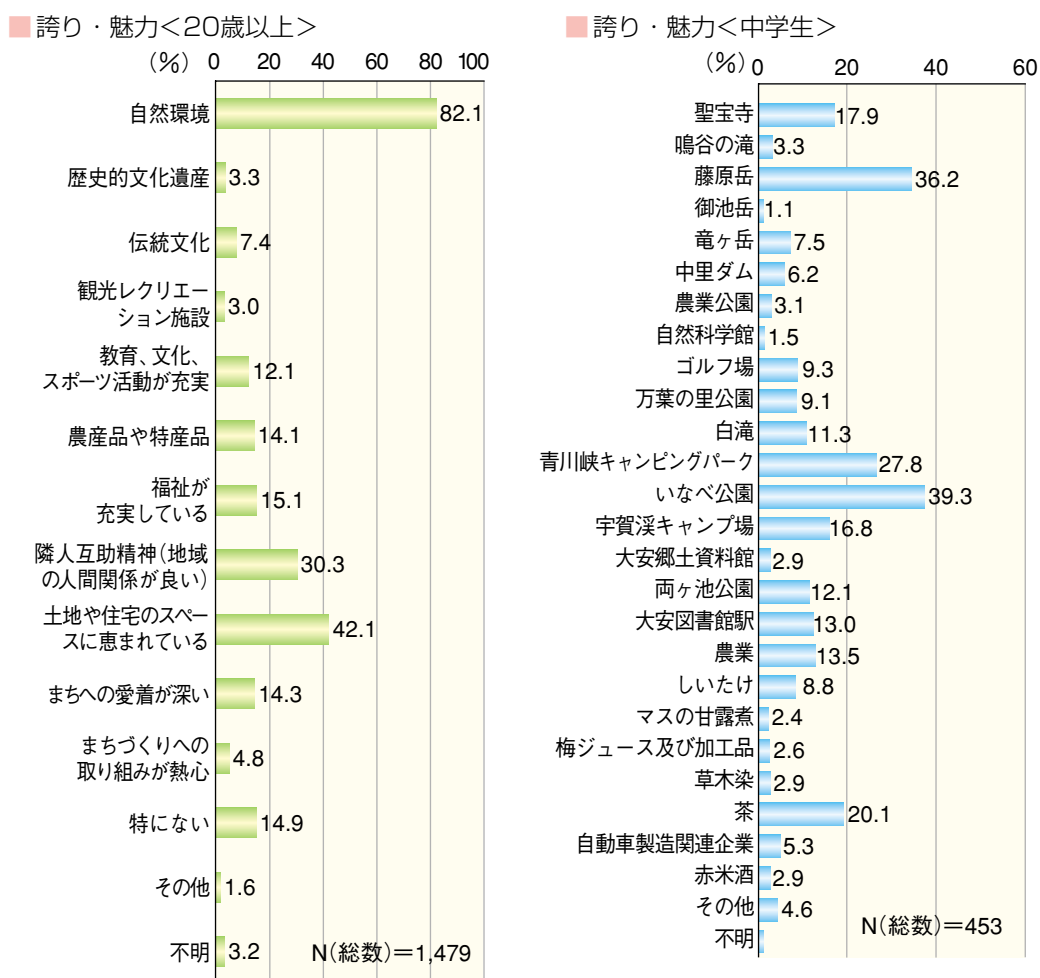
第2節 市民ニーズの状況（意識調査結果より）

総合計画の策定にあたり、平成16年8月から9月にかけて、本市在住の20歳以上の人と中学2年生を対象に「まちづくり住民意識調査」を行いました。この結果から、主な分野における市民意識の動向をまとめました。

1. いなべ市の誇り・魅力について

いなべ市の誇り・魅力については、「自然環境」が82.1%と最も高く、次いで「土地や住宅のスペースに恵まれている」が42.1%、「隣人互助精神（地域の人間関係が良い）」が30.3%となっており、自然や空間、人に誇り・魅力を感じていることがわかります。

中学生が思っている誇り、あるいは魅力について具体的に尋ねたところ、「いなべ公園」が39.3%と最も高く、次いで「藤原岳」が36.2%、「青川峡キャンプパーク」が27.8%となっています。また、特産品の中では「茶」が20.1%と最も高くなっています。

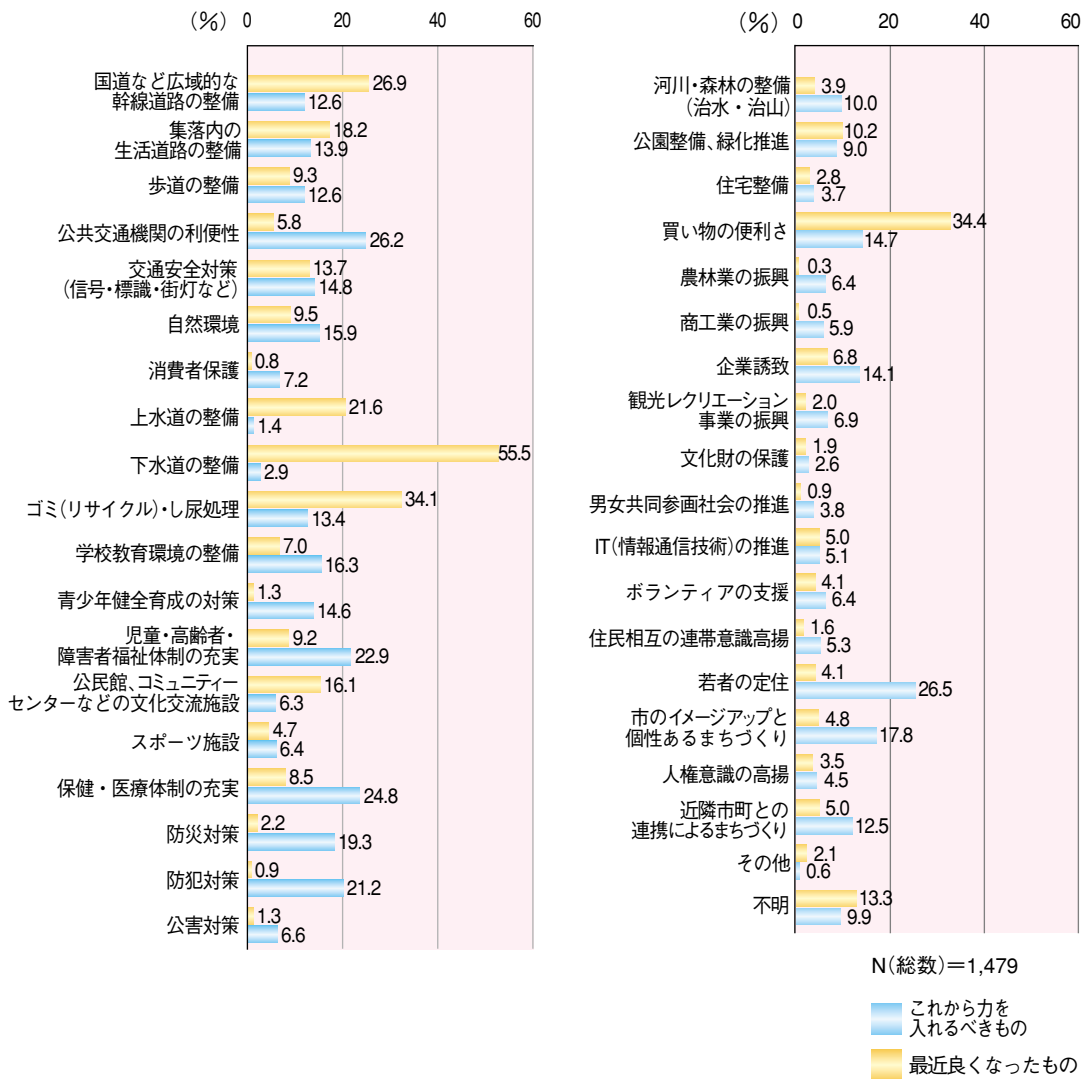


2. まちづくりの評価と今後の意向について

まちづくりの中で最近良くなったもの（評価）と今後力を入れるべきもの（意向）を尋ねたところ、最近良くなったものは、「下水道の整備」が55.5%と最も高く、次いで「買い物の便利さ」が34.4%、「ゴミ（リサイクル）・し尿処理」が34.1%となっています。

またこれから力を入れるべきものは、「若者の定住」が26.5%と最も高く、次いで「公共交通機関の利便性」が26.2%、「保健・医療体制の充実」が24.8%、「児童・高齢者・障害者福祉体制の充実」が22.9%となっています。

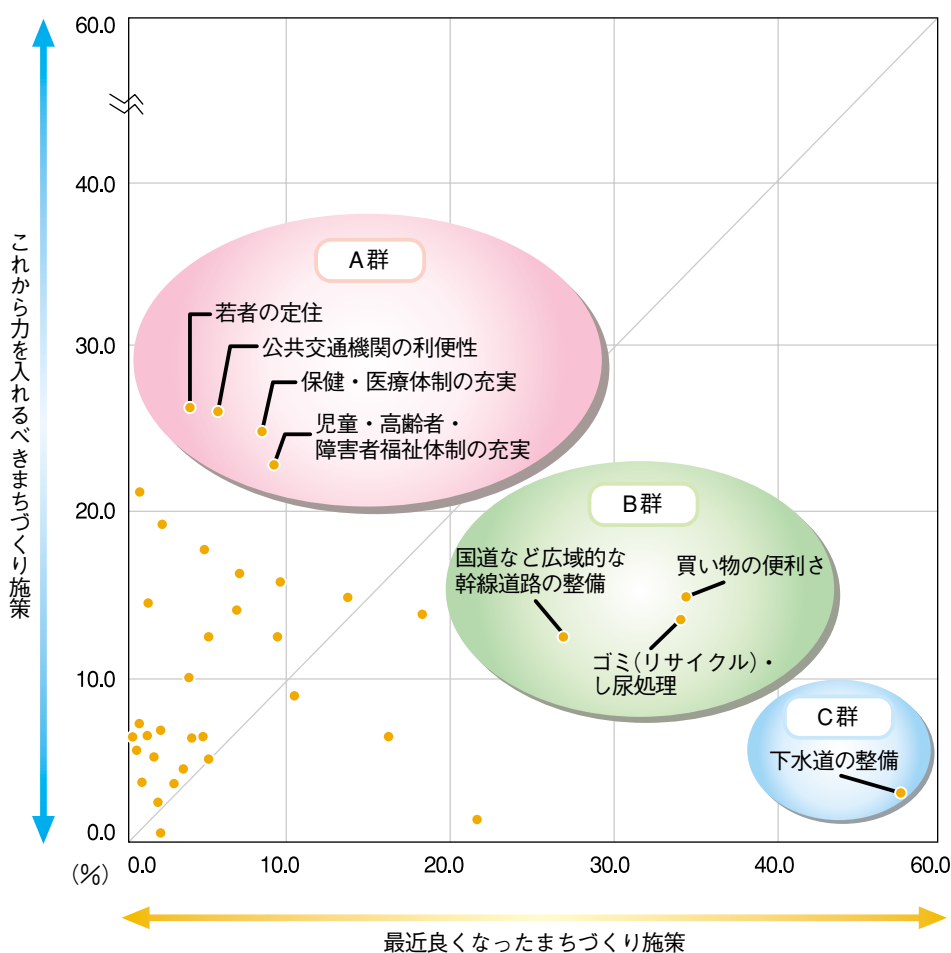
■ 良くなったもの・これから力を入れるべきもの<20歳以上>



最近良くなったものとこれから力を入れるべきものの関連を散布図に表してみると、A群は、満足度が低くなく、これから力を入れるべきと考えられている項目群であり、「若者の定住」「公共交通機関の利便性」「保健・医療体制の充実」「児童・高齢者・障害者福祉体制の充実」が含まれています。B群は、ある程度の満足度はあるものの、今後も一定の取り組みが求められているものであり、「買い物の便利さ」「ゴミ（リサイクル）・し尿処理」「国道など広域的な幹線道路の整備」が含まれています。C群は、これまでの施策の中で最も満足度が高く、今後の要望としては低いもので、「下水道の整備」があげられています。

■良くなったもの・これから力を入れるべきもの<散布図>

■良くなったもの・これから力を入れるべきもの<散布図>



※各群の位置付け

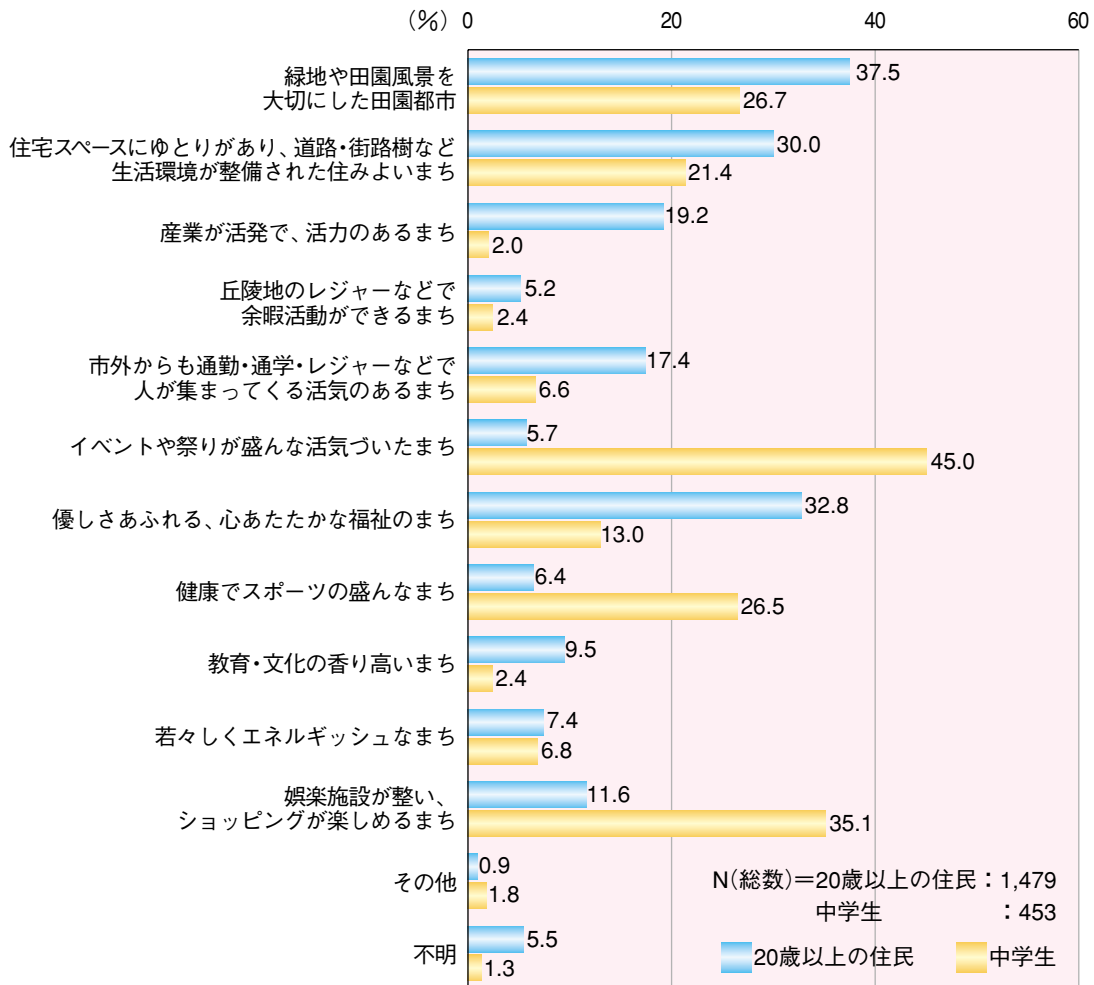
- A 群：最近のまちづくりでは満足度が低く、今後の要望度は高い。
- B 群：最近ある程度良くなった施策であり、今後の要望度はあまり高くない。
- C 群：最近特に良くなった施策で満足度が高く、今後の要望度は低い。

3. いなべ市の将来像について

将来のまちへの期待については、「緑地や田園風景を大切にした田園都市」が37.5%と最も高く、次いで「優しさあふれる、心あたかな福祉のまち」が32.8%、「住宅スペースにゆとりがあり、道路・街路樹など生活環境が整備された住みよいまち」が30.0%となっており、憩いや安心感のある住環境の整備されたまちづくりが求められています。

中学生は「イベントや祭りが盛んな活気づいたまち」「娯楽施設が整い、ショッピングが楽しめるまち」「緑地や田園風景を大切にした田園都市」「健康でスポーツの盛んなまち」への回答が高くなっています。

■ いなべ市の将来像



第3節 社会経済環境の動向

1. 市民のライフスタイルの変化

近年、市民の価値観は「生活の利便性」から「自然とのふれあい」、「所得・収入」から「余暇・自由時間」を求めるなど、「物の豊かさ」に加え「心の豊かさ」をも重視する方向へ変化してきています。

また、労働時間の短縮による時間的なゆとりは、スポーツ・文化・レジャーなどの余暇活動や地域のコミュニティ活動など、生活の質的充実を求める活動に重点を置く傾向が強まってきています。

このような市民の価値観や生活様式の変化に対応するため、生涯学習やボランティア活動に対する環境整備や、芸術・文化、スポーツの場の充実、自然とのふれあいの機会の創出など、これまでの施設整備や均一的な行政サービスから市民の多様なニーズに合った行政サービスの提供が求められています。

2. 少子高齢化と人口減少の進行

わが国の総人口は平成18年をピークに減少に向かうと同時に、世界にも例をみないスピードで高齢化が進行しており、平成26年には65歳以上の高齢者人口割合は25%を超えると予想されています。さらに、女性の社会進出や社会経済の先行き不安などにより、出生率は急激に低下し、平成15年の合計特殊出生率は、現在の人口を維持するために必要な2.08を大きく下回る1.29となっており、この傾向は今後も続いていくと見込まれています。

こうした人口構造の変化は、年金や医療といった社会保障の分野のみならず、高齢者介護や健康づくり、子育て支援、生活環境などのさまざまな分野においてサービス需要の増加と多様化をもたらし、社会経済や市民生活に大きな影響を与えることになります。

このため、高齢者の社会参加や余暇活動、就業機会の拡大といった生きがいづくり、健康増進対策の推進をはじめ、子どもを安心して生み、育てられる環境づくりや若者が定住できる魅力あるまちづくりを地域ぐるみで進めるなど、すべての人が安心して暮らしていくことができる福祉の充実、ユニバーサルデザインの視点も取り入れた生活環境の充実が求められています。

3. 地球規模の環境問題の深刻化

地球の温暖化、酸性雨による森林や湖沼の被害、フロンガスによるオゾン層の破壊、乱開発による熱帯雨林の急速な減少など、国境を越えた地球規模での環境破壊が世界各地で顕在化しています。

今後、世界人口の急増と自然環境の保全の両立が可能となるよう、これらの環境問題に対する国際的な取り組みや地域社会における一人ひとりの意識改革が求められています。平成9年には、地球温暖化防止京都会議（気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締結国会議（COP3））により、二酸化炭素等の排出量の削減目標が国ごとに定められ、この京都議定書が平成17年に発効されました。このため、いなべ市においても省エネルギーなどの取り組みを進め貢献していく必要があります。

また、ごみの処理やダイオキシンといった化学物質が問題となる一方で、廃棄物などの資源リサイクルによる循環型社会システムの構築のため、分別回収の強化（リサイクル推進法の推進）や環境負荷の少ないエネルギーへの転換、利用などが必要となっています。

4. 産業構造の変革と技術革新

ICT（情報通信技術）の進歩などをはじめとする技術革新は、それらの成果を活用した新しい産業の発展と豊かで快適な市民生活をもたらしました。中でもパソコンに関わるハード・ソフトの充実は、地域間、個人間の情報格差の解消をはじめ、自宅にいながらのショッピングや在宅勤務の拡大など、生活の利便性と快適性の向上や生産活動の合理化に大きな影響を与えました。

こういった状況の中で、今後は本格的な高度情報通信ネットワーク社会が到来すると予想され、産業構造の変革がさらに進むとともに、企業経営・組織形態が変貌する可能性があります。

また、インターネットなどを通じた個人レベルでの情報交流がさらに拡大すると予想され、各種行政情報の提供や情報開示、年齢や所在・環境を問わない幅広い市民参加など新たな市政運営が求められます。

一方、このような高度情報化が進展する中で、不適切な情報管理による個人情報の流出、プライバシーの侵害といった新たな問題に対する対応が必要となるとともに、次世代を担う独創的で感性豊かな人材の育成など教育環境の充実・整備が必要となっています。

5. グローバル化の進展と交流

近年の交通網・情報通信網にみられる技術革新の進展にともない、国境を越えた生活活動や経済のグローバル化が活発化しています。

こうした中で、自治体が進めるグローバル化に対する施策も、従来の国際交流事業を中心としたものから、国際協力や外国人が暮らしやすいまちづくりなど環境や経済、日常的な生活面へと広がりをみせています。

今後は、さらに地球的規模での地域社会のあり方を考えるとともに、教育・文化・ビジネス・環境など幅広い分野で世界の国々との相互理解・協力を深めることが重要であり、国際化に対する意識の向上と人材の育成を図るとともに、市民においても自発的に世界の人々と交流を深め、世界に開かれた地域環境を創造していく必要があります。

6. 地方分権の推進

都市・生活基盤の充実にとまなう人々の価値観の変化やライフスタイルの多様化の中で、個々の経済力にあった生活の質の向上や個性を十分に発揮することのできる多様性に富んだ豊かな社会が求められ、国と地方の関係や行政システムの見直しが求められています。平成12年には、「地方分権一括法」が施行され、機関委任事務制度の廃止や国の関与に関する係争処理委員会の設置、権限委譲の推進などこれまでの中央省庁主導による画一的な行政システムから住民主導の個性的で総合的な行政システムへの転換が図られています。

このような中、本市は自立し、個性あふれるまちづくりを進めるために合併という道を選択しました。今後は、多様化する市民の価値観に積極的に対応するとともに、地域の実情にあった事業や施策を地域自らが決定・展開することが求められています。そのため、行政改革による新たな行政運営システムの構築や、地域経済の活力維持、PFIの導入、広域的な連携による財政の効率化などをより一層推進していく必要があります。

7. 規制緩和の進行

経済活力の回復や高コスト構造の是正、また、市民生活の質的向上などを目的にさまざまな分野で規制緩和が進行しています。

規制緩和が進むと、新たな事業機会の創出や企業間競争の活発化などによる経済の活性化が期待されますが、市場原理による企業の淘汰も進むと考えられ、これらの影響が懸念される中小企業の強化を図る必要があります。

一方、生活面では、商品・サービスの選択の幅が広がり、利便性の向上が予想されますが、同時に消費生活の安全を確保するための対策が求められます。

8. 危機管理の推進

近年、世界的な規模で地震や津波、テロといった多くの自然・人為的災害が発生しており、わが国においても21世紀の前半には、東南海・南海地震の発生する確率が高く、多くの地域において甚大な被害がもたらされると予測されています。平成7年に発生した阪神・淡路大震災以降、この教訓を活かしたまちづくりがさまざまな地域で進められていますが、まだ十分とはいえない状況です。

今後は、火災や地震・土砂災害への対策、また昨今における類をみない凶悪な犯罪やテロ行為、感染症対策などについて、行政はもちろんのこと、市民一人ひとりをはじめ地域社会全体で、主体的かつ能動的に取り組んでいくことが求められています。

このため、危機管理体制の充実強化と危機管理意識の醸成を図っていくとともに、市民と行政が連携・協働して、防災対策をはじめ、防犯や治安の維持、良化に努め、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

9. 高速交通網の整備

現在、本市域においては、東海環状自動車道の整備が進められており、大安地区及び北勢地区にインターチェンジの設置が計画されています。同時に広域的には第二名神高速道路、北勢バイパスの整備が進められており、国土軸と名古屋圏を取り巻く環状軸との結節点として、産業経済、物流をはじめ、多様な交流を発展させる可能性がより一層高まりつつあります。

また、平成17年開港の中部国際空港セントレアにより、ヒト・モノ・情報などの交流がさらに活発化される可能性があることから、今後においても高速道路網の早期実現を促進していくとともに、これらを活かした活気のあるまちづくりを推進していく必要があります。

10. 経済動向の変化

消費が成熟化し景気が低迷する中で、商品の値段や土地の価格が下がるなど、経済成長が大きく転換しています。また、競争の激化や情報化の進展にともない、産業が集積し市場規模の大きい大都市に活力が集中する傾向がみられます。今後の地方経済については、かつてのバブル経済のような高度経済成長は見込まれず、むしろ安定した成長が望まれています。三重県においては、景気の改善傾向がみられ、製造業をはじめ非製造業や中小企業にも回復の裾野は広がっています。また、雇用情勢・所得環境についても厳しいながら、幅広い業種で改善に向かっていきます。今後、経済基盤をより強固なものにしていくためには、官主導から民間主導への産業振興策が重要であり、いなべ市においてもさまざまな時代の変化に対応した産業の着実な振興を図るため、企業誘致や市内産業の多面的な運営支援をはじめ、後継者や創業を志す人の育成等が求められています。

第4節 まちづくりの主な課題

1. 少子高齢化への対応

本市の高齢化は着実に進展しており、今後、高齢化のスピードは一段と速まるものと予想されます。このような状況の中で、介護を要する人のさらなる増加が見込まれ、保健・医療・福祉の一体的なサービスの提供や人材の育成などに加え、高齢者の生きがいづくりなど、誰もが安心して暮らせる環境づくりが課題となっています。

また、少子化が進行し、子どもたち同士の遊びやふれあいが少なくなる中、子どもの社会性を育むとともに、安心して子どもを産み育てられる環境や条件を整えていくことが課題となっています。

2. 魅力的な都市環境の向上

まちの魅力は、そこに住む人々が自信と誇りをもっていきいきと暮らしている姿そのものにあり、このような生活者一人ひとりの個性や意欲が十分に活かせる多様な就業機会の創出をはじめ、生活の原点となる生活者主体の都市づくりが重要です。

本市は、多様なライフスタイルに対応した、ゆとりや潤いといった精神的充足感が得られ、快適で魅力ある都市環境を整備していくことが求められています。

このため、本市のもつ自然的、歴史・文化的風土を活かして、生活や産業と自然の調和した都市イメージを明確にし、安全性と親しみのもてる都市環境を形成することが必要となっています。

3. 安心・安全の確保

平成7年に発生した阪神・淡路大震災以来、自然災害への恐ろしさが再認識されるようになりました。本市においても、東南海・南海地震などの大規模災害の発生を見据えたまちづくりが求められるとともに、大雨などによる土砂災害が発生しやすくなっており、市民の生命、身体及び財産を保護することが最も重要な施策となっています。

このため、各種の災害に迅速かつ的確に対応できるよう、市民・企業・行政が一体となって総合的な地域防災体制を構築することが大きな課題となっています。

また、市民一人ひとりの安全に対する意識の高揚を図り、事故や犯罪のない安全なまちづくりを推進することが必要です。

4. 都市拠点の創造とネットワーク化の推進

本市は、交通の利便性向上や住宅開発などによる人口の増加にともない、都市基盤の整備を計画的に推進してきましたが、社会の成熟化や価値観の多様化が進む中では、利便性・快適性の確保に加え、住む人や訪れる人を魅了する個性的なまちづくりが求められています。

そのため、現在計画が進められている東海環状自動車道インターチェンジ周辺地区に、地域特性を活かした都市整備の推進を図ることより、新しい都市の拠点づくりを進める必要があります。また一方では、古くから市街地が形成されている地区や鉄道駅周辺をはじめとする既成市街地の利便性向上を推進するなど、市民にとって魅力や誇りとなるような都市の顔づくりを進めることが重要です。

また、これら都市拠点間の有機的な連携を図るため、幹線道路整備の推進と鉄道・バスなど公共交通の充実などにより、市内の各地域拠点や周辺各都市とのネットワーク化を推進することが必要となっています。

5. 環境保全への取り組み

近年、市民の環境に対する関心がますます高まりをみせています。本市は自然環境に恵まれたまちですが、人々の暮らしはこの美しい自然にも多くの負荷を与えていることを自覚し、市民一人ひとりが家庭や職場、地域において環境に必要以上の負荷を与えないための努力と工夫を行い、リサイクルやごみの減量化、資源の節減などに取り組む省資源・資源循環型社会を形成していくことが必要です。

6. 市民主体のまちづくりへの対応

市民が誇りと愛着をもって住みつづけることのできる地域社会を形成するには、市民の手による、市民が主役となったまちづくりを進めていくことがますます必要となってきています。

現在、本市においては、まちづくりや環境保全、福祉、教育などの分野において、主体的で自発的な市民活動が活発になってきており、行政がすべてを決定するのではなく、市民が責任をもって行動する機運の高まりがみられます。このため、今後とも市民がより一層参加しやすい環境づくりや参加のきっかけづくりが重要となります。

さらに、教育分野や生涯学習、国際交流などに人材を活かしていくとともに、まちづくりをリードする人材の育成に一層努める必要があります。



勝泉寺のしだれ桜

第2部 Grand Vision

基本構想

- ◎第1章 まちづくりの基本方針
- ◎第2章 重点プロジェクト
- ◎第3章 計画の基本フレーム
- ◎第4章 施策の大綱
- ◎第5章 構想の推進に向けて



第1章 まちづくりの基本方針

第1節 将来像

「緑が豊か」「ゆとりがあって住みやすい」「人があたたかい」。いなべ市民は、まちの印象をこのように感じ、今後もよりすばらしい環境で住み続けたいと願っています。

少子高齢化や環境と共生していく時代を迎え、これからのまちづくりは、いなべ市ならではの宝を共有し、市民が主役となって、さらにその宝に磨きをかけ、多様性・個性を發揮しながら、安心で、いきいきと元気に満ちた暮らしを築いていくとともに、家族のきずなを大切に、人々がふれあい、支え合うあたたかな地域づくりに取り組んでいく必要があります。

このような観点から、まちづくりのキーワードを「安心」「元気」「思いやり」と定めます。

また、目標年次におけるいなべ市の将来像を以下のように定めます。

安心・元気・思いやりがまちの宝物

いきいき笑顔応援のまち いなべ

「いきいき笑顔」とは、人とまちが健康で生命力にあふれた姿を表しています。人の健康とは、障害や疾病があっても、子どもから高齢者まで誰もが生きがいをもって、その人らしく自己実現をめざした暮らしが営めるとともに、それを支える市民の共助による取り組みや公的な施策が充実し、安心できる環境が整っている状態を表しています。

また、まちの健康とは、自然と共生できるゆとりのある空間が創出されるとともに、しっかりと生活基盤のもとで、地域資源を活かした産業が活発に展開され、市民のみならず、市外の人でも住んでみたい、訪れてみたいと思える力強いまちづくりの展開を図るものです。

このような人もまちもいきいきとしたまちづくりを進め、市民一人ひとりが輝くいなべ市の実現をめざして「いきいき笑顔応援のまち いなべ」を設定しました。

第2節 基本目標

1. 市民生活を支え、豊かな交流を育む都市づくりをめざして 《都市基盤》

総合的な土砂災害対策を推進し、利便性と安全性に優れた、魅力のあるまちをめざします。また、各拠点や周辺都市のネットワーク化を進める道路・公共交通網の充実と、市民が美しく豊かな水に親しめるようにするための上下水道網の充実を図ります。さらに、総合的、計画的な土地利用の推進に努め、地域の個性を活かした市街地整備による多様な「拠点」の形成を図ります。

2. 安心・安全の確保と資源循環型のまちづくりをめざして 《生活環境》

すべての市民が安心していきいきと暮らすことができる人にやさしいまちづくりを進めるため、市民・企業・行政が一体となって総合的な防災体制を構築するとともに、犯罪や事故のない安全なまちづくりを推進します。また、豊かな自然を活用した公園・緑地の整備と居住環境の向上に努め、やすらぎのある空間を創出します。さらに、環境と共生するための仕組みづくりを展開するなど、地球環境の時代にふさわしいまちをめざします。

3. 健やかに育ち、個性が輝く人づくりをめざして 《教育文化》

市民一人ひとりが個性豊かな生きがいのある人生を送ることができるよう、生涯学習による人づくり・まちづくりを推進します。また、生涯学習の基礎となる学校教育を充実するとともに、地域社会におけるさまざまな活動を通じて、青少年の豊かな人間性を育みます。さらに、市民の自主的な文化活動を積極的に支援し、多彩で個性的な市民文化を創造するとともに、生涯にわたって日常生活の中で楽しむ生活文化としてスポーツ活動を振興します。

4. 心ふれあう支え合いの地域づくりをめざして 《健康福祉》

市民の主体的な参加と連帯に支えられた心ふれあう地域社会の形成を基本に、児童をはじめ高齢者や障害のある人がともに安心して暮らせる福祉のまちをめざします。また、すべての市民がいきいきと幸せに満ちた生活を送ることができるよう、生涯を通じた健康づくりを推進します。さらに、市民の生活の安定と経済的自立を促進するため、社会保障制度の充実を図ります。



サークル活動

5. にぎわいを創出する活力豊かな産業づくりをめざして 《産業振興》

地域特性を活かした農業の振興と高度技術化、高速交通網の整備による物流環境の充実に対応した企業誘致と工業基盤の整備を図るとともに、既存企業に対する多様な面からの支援に努めます。また、地域の自然資源や歴史文化資源を活かした商業基盤の整備と観光資源の開発を進め、活力とにぎわいのある豊かなまちをめざします。さらに、勤労生活の安定・向上と消費者保護対策の充実を図ります。

6. 思いやり、共に生きる市民社会をめざして 《市民参加・交流》

すべての市民が地域社会の一員として、心豊かで充実した生活を送ることができるよう、コミュニティ活動を充実し、互いに信頼しあい、尊重しあい、助け合いながら生活できる人間尊重のまちをめざします。また、人・物・情報の交流が拡大する中で、異なる地域とのさまざまな交流活動を通じ、互いの生活や文化を認めあえる交流社会の形成をめざすとともに、市民と行政の情報交流を促進し、相互信頼と連帯に基づいた市民参加のまちづくりを推進します。



第2章 重点プロジェクト

10年後の将来像の実現に向けて、特に重点的に取り組むプロジェクトを次のように掲げます。

第1節 安心・安全のまち宣言プロジェクト

本市では、平成11年に発生した藤原岳土石流災害を契機に、防災対策の強化に努めています。しかし、現在においても坂本、大貝戸地区の土石流対策は重要な課題となっており、土砂災害から地域住民を守るため、砂防、治山・治水事業の推進に努めます。また、東南海・南海地震をはじめとする大規模災害への対応など、全市的な防災体制の整備を推進するとともに、事故・犯罪などに対し、市民と行政が協働の精神をもって、その対策を進め、“安心・安全のまち”として宣言できる体制の整備を図ります。

■主要施策

- 砂防、治山・治水事業の推進
- 全市的な防災体制の整備
- 防犯ネットワークの形成

第2節 やすらぎ・健やか拠点創出プロジェクト

今後の高齢者福祉をはじめ、障害者福祉、児童福祉の推進及び成人・母子保健などの健康啓発事業などを推進していくための拠点となる総合的な健康福祉センター機能の整備を図ります。

また、地域福祉の推進を図るため、この拠点機能を核としてボランティアやNPO法人活動への支援を進めるとともに、子どもから高齢者までの幅広いさまざまな人が地域福祉活動に参加できるよう仕組みや場づくりを進めます。

■主要施策

- 全市的な健康福祉拠点の整備
- 地域福祉活動を活発化する仕組みづくり

第3節 いなべまるごと交通ネットワーク形成プロジェクト

誰もが気軽に利用できる公共交通の充実がまちづくりの基本であり、北勢線のリニューアル計画を推進するとともに、駅と公共性の高い施設との共有化を進めます。また、北勢線、三岐本線両鉄道の駅や駅周辺の整備を進め、にぎわいを創出します。

さらに、鉄道とバス路線のダイヤ調整や、バス路線間のダイヤやルートの調整を行い、いなべ市全域における交通ネットワークの形成を図ります。

■主要施策

- 北勢線リニューアル計画の推進
- 鉄道とバス路線の連携強化
- 全市的なバス路線網の整備

第4節 資源循環型まちづくりプロジェクト

美しく豊かな緑と水に包まれた良好な自然環境を守り、市民・事業者・行政の協働によって、自然と共生する生活環境と循環型社会を築きます。また、持続的に発展する産業と定住環境を備えたまちづくりを推進します。

■主要施策

- 環境保全型農業の振興
- 産業活動や家庭生活におけるリサイクルの徹底
- 新エネルギーの導入促進



刈り草のたい肥化

第5節 まちじゅう学び舎プロジェクト

まち全体を一つの学び舎として捉え、児童・生徒のみならず、子どもから高齢者まですべての市民が地域の豊富な学習資源を活かしながら、学びや気付きの活動を積極的に行えるよう支援します。また、人と人、人と自然・文化のふれあいや、地域の課題解決に向けての学習活動を推進し、共に学び合うまちづくりを推進します。

■主要施策

- | |
|---------------------|
| ○「いなべ学」の創設と人材バンクの設置 |
| ○多様な体験学習の実践 |
| ○互いに学びあえる場づくり |

第6節 企業誘致推進プロジェクト

働く場を確保し、若者の定住化を促進するためにも企業誘致に積極的に取り組みます。そのため、企業のニーズを的確に捉え、設備投資がしやすい環境を整備するとともに、積極的にいなべ市を売り込みます。

■主要施策

- | |
|-------------|
| ○基盤整備の推進 |
| ○P R 活動の強化 |
| ○高速交通網の整備促進 |



株式会社神戸製鋼所 大安工場



トヨタ車体株式会社 いなべ工場



第3章 計画の基本フレーム

第1節 将来人口

本市の人口は増加傾向が継続していましたが、近年はほぼ横ばいとなっています。今後、全国的な人口減少が見込まれる中で、本市においても、過去の推移をもとに将来人口を推計すると、さらに減少に向かうことが予測されています。このため、本計画においては、産業振興や定住化の促進をはじめ、まちづくり全体にわたる質の向上によって人口の定着をめざし、本計画の目標年次である平成27年（2015年）の将来人口を概ね46,000人と設定します。

第2節 財政フレーム

本市の財政は、合併後の平成16年度予算においては209億円の歳入を計上していましたが、今後の経済見通しが不透明な中で、歳入面では市財政の根幹である市税の大幅な伸びは期待できない状況です。

また、歳出面においては、義務的経費の着実な増加が見込まれるとともに、少子高齢化対策や情報化の推進、地方分権など行政需要の多様化にともなう経費の増大が見込まれています。

このため従来にも増して、市税収入の確保、受益者負担の適正化のための使用料・手数料の見直し、地方交付税や国庫支出金の確保など歳入の確保に努めるとともに、経費の節減、各種補助金の見直しなど、歳出の整理合理化を図り、限られた財源を計画的・効率的に配分できるよう、経済の動きに対応した弾力的な財政運営に努めます。

このような点や国・県の動向もふまえながら、本計画の目標年次である平成27年（2015年）の財政フレームを160～170億円規模と設定します。

第3節 土地利用構想

1. 土地利用構想

土地利用構想については、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と持続可能な均衡ある発展を図ることを基本的な方向として、土地需要を的確に調整し、その質的向上を図るとともに、市内各地域の資源を活かしながら、個性豊かな施策を展開します。

また、今後の市の発展に合わせ、新しいニーズに対応した市街地の形成をはじめ、活気に満ちたまちにするための産業振興や人と自然の共生、優良農地の保全などを目標に、市域全体を多自然居住エリアとするとともに、以下の土地利用地域を設定し、それぞれの利用の方針を定めます。

(1) 地域拠点ゾーン

市内各地域の市街地を中心とする地区を、その周辺の発展を先導し、地域に適したサービスを実現する地域拠点ゾーンと位置付け、中心市街地の活性化を図るとともに、多様な都市機能の整備充実を図ります。

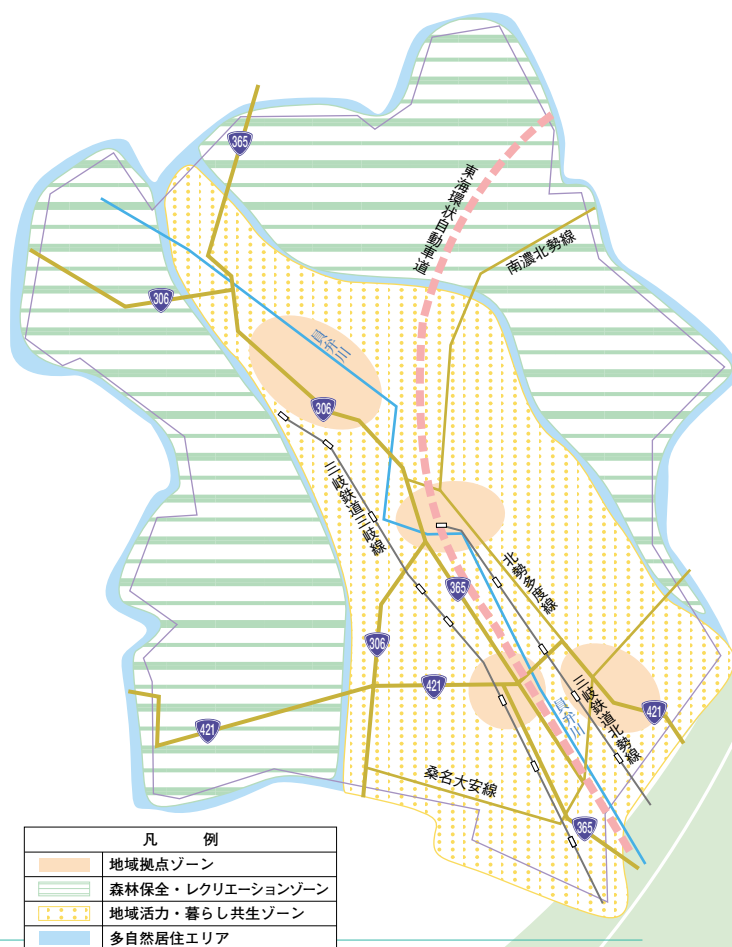
(2) 森林保全・レクリエーションゾーン

鈴鹿山系や養老山系の山地や丘陵地については、土砂災害の未然防止に努めるとともに、恵まれた自然や景観を保全し、森林等を活かしたレクリエーションの場として活用を図ります。

(3) 地域活力・暮らし共生ゾーン

緑豊かな農村地帯に点在する既存集落については、宅地や生活道路の整備を進め、生活環境の向上を図るとともに、企業誘致の推進をはじめ、優良農地の確保・保全のため、生産基盤の整備や経営の合理化・近代化を進め、農用地の高度利用を図ります。

また、東海環状自動車道のインターチェンジ周辺については、自然環境との調和を前提とし、工業系、流通系、住居系などの新都市機能の導入を図ります。





第4章 施策の大綱

第1節 市民生活を支え、豊かな交流を 育む都市づくりをめざして

1. 充実した公共交通網の整備・促進

鉄道利用者の確保・増加を促進するため、駅周辺の整備やスピードアップに向けた施設整備を進めます。

バス交通については、鉄道網を補完するとともに、高齢者や児童、生徒をはじめすべての市民の身近な交通機関として重要な役割を担っており、その利便性・効率性を確保するため、バス路線網の整備・充実を図ります。

2. 情報ネットワークづくりの推進

家庭や職場などで、いつでも、誰でも容易にさまざまな情報を受発信できるよう、情報通信基盤の整備や情報システムの導入などに取り組み、地域情報化を進めていくとともに、情報化を担う人材の育成を促進していきます。

また、高度情報化への取り組みは、将来のまちづくりにおいても重要な課題であり、行政の情報化を積極的に推進します。

3. 快適な道路網の充実

広域圏との連携を強化し、圏域内の一体性と循環性を高めるための広域幹線道路網やこれらを補完し、市内交通の骨格となる市内幹線道路網の有機的な連携を図り、都市間及び地域間交流を促す基盤整備の推進に努めます。また、市民の生活に密着し、コミュニティを育む道路網の整備に努めるとともに、適切な維持管理に努め、快適で安全な道路環境の形成を図ります。

4. 暮らしを支える上水道の充実

安全な水を安定して供給し、暮らしを支える上水道の充実を図るため、水道施設の整備を図り、災害時にも安定した給水ができる体制を整えます。また、水の有効利用と水質保全に向け、水質管理体制の充実に努めます。

5. 美しい水環境の創出

美しい水環境を創出し、市民がより快適に生活できるよう、公共下水道事業を推進し、普及率の向上を図ります。また、下水道への接続啓発活動の推進により水洗化を促進するとともに、施設の適切な維持管理に努め、事業の効率的な運営を図ります。

公共下水道計画区域以外については、河川の水質浄化について市民意識の高揚を図りながら、合併処理浄化槽の設置を促進します。

6. 秩序ある土地利用の推進

長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保し、健全な都市の発展をめざすため、国土利用計画及び都市計画マスタープランを策定し、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した総合的で秩序ある土地利用の推進を図ります。

第2節 安心・安全の確保と資源循環型のまちづくりをめざして

1. 災害に強いまちづくり

市民の生命と財産を守り、安心して暮らせるまちづくりをめざして、災害を予防するための砂防、治山・治水事業を推進するとともに、地域防災計画に基づく総合的な防災体制を充実し、防災施設の充実やきめ細かな防災情報システムの確立、非常用物資等の整備を進めます。

また、自主防災組織の育成強化や防災知識の普及に努め、市民の防災意識の高揚を図ります。

2. 安全で明るいまちづくり

警察署や関係団体などとの連携を強化し、防犯体制の充実を図ります。また、さまざまな機会を通じて市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、高齢者や児童、生徒をはじめ、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりに努めます。

また、交通事故から市民を守るため、交通安全施設の整備や事故の未然防止対策に努め、良好な交通環境の整備に努めるとともに、市民一人ひとりの交通安全に対する意識の高揚を図ります。

3. 環境にやさしいまちづくり

地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模での環境問題をふまえ、市民が快適に生活できるよう、企業も含めた広域的な連携のもと環境にやさしいまちづくりを進めます。

そのため、市民の環境に対する意識の高揚を図り、一人ひとりの主体的な行動による美しい生活環境の創造をめざすとともに、環境監視体制の強化を図り、公害発生の未然防止対策を充実します。

また、限りある資源を大切に使い、廃棄物の減量と再生利用を推進する資源循環型社会の構築をめざします。さらに、廃棄物の処理については、環境を損なうことなく適正に行われるよう、その対策を推進します。

4. みどり豊かなまちづくり

公園・緑地は、生活にやすらぎやうるおいを与え、環境保全機能や防災機能を併せもつため、都市公園をはじめとする各種公園の整備や、河川などの水辺空間において親水性に配慮した整備を進めるとともに、緑地や広場の整備による緑のネットワークづくりに努めます。

5. 調和のとれた居住環境づくり

市民が親しみやゆとりを感じ、誇りがもてるよう、地域の景観に配慮した良好な居住環境づくりを推進するとともに、多様な住宅需要の動向を把握しながら、市民のニーズに応じた良質な宅地の供給を促進します。

第3節 健やかに育ち、個性が輝く人づくりをめざして

1. 生涯学習による人づくり・まちづくりの推進

社会教育をはじめ、家庭教育、学校教育などにおけるすべての分野を生涯学習の一環としてとらえ、学習機会の拡充に努めます。

また、生涯学習拠点施設の活用促進や、既存施設の充実を進めるなど、学習環境の充実を図るとともに、地域における生涯学習を担う人材の発掘と育成に努めます。

さらに、生涯学習施設相互の連携を強化するとともに、各施設の情報ネットワーク化を推進し、体系的な学習推進体制を整備します。

2. 豊かな人間性を培う学校教育の充実

のびのびとした環境の中で確かな学力を身に付けられるよう指導の充実を図るとともに、新たな時代に適応した教育をはじめ、地域学習、人権教育など総合的な学習の充実を図り、生きる力や創造力、思いやりの心をもった人間性豊かな児童生徒の育成に努めます。また、心身の健全な発達を促すため、健康・安全教育の充実を図ります。

さらに、障害のある子どもなどの社会参加と自立の力を育成する特別支援教育の充実に努めます。

3. 青少年の夢を育む地域社会の醸成

家庭や地域、学校が一体となって、地域の特色を活かしたよりよい社会環境づくりを進めます。また、青少年健全育成活動を充実するとともに、青少年の活動を支援します。

4. 多彩で個性ある文化の創造と継承

多彩で個性ある市民文化の創造を図るため、市民の自主的な文化活動を支援するとともに、活動の促進する環境の充実に努めます。

また、いなべ市の歴史風土に育まれてきた文化財については、市民全体の共通の財産として、次代に引き継ぐための保護と継承に努めます。

5. 生涯スポーツの振興

市民の健康や体力づくりへの関心の高まりに対応し、多様な参加機会の提供に努めながらスポーツ活動の振興を図ります。

またスポーツを通じ、地域におけるさまざまな交流と連携を創出していくため、団体や指導者の育成・支援を推進するとともに施設の利用促進と維持管理の充実に努めます。

第4節 心ふれあう支え合いの地域づくりをめざして

1. 市民が参加する福祉のまちづくり

すべての市民が、家庭や住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民の福祉意識を醸成するとともに、地域福祉を担う人材や団体の育成とネットワーク化に努め、市民が支え合うまちづくりを推進します。

また、ノーマライゼーションの理念のもと、公共施設などのバリアフリー化や情報の提供、相談体制の充実に努め、福祉環境づくりを推進します。

2. 未来を育む児童福祉の推進

社会情勢の変化に対応し、仕事と子育てが両立できるよう保育内容の充実や施設の整備を図るとともに、地域ぐるみで子育て家庭を支援できる体制の充実に努めます。

また、次代を担う子どもの健やかな成長の支援に努めます。

3. いきいき暮らせる高齢者福祉の推進

高齢者に適した居住環境の整備を図り、やさしく住みやすいまちづくりを推進します。また、高齢者が生きがいをもって健康に暮らしていくことができるよう、就業機会の創出や社会参加の促進、健康づくりの支援などを図ります。

さらに、保健・医療・福祉が一体となって介護予防と自立支援に努めるとともに、介護保険事業の推進と介護支援体制の充実に努め、高齢者の心身の特性や介護の状況をふまえたサービスの充実に努めます。

4. みんなが支え合う障害者（児）福祉の推進

障害のある人のニーズに応じた在宅サービス、施設サービスの向上を図り、自立・介護支援に努めるとともに、障害の発生予防や早期発見、早期治療、機能回復訓練など保健・医療の体制充実に努めます。

また、社会のあらゆる分野で能力を発揮し、自立した生活を送ることができるよう、教育・就労環境の充実などに努めます。

5. 生涯を通じた健康づくりの推進

市民が生涯を通じて健康で生きがいをもって生活できるように、生涯の各段階に応じた健診や健康相談体制の充実と保健・予防体制の充実に努めます。

また、地域医療の充実に向け、在宅医療体制の拡充などを図るとともに、救急医療などの医療体制についても充実に努めます。

さらに、市民の健康管理意識を高め、自主的に健康づくりができる環境の整備を促します。

6. 安心して暮らせる社会保障の充実

市民が安心して医療を受けられるよう、国民健康保険事業の適正な運営に努めます。また、不安のない老後生活を送れるよう、国民年金制度の周知を図ります。

さらに生活困窮世帯に対しては、生活実態に即した相談・助言を適切に行うことにより、自立阻害要因を排除、自立更生意識を啓発することによって、生活の安定と自立の促進に努めます。

第5節 にぎわいを創出する活力豊かな 産業づくりをめざして

1. 魅力ある農林水産業の振興

高度な技術と優れた経営感覚を有する担い手の確保と地域営農組織の育成・強化を図り、農業経営の活性化に努めるとともに、優良農地の確保・集積による土地の保全と有効利用を図り、経営を支える生産基盤の整備を推進します。

また、作業受委託体制の整備、環境に優しい農業の促進、農産物のブランド化、加工・販売体制の整備、有害鳥獣対策の推進などにより、都市近郊型農業の振興を図ります。

さらに、市民とふれあう農業を推進し、都市住民のニーズに対応した多彩な地域農業の展開に努め、魅力ある農業の振興を図ります。

林業については、担い手の確保や合理化の推進等により、林業の振興を図るとともに、自然環境保全機能、レクリエーション機能等森林の多様な公益的機能の保全・整備に努めます。

水産業については、内水面養殖業と観光などの連携により、観光・レクリエーション機能を充実するとともに、水産加工物の開発などを進めます。

2. 活力ある工業の振興

高速交通網の整備による物流環境の充実を活かし、中部圏域の一面として活力ある工業の振興を図るため、既存企業の経営基盤の強化を促進するとともに、国内外の企業にいなべ市の魅力を積極的にアピールすることにより、優良企業の誘致を進めます。

また、地域資源を活かした新しい特産物加工の研究・開発、SOHO等の技術や情報を活用した起業などによる新しい産業づくりを支援します。

さらに、産・学・官が連携した工業の振興を図るため、県のメディカルバレー、シリコンバレー構想などを念頭におきながら、情報ネットワークなどの環境整備や本地域企業による積極的なインターンシップ受け入れなどについて体制づくりに努めます。

3. にぎわいある商業の振興

消費者ニーズの多様化や経済構造の変化、高度情報化に対応できるよう、商業基盤を整備し、中心市街地の活性化などを進めます。

また、広域から集客する個性的な店づくりを支援するとともに、特徴あるハイテク工業、伝統工芸、観光など幅広い分野との連携を含めた新しい商業の振興を図ります。

4. 観光の充実

多様な観光ニーズに対応するため、いなべ市の恵まれた自然資源や歴史文化資源の活用を図るとともに、広域連携による観光資源の活用や情報発信機能の充実、受け入れ体制の整備を進めます。

また、地域産業を活用した特産品の開発やイベントの開催、多様な媒体を活用した観光情報の集積と発信などに努め、地域のイメージアップと集客力の向上を図ります。

SOHO (Small Office Home Office)：在宅勤務も含めた新しい勤務形態を指す。

メディカルバレー、シリコンバレー：三重県は、先端的成長産業の集積を目指し、メディカルバレー構想（医療・健康・福祉）、シリコンバレー構想（半導体）、クリスタルバレー構想（液晶等）の3つのバレー構想を推進している。

インターンシップ：学生が一定期間企業等の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度。

5. 労働環境の改善

勤労者福祉制度の充実や雇用の安定を促進するとともに、産業構造の変化や女性・高齢者の社会参画に対応し、能力を活かし意欲をもって働くことができるような良好な労働環境の整備を促進します。

6. 消費者保護の推進

消費者保護を充実し、安心・安定した生活を確保するため、消費生活に関する情報提供や支援体制の充実を進めます。

第6節 思いやり、共に生きる市民社会をめざして

1. コミュニティ活動の推進

まちを誇りに思う気持ちを育み、心豊かな地域社会の形成をめざして、連帯意識や郷土愛に支えられた地域住民間のコミュニティ活動を積極的に支援し、活動を担う組織や人材を育成・支援していきます。

また、コミュニティ活動の場となる施設の整備充実を推進します。

2. 女（ひと）と男（ひと）が互いに認め合う社会づくり

すべての市民が性別に関わらず、お互いの人格や生き方を尊重し、共に社会的な責任を分かち合い、連帯する実質的な男女平等の社会、すなわち「男女共同参画社会」を実現することをめざします。

そのために、個人の尊重と男女平等の視点に立った意識の啓発・学習を進めるとともに、男女共生に向けた施策・方針の決定の場、地域活動での参画や就労環境の整備などを促進していきます。

3. 思いやりのある人権のまちづくり

市民一人ひとりの基本的人権が尊重され、自由で平等な社会の実現を図るため、市民の生活に関わるさまざまな分野で人権に関する施策のあり方について検討を深め、これらを体系化した人権教育の充実に努めます。

また、あらゆる機会や場を通して人権教育・人権啓発の充実に努め、市民の間での自主的な人権思想の学習と普及を推し進めます。

さらに、地域社会での人と人との交流、思いやり、助け合いを基盤にした地域活動を大切にし、人権が尊重されるまちづくりを進めていきます。

4. 市民参画のまちづくり

まちづくりは、市民と行政のパートナーシップが基本となります。市民の声や願いを大切にし、市民の創意と工夫による魅力的なまちづくりを推進していくため、市政への市民参画機会の拡大、広聴・広報活動の充実に努めます。

また、NPO活動やボランティア活動を促進するとともに、活動に携わる団体、個人の育成・支援に取り組みます。

5. 国際性豊かな人づくり・まちづくり

異なる文化や習慣をもつ人々との交流を通じて国際性豊かな人づくり・まちづくりを展開するため、海外の都市との都市間交流や市民レベルの自主的な国際交流を展開するほか、在住外国人が暮らしやすい環境づくりや国際貢献活動に取り組み、幅広い分野で国際交流・国際協力を推進します。

さらに、世界の人類が共存し、平和な生活を送ることができる社会環境づくりを進めます。



第5章 構想の推進に向けて

第1節 パートナーシップのまちづくり

情報公開や政策意見公募制度などの充実により、行政の一層の透明化を進めるとともに、市民と行政の協働を進め、互いの意識を高めながら、まちづくりを担うパートナーとしての関係を構築します。

第2節 行政運営の充実

職員の資質の向上や時流に対応した柔軟な体制づくりなど、士気の高い機動的な組織の構築に取り組み、行政機能の強化を図ります。

また、市民の視点に立った行政評価などの仕組みづくりを進め、明確な目標に基づき、サービスの効率と効果をふまえた合理的かつ計画的な行政運営を推進します。さらに、個人情報保護に十分配慮しながら、電子自治体などへの取り組みを推進し、業務の一層の効率化を図ります。

第3節 財政運営の充実

厳しい財政状況の中、新たな財政需要に対処していくため、自主財源の確保に努めるとともに、歳出の抜本的な見直しを図りながら、長期的な見通しに基づいた安定的な財政運営に努めます。

第4節 広域連携の推進

生活や活動範囲の拡大により多様化・高度化する市民ニーズに効率的かつ効果的に対応するため、近隣関係市町村との連携を強化し、共同で広域的な課題に取り組む体制の充実に努めます。

メモ覧

Handwriting practice area with 20 horizontal dashed lines.



宇賀溪の砂山

第3部 Master Plan

基本計画

- ◎第1章 市民生活を支え、豊かな交流を育む都市づくりをめざして
- ◎第2章 安心・安全の確保と資源循環型のまちづくりをめざして
- ◎第3章 健やかに育ち、個性が輝く人づくりをめざして
- ◎第4章 心ふれあう支え合いの地域づくりをめざして
- ◎第5章 にぎわいを創出する活力豊かな産業づくりをめざして
- ◎第6章 思いやり、共に生きる市民社会をめざして
- ◎第7章 計画の推進にむけて



聖宝寺のもみじ

第1章

市民生活を支え、豊かな交流を育む都市づくりをめざして

- 第1節 充実した公共交通網の整備・促進
- 第2節 情報ネットワークづくりの推進
- 第3節 快適な道路網の充実
- 第4節 暮らしを支える上水道の充実
- 第5節 美しい水環境の創出
- 第6節 秩序ある土地利用の推進

第1章 市民生活を支え、豊かな 交流を育む都市づくりをめざして

第1節 充実した公共交通網の整備・促進

【現状と課題】

鉄道やバスなどによる公共交通は、市民の日常生活が安全かつ円滑に営まれるために大変重要な役割を果たしています。

本市の鉄道は、三岐鉄道三岐線及び三岐鉄道北勢線の2路線が旅客営業を行っています。三岐鉄道三岐線については、地域におけるコミュニティ活動の場として特色ある駅づくりを進めてきましたが、近年利用者の減少が進んでおり、地域住民の大切な交通手段として安定した運行を確保していくため、利用促進に取り組む必要があります。また、三岐鉄道北勢線については、かつて路線廃止が危ぶまれていましたが、沿線市町からの存続要望と支援を受け、平成15年4月から現在の三岐鉄道株式会社が事業譲受し運行を継続しています。しかし、利用者の増加が存続に不可欠であるため、

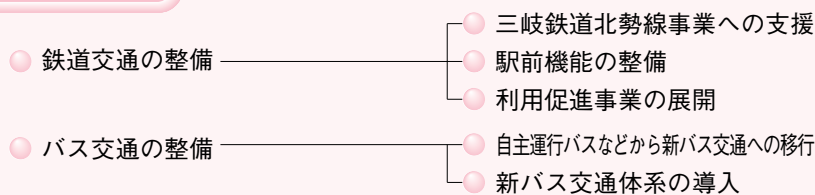
現在、国土交通省との連携による高速化工事やリニューアル工事を進めており、今後さらなる利用促進策を推進していくことが課題となっています。

バス交通については、合併前の旧4町がそれぞれ実施していた自主運行バス、福祉バス、スクールバスを継続して運行しており、民間では、三重交通による定期バスが1路線、八風バスによる路線バスが一部の地域で運行されています。今後のバス交通については、市内全域を視野に入れた公共性のある運行方法や地域のニーズなどをふまえ、公益的施設への容易なアクセスや鉄道との円滑な連絡などを進め、市民の利便性を高めるとともに、いなべ市としての一体感を創造していくための交通体系へと整備していくことが求められています。

【基本方針】

- 三岐鉄道三岐線・北勢線の2つの鉄軌道は、市外への移動における中心的公共交通であり、鉄道事業者、鉄道関係組織などとの協調のもと、安全性、利便性、快適性を向上させるための整備や鉄道事業者への支援を行い、利用促進を図ります。
- バス交通については、新たなコミュニティバスを導入して、旧4町で実施していた自主運行バス、福祉バス、スクールバスなどの役割分担や機能を継承し、市民にとって利便性が高く、またいなべ市として一体感のもてる新たな交通体系としての整備を図ります。

施策の体系



【施策】

1. 鉄道交通の整備

- (1) 三岐鉄道北勢線事業への支援

三岐鉄道北勢線の存続を図るため、高速化工事を促進するとともに、三岐鉄道北勢線事業における軌道・駅舎などの整備について、鉄道事業者・関係機関と協議を進めながら協力・支援に努めます。
- (2) 駅前機能の整備

駅前機能について、市民の利便性の向上を図るため、ロータリーの整備、駐車場や駐輪場の整備を進め、パークアンドライド、キスアンドライド、サイクルアンドライドなどの機能を充実します。
- (3) 利用促進事業の展開

鉄道利用を促進するため、広報媒体の活用をはじめ、各種ソフト事業などを推進します。

2. バス交通の整備

- (1) 自主運行バスなどから新バス交通への移行

自主運行バス、福祉バス、スクールバスなど、市民生活にとって必要不可欠な市内既存バス路線については、新バス交通システムの再編までの間、運行確保に努めます。
- (2) 新バス交通体系の導入

新たなバス交通体系の導入をめざし、いなべ市新バス交通基本構想に基づき、関係機関との連携を図りながら既存のバス路線を再編し、福祉、医療、買い物、通学など、市民の日常生活の利便性向上を図るコミュニティバスとしての実証運行を行います。また、運行にあたっては、全市的な展開を図るとともに、鉄道と結節させフィーダー交通としての機能を高めます。

■ 施策成果指標

指標名	現状値 (平成16年度)	目標値	
		平成22年度	平成27年度
鉄道利用者数 ※1	1,922,000人	2,885,000人	3,229,000人
コミュニティバス路線整備地区数 ※2	0地区	3地区	4地区

※1) 三岐鉄道北勢線の年間利用者数(北勢線活性化基本計画より)
 ※2) 実証運行をふまえ、本運行として決定した路線整備地区



三岐鉄道北勢線

キスアンドライド：自動車を用いた送迎による公共交通機関への乗り継ぎシステムであり、一般的に家庭などの親しい個人による送迎を指す。

サイクルアンドライド：自宅から最寄りの鉄道駅まで自分で自転車を運転し、駅周辺に駐輪して鉄道に乗り継ぎ、都心などの目的地まで移動する方法のこと。

フィーダー交通：フィーダー(feeder)とは、河川の支流という語源から、交通機関の支線のことを指す。幹線交通に交通を集中したり、幹線交通から交通を分散したりする役割を持つ。鉄道の場合には、バスやタクシーなどの端末交通が、道路では幹線道路に接続する補助幹線道路や区画道路がこの役割を担う。

第2節 情報ネットワークづくりの推進

【現状と課題】

わが国の情報通信技術の発展はめざましく、パソコンなどの情報機器類は家庭にも急速に普及しています。また、インターネットの普及による世界的規模の情報通信ネットワークの構築やケーブルテレビ、携帯電話などにより、個人や企業が広く情報を受発信できる環境が整いつつあります。さらに、インターネットなどを活用した新たなベンチャーやサービスが次々に登場し、大きな活力が生まれるなど、社会経済や生活面での変革が進んでいます。

本市の情報通信基盤は有線系と無線系に大別され、有線系については、総務省の新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業により、市内全域にケーブルテレビ網を整備しています。現在この情報網を活用し、市の行政情報番組「いなべ10」を制作委託しているほか、インターネットの接続環境も整備しており、多くの市民が多様に利用しています。無線系については、固定式音声受信機により、災害時の広報などに活用しています。

国では、「いつでも、どこでも、何でも、誰

でも」ネットワークによって簡単につながるユビキタス社会の実現をめざした「u-Japan構想」が進められており、今後「人と人」のコミュニケーションだけでなく、「人とモノ」、「モノとモノ」のコミュニケーションも活発化していくことが予想されます。また、増大するコミュニケーションの重要性をふまえ、これまでの「IT (Information Technology) 政策」から「ICT (Information & Communications Technology) 政策」へと名称が変更されています。

こうした動向をふまえ、本市においても今後のさらなる高度情報化の流れの中で、時代に合った積極的な情報通信ネットワークの整備を進めることにより、日常生活の利便性向上や文化・産業の振興、災害時の早期対応を図るとともに、行政の各分野において情報化の成果を積極的に活用して、サービスの拡充を推進するなど、新しい時代にふさわしいまちづくりの仕組みを築いていく必要があります。

【基本方針】

- 「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークによって簡単につながるユビキタス社会の実現をめざし、情報通信基盤の整備や情報システムの導入などを

推進します。

- 行政の高度情報化を積極的に推進し、市民の利便性の向上を図ります。

【施策】

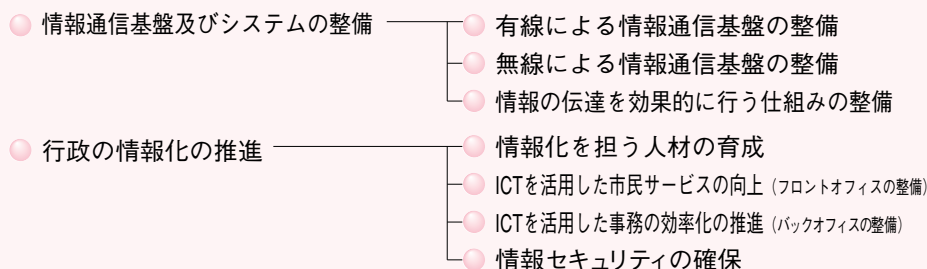
1. 情報通信基盤及びシステムの整備

(1) 有線による情報通信基盤の整備

有線による情報の伝達については、高速、大容量を実現できるFTTH

(Fiber To The Home) のネットワーク網(光ファイバー網)を通信事業者に働きかけ、通信サービスの利便性向上を図ります。

施策の体系



(2) 無線による情報通信基盤の整備

携帯電話や広報無線、行政無線などをはじめとする無線通信による情報の伝達は、平常時はもとより、災害時、有線による通信が遮断されたときの重要な通信手段となるため、基盤整備を推進します。

(3) 情報の伝達を効果的に行う仕組みの整備

平成23年にすべてのテレビ放送がデジタル化されることを受け、市民生活に支障をきたさないよう準備を進めます。また、有線・無線による情報の伝達基盤の整備とともに、その基盤を利用した各種のアプリケーションを市民に提供していきます。

2. 行政の情報化の推進

(1) 情報化を担う人材の育成

市役所内に情報化推進委員を設置し、職員のICT技術の底上げを行うとともに、4庁舎に分散している情報資源（パソコン、ネットワーク）の管理体制の充実を図ります。

(2) ICTを活用した市民サービスの向上（フロントオフィスの整備）

電子入札、電子申請、施設予約、図書館利用システムなど、市民からの申請などについて、インターネットを利用し、24時間受付ができるシステム（業務の仕組みを含む）を構築し、市民生活の利便性向上を図ります。

(3) ICTを活用した事務の効率化の推進（バックオフィスの整備）

市民サービスを向上するフロントオフィスの整備を受け、庁内業務の仕組みを改良し、その仕組みをスムーズに運用するためのシステムを構築します。

(4) 情報セキュリティの確保

個人情報の保護をはじめとして、情報システムの安全性と信頼性を確保するため、セキュリティポリシーを基準にした運用手順書を作成し、コンピュータシステムにおける対策を進めるとともに、情報取り扱いルールの徹底を推進します。

■ 施策成果指標

指標名	現状値 (平成16年度)	目標値	
		平成22年度	平成27年度
無線による情報通信基盤の整備 ※1	15%	70%	100%
電子申請などの利用可能アプリケーションの数（フロントオフィスの充実）	0個	3個	20個
業務用コンピュータアプリケーションの数（バックオフィスの充実）	0個	6個	7個

※1) 行政からの情報を直接全市民に周知できる端末の整備

フロントオフィス：顧客と実際にやりとりをする営業や顧客部門のこと。

バックオフィス：前面に出ることなく後方で事務や管理業務を行う部門のこと。

セキュリティポリシー：情報保護に関する基本方針。情報の目的外利用や外部からの侵入、機密漏洩などを防止するための方針を定めたもの。

第3節 快適な道路網の充実

【現状と課題】

道路は、市民生活と産業活動を支え、また、災害時には避難路ともなる重要な都市基盤であり、沿道の活用も含めうるおいのある生活を営むための大切な空間でもあります。

本市の道路体系は、南北に縦断する国道306号、365号と、東西に横断する国道421号を中心に、主要地方道、県道がこれらを補完し、道路交通の骨格が形成されています。

このうち、本市と彦根・東近江方面とを結ぶ国道306号と国道421号は峠付近が狭く、冬期には閉鎖になるなど、滋賀県方面との広域道路ネットワークが不十分なため、この道路改良が課題となっています。また、国道365号については、バイパス工事が進められており、早期完成を促進する必要があります。

その他、生活道路として大きな役目を担っている県道、市道については、未改良箇所が多く順次改良を進めていくとともに、

幹線道路を軸として市域の一体的で有機的な道路網が形成されるよう、整備を進める必要があります。また、冬期の山間部の除雪・融雪体制を充実し、交通安全の強化に努めることが求められています。

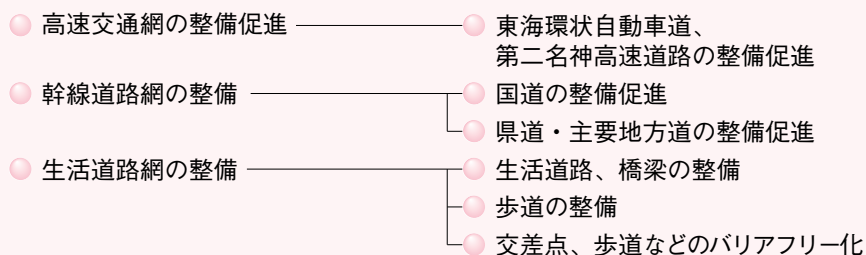
さらに現在、東海環状自動車道、第二名神高速道路の整備が進められており、大安地区、北勢地区にインターチェンジが建設される予定となっています。これにより、本市も国土幹線レベルの高速ネットワークへのアクセス機能をもつことになるため、この機能を十分に発揮できるよう、市内道路網の整備を充実させていく必要があります。

また、今後の道路整備にあたっては、子どもや高齢者をはじめすべての人に安全な道路、環境や防災に配慮した道路など、道路の多様な機能を十分に発揮させるとともに、広域的整備、まちづくりとの一体的整備など多方面からの取り組みが求められています。

【基本方針】

- 東海環状自動車道、第二名神高速道路の早期整備を促進します。
- 市内幹線道路網の充実に努め、市域の一体性を高めるとともに、近隣市町を結ぶ広域幹線道路網の整備を促進します。
- 通勤、通学の利用者や高齢者など誰もが安全で快適に通行できるよう、生活道路、歩道の整備を推進するとともに、市民の日常生活の利便性向上を図るため、公共施設及び公共拠点間を結ぶ交通の確保や緊急時に迅速な対応が図れる道路環境の整備に努めます。

施策の体系



【施策】

1. 高速交通網の整備促進

(1) 東海環状自動車道、第二名神高速道路の整備促進

東海環状自動車道、第二名神高速道路の早期整備とそのアクセス道の整備などについて、国・県などの関係機関に要請するとともに、事業実施にあたっての周辺地域の生活環境への配慮や環境保全対策など、利便性や快適性向上への取り組みを要請します。

2. 幹線道路網の整備

(1) 国道の整備促進

国道306号新鞍掛トンネル及び国道421号石樽トンネルの整備促進を図ります。また、国道365号バイパスの早期完成を促進し、広域道路ネットワークの充実を図ります。

(2) 県道・主要地方道の整備促進

県道四日市員弁線バイパスの整備促

進をはじめ、近隣市町、工業地帯などを結ぶ道路網の整備を促進するとともに、市内幹線道路ネットワークの充実を図ります。

3. 生活道路網の整備

(1) 生活道路、橋梁の整備

集落間や公共施設間を結ぶため、関係自治会、地権者の協力を得て生活道路や橋梁の整備を図ります。

(2) 歩道の整備

通勤・通学などの自転車、歩行者の安全を図るため、歩道の整備を進めます。

(3) 交差点、歩道などのバリアフリー化

高齢者や障害のある人の利便性や快適性の向上に向け、道路環境のバリアフリー化に努めます。

■ 施策成果指標

指標名	現状値 (平成16年度)	目標値	
		平成22年度	平成27年度
市道の改良延長	461 km	465 km	473 km

第4節 暮らしを支える上水道の充実

【現状と課題】

本市の水道は、上水道と簡易水道からなっており、普及率は99%と概ね市内全域に安定して供給できる体制となっています。現在、給水区域を拡大し、未給水区域の解消に努めていますが、こうした地域への対策が課題となっています。

水道は、市民にとって最も大切なライフラインの一つであることから、災害時を想定した代替性のある配管布設や水質の維持・向上などの管理体制を充実させていくことが求められています。

水需要の増加に対しては、必要に応じて給水区域、給水人口、給水量を見直していく必要があります。

水源については、鈴鹿山脈、養老山地、員弁川の伏流水を利用しており、安全で安定した給水を確保するため、水道水源保護条例を制定し、水源周辺の環境保全に努めています。今後とも水源の維持管理をはじめ、水源周辺の環境の保全に努めるとともに、給水サービスの向上と安全で安定した水の供給に努めていく必要があります。

【基本方針】

- 水源水質の監視体制の強化など、水源の管理に努め、安全で安定した飲料水の確保と供給を図ります。また、緊急時に対応できる給水体制の強化を図ります。
- 生活用水の安定した供給を図るため、施設の改良、整備ならびに維持管理に努め

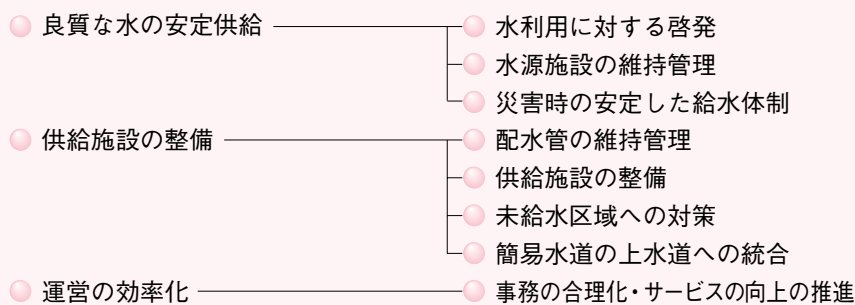
ます。また、既存の簡易水道の維持管理を充実するとともに、住民ニーズを尊重しながら、上水道への統合を図ります。

- 水道事業を健全に運営するため、事務の合理化とサービスの向上に努めます。

■ 上水道の状況

年 度	給水人口 (人)	給水件数 (件)	年間給水量 (m ³)	1日平均使用量 (m ³)	1件当たり年間使用量 (m ³)
平成12年度	46,087	14,445	5,274,768	14,451	365
平成13年度	46,017	14,528	5,206,792	14,265	358
平成14年度	46,179	14,722	5,307,129	14,540	360
平成15年度 (新市以前)	45,946	14,773	3,478,462	14,256	235
平成15年度 (新市以降)	45,160	15,232	3,572,992	14,643	112
平成15年度 (合計)			5,293,712	14,503	345
平成16年度	45,173	15,455	5,370,948	14,740	347

施策の体系



【施策】

1. 良質な水の安定供給

- (1) 水利用に対する啓発

広報などにより、水資源の大切さ、節水意識の啓発を図ります。
- (2) 水源施設の維持管理

水道水源保護条例に基づき、水源の水質汚濁の防止を図るため、定期的な水質検査を行うなど、水質監視体制を強化します。
- (3) 災害時の安定した給水体制

地震災害などに備え、水道施設の耐震化、給水タンク・応急復旧用資機材の確保と整備、近隣市町との応援体制の強化などを進めます。

2. 供給施設の整備

- (1) 配水管の維持管理

老朽管の漏水調査や漏水防止対策、

布設替えなどの維持管理を図り、有収率の向上に努めます。

- (2) 供給施設の整備

浄水場、配水施設の遠方監視装置の導入などにより、運営・管理の効率化を図ります。
- (3) 未給水区域への対策

水需要の増加や市の開発計画にあわせて配水設備の整備を図ります。
- (4) 簡易水道の上水道への統合

住民への説明会を実施し、現在ある簡易水道を上水道へ統合を図ります。

3. 運営の効率化

- (1) 事務の合理化・サービスの向上の推進

料金徴収や検針業務などの合理化をさらに推進し、経費削減とサービス向上を図ります。

■ 施策成果指標

指標名	現状値 (平成16年度)	目標値	
		平成22年度	平成27年度
1年当たりの有収率 ※1	86.4%	89.0%	92.5%
1 t 当たりの給水原価	187.39円	154円	122円

※1) 配水量÷給水量



第5節 美しい水環境の創出

【現状と課題】

本市の下水道は、3市4町が接続する北勢沿岸流域下水道（北部処理区）に接続する流域関連公共下水道事業と農業集落排水事業により、平成22年度を目標に下水道計画区域内の整備を進めています。

整備の進捗をみると、供用は平成16年度末で92.9%の整備率であり、このうち下水道本管への接続率（水洗化率）は

80.2%となっています。また、下水道計画区域外では、合併処理浄化槽の設置を促進しています。

下水道の整備が進む中、今後は、水洗化の促進と汚水処理施設や中継ポンプ及び管路の適正な保守管理を行っていくことが課題となっています。

【基本方針】

- 都市化の進展にともなう生活雑排水及び産業排水の増大に対し、生活環境の改善と公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な住環境の整備の向上を図るため、下水道の整備を推進します。
- 施設の適切な維持管理につとめ、事業の効率的な運営を図ります。
- 下水道計画区域外における浄化槽の設置を推進します。
- 供用開始区域における下水道接続への普及・啓発活動を推進します。

【施策】

1. 下水道の整備

(1) 下水道計画区域の整備

下水道計画区域を早期に整備し、市内全域の整備を完了します。

(2) 区域外の整備

開発にともなう住宅や事業所の新設にあわせ、適宜、下水道計画区域への編入もしくは浄化槽の整備を進めます。

2. 下水道の普及推進

(1) 水洗化率向上の推進

未接続世帯へ周知するため、下水道事業についての理解と広報活動の充実を図り、受益者に接続を促します。

3. 運営の効率化

(1) 維持管理体制の充実

処理場及びポンプ施設の総合的な管理システムの導入を図り、経費の節減を図ります。

4. 浄化槽設置の促進

(1) 浄化槽補助金制度の推進

下水道計画区域外を対象に、浄化槽設置補助金及び維持管理補助金制度の利用を促し、浄化槽の設置を推進します。

施策の体系

- 下水道の整備
 - 下水道計画区域の整備
 - 区域外の整備
- 下水道の普及推進
 - 水洗化率向上の推進
- 運営の効率化
 - 維持管理体制の充実
- 浄化槽設置の促進
 - 浄化槽補助金制度の推進

■ 施策成果指標

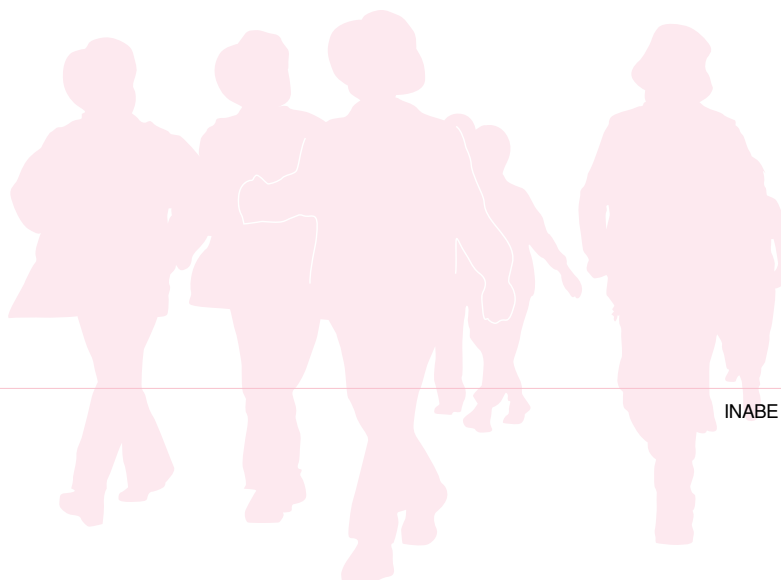
指標名	現状値 (平成16年度)	目標値	
		平成22年度	平成27年度
下水道整備率 ※ 1	92.9%	99.5%	100.0%
下水道接続率 (水洗化率) ※ 2	80.2%	95.0%	100.0%

※ 1) 供用開始面積 ÷ 事業認可面積

※ 2) 水洗化人口 ÷ 供用開始区域内人口



北部浄化センター



第6節 秩序ある土地利用の推進

【現状と課題】

快適で豊かな生活を営むため、貴重な資源である土地の公共性をふまえた配慮ある利用が求められています。

本市の土地利用の状況は、市域面積21,958.0haのうち都市計画区域が6,291.6haとなっており、合併前のまちづくりの経緯によって、桑名都市計画区域、大安都市計画区域、北勢都市計画区域の3つの異なる都市計画区域が存在しています。また、それぞれの都市計画区域は、市街化区域、市街化調整区域をもつ線引き都市計画区域と都市計画区域外をもつ員弁町、用途地域の指定を行っている非線引き都市計画区域と都市計画区域外をもつ大安町、用途指定のない非線引き都市計画区域と都市計画区域外をもつ北勢町と異なった性格を有しており、同じ市域の都市計画区域として統合を図る必要があります。

今後の土地利用の方向については、既存市街地及び既存集落の生活環境の向上、優良農地の保全と遊休農地の活用のほか、東海環状自動車道の整備にともなう開発ポテンシャルを活用した適切な土地利用などが求められます。このため、都市計画区域の統合にあわせ、市街化区域と市街化調整区域を指定する区域区分を導入し、用途地域指定などによる土地利用の規制・誘導が必要となります。

また、市北部及び都市計画区域周辺の農業振興地域や市域の約6割を占める山林については、豊かな緑と一体化した生活環境とふるさと景観を形成しているだけでなく、希少な動植物が生息する恵まれた自然環境や美しい水環境の保全、災害防止といった公益的機能を果たしています。しかし、今後は都市化の進展にともない、無秩序な土地利用の進行も予想されることから、健康で快適、豊かで安全な市民生活を営むことができるよう、土地利用の規制と誘導を図る必要があります。

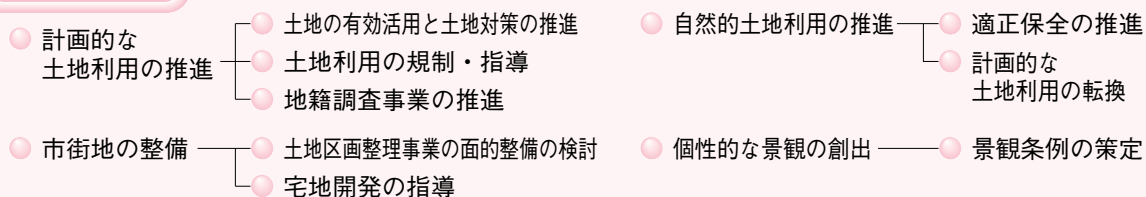
このほか、今後の定住人口の増加策をはじめ、企業誘致の推進などにより、住居系や工業系を中心に新たな土地需要が発生することが予想されるため、秩序ある総合的で計画的な土地利用を推進していくことが重要となっています。

また、優れたまちの景観は、まちに個性と魅力を与え、人々の愛着心を育て、心のよりどころとなります。今後、さまざまな分野において景観形成への総合的な取り組みを推進することにより、市民が愛着と誇りをもって快適に暮らすことができ、訪れる人々が親しみと魅力を感じる個性とうるおいある美しいまちづくりを進めることが期待されています。

【基本方針】

- 自然環境と調和した安全で個性的なまちづくりを進めるため、地域の特性に応じた適正で計画的な土地利用に努めます。
- 土地区画整理事業などの導入による面的整備を図り、土地の有効利用を進めるとともに、宅地開発などを計画的に進め、良好な市街地の形成を図ります。
- 農地や山林は、農産物などの生産の場としてだけでなく、水源のかん養や災害の防止といった国土の保全、緑あふれるう

施策の体系



るおいある空間の提供などを通じ、市民生活の安定と向上に大きな役割を果たしています。こうした役割をさらに発展させ、豊かな緑と一体化した安心で魅力的な生活環境の形成を図ります。

●歴史、文化、自然を活かし、まちの個性や魅力あふれる景観を保全し、景観をあるべき姿へと誘導していきます。

【施策】

1. 計画的な土地利用の推進

(1) 土地の有効活用と土地対策の推進

人と自然が調和し、バランスのとれた総合的かつ計画的な国土利用を進めるとともに、都市計画の基本的な方針となる都市計画マスタープランの策定により、適正かつ合理的な土地利用を推進します。

(2) 土地利用の規制・指導

機能的で秩序ある市街地を形成するため、実態に応じた都市計画区域、用途地域の見直しを計画的に行い、土地利用の誘導を図ります。

(3) 地籍調査事業の推進

限りある国土の有効活用・保全を図るとともに、公共事業の計画的な推進と、土地に関わるトラブルの未然防止に役立て、市民が安心して土地の取引ができるよう、土地の実態を正確に把握する地籍調査を推進します。

2. 市街地の整備

(1) 土地区画整理事業の面的整備の検討

快適で秩序ある住宅地の供給を図るため、関係者の理解と協力を得て、阿下喜駅周辺などの新たな市街地を中心に土地区画整理事業などの面的整備の実施を検討します。

(2) 宅地開発の指導

良好な住宅環境を確保するため、開発指導要綱をより充実し、新たな宅地開発に対する適切な指導に努めます。

3. 自然的土地利用の推進

(1) 適正保全の推進

農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、自然循環システムの維持に配慮するとともに、農林業の生産活動とゆとりある人間環境の場としての役割に配慮して、無秩序な土地利用には指導に努め、適正な保全と耕作放棄地などの適切な利用を図ります。

(2) 計画的な土地利用の転換

土地利用の転換については、容易に元に戻せないこと、生態系をはじめとする自然のさまざまな循環系に影響を与えること、また緑地空間としての役割や災害防止機能にも着目し、慎重な配慮のもとで計画的に行います。

4. 個性的な景観の創出

(1) 景観条例の策定

市としての景観に対する基本的な考え方を確立し、その誘導方針を定めるため景観条例の策定に取り組みます。

農業振興地域：農業の近代化、公共投資の計画的推進など、農業の振興を図ることを目的に、「農業振興地域整備法」で定められた地域。

土地区画整理事業：道路や宅地が不足していたり、宅地の形状が不整形で宅地としての土地利用上好ましくない場所を、道路、公園といった公共施設の整備と同時に個々の宅地まで含めて整備する総合的なまちづくりの方法。



いなべ公園の雪景色

第2章

安心・安全の確保と資源循環のまちづくりをめざして

- 第1節 災害に強いまちづくり
- 第2節 安全で明るいまちづくり
- 第3節 環境にやさしいまちづくり
- 第4節 みどり豊かなまちづくり
- 第5節 調和のとれた居住環境づくり

第1節 災害に強いまちづくり

【現状と課題】

自然災害をはじめとするあらゆる災害から市民の生命と財産を守り、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めることは、行政の最も基本的で重要な役割です。

本市は、東南海・南海地震の地震防災対策推進地域に指定されているとともに、鈴鹿東縁断層をはじめいくつかの活断層による直下型地震の発生も予測されており、これらを想定した対策が求められています。このため、阪神・淡路大震災などの教訓を活かし、さまざまな角度から検討を加え、防災体制の確立に努めています。

また本市では、平成11年に藤原岳土石流災害が発生するなど、山間部には急峻な勾配で蛇行している小河川が数多くあり、土石流が発生しやすい状況にあります。現在、土砂災害情報相互通報システムを確立し、災害情報の収集・提供の迅速化に努めるとともに、山腹崩壊や下流域への土砂流出を防ぐため、法面保護や広葉樹林の植林をはじめ、砂防ダムの整備が進められてお

り、今後とも自然環境との調和や生態系に配慮しながら、計画的な事業の推進に努める必要があります。

災害に強いまちづくりを進めるためには、日頃から市民一人ひとりが自主防災の意識をもち、災害発生時に的確に対処できる知識を身につけ、地域の人々が協力して防災活動を行っていく自主防災組織の育成が重要です。また、幅広い市民や防災関連機関の参加と協力による防災訓練を充実し、地域社会を含めた防災体制を確立していく必要があります。

さらに、災害発生時に迅速に対応し被害を最小限に食い止めるためには、地域防災ネットワークを確立し、災害情報の収集・伝達体制を整備しておくとともに、想定される災害の規模や内容を検討し、避難所の位置や設備、避難経路の見直しを進めるなど、防災施設の充実に努めていかなければなりません。

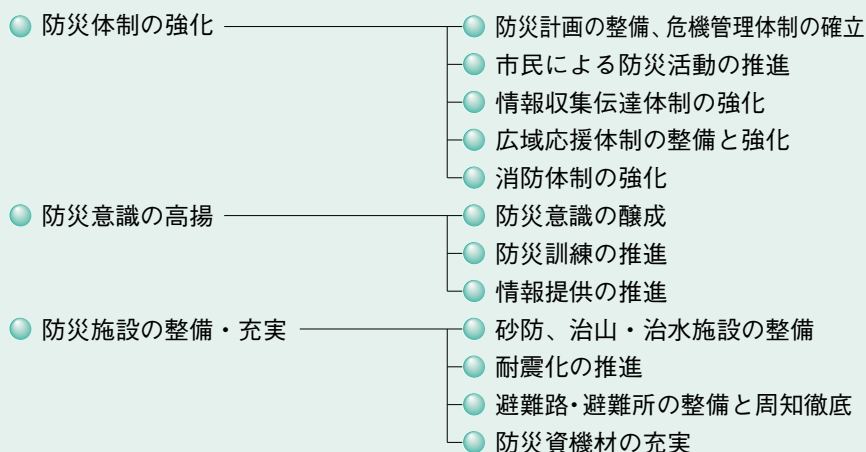
【基本方針】

- 地域防災の基本となる地域防災計画を定期的に見直し、災害から市民の生命・財産を守るため、災害の防止、防災施設の整備、防災活動体制の強化など、総合的な防災体制の確立を図ります。
- 市民の防災意識の高揚に努め、自主防災組織の育成を図るなど、地域における自主的な防災活動を促進するとともに、災害時の情報伝達体制や広域応援体制を整

備し、「自分たちのまちは自分たちで守る」という基本的視点に立ち、市民による防災活動を推進します。

- 災害の発生に備え、砂防、治山・治水施設の整備を促進するとともに、避難所など防災拠点の整備や防災資機材の整備・充実などに努めるなど、防災施設の充実に図ります。

施策の体系



【施策】

1. 防災体制の強化

(1) 防災計画の整備、危機管理体制の確立

東南海・南海地震対策や風水害などによる土砂災害対策を重点化した地域防災計画の策定を進めます。また、全庁的・総合的な危機管理体制を確立するため、危機管理に対する組織体制の強化及び危機管理マニュアルの整備を進めます。

(2) 市民による防災活動の推進

地域の実情に応じ、自治会などを中心とした自主防災組織の育成に努めるとともに、行政の防災体制との連携を図ります。また、災害発生時に個人、グループ、企業などのボランティアが被災者の要請に応じて円滑に活動できるよう、関係機関と連携し、活動体制や環境などの整備を図ります。

(3) 情報収集伝達体制の強化

防災行政移動無線については、非常時に防災関係機関及び同施設間の効率的、効果的な運用を図るため、地域防災ネットワークを確立します。また、

同報無線については、システムの統一と充実を図っていきます。

また、雨量計や監視カメラをはじめ、土砂災害情報相互通報システムやケーブルテレビなどのICTを活用し、市民への災害情報の提供や市民からの被災状況の情報などの収集を行うなど、災害発生時における市民との双方向情報伝達機能を強化します。

(4) 広域応援体制の整備と強化

広域的な防災対策を円滑に進めるため、情報連絡体制の整備など相互応援体制を強化するとともに、災害の規模や内容を想定し新たな広域応援体制の整備に努めます。

(5) 消防体制の強化

桑名消防本部と連携し、消防車両や資機材の整備を進めるとともに、人材の育成・強化に努めるなど、消防力の向上を図ります。また、消防団活動の充実を図るため、車両・資機材などの年次的な整備に努めます。

2. 防災意識の高揚

(1) 防災意識の醸成

広報紙やホームページなどあらゆる広報媒体を活用するほか、各種研修会を開催するなど、市民や事業者に災害に対する準備の必要性について理解を深めてもらうとともに、危機管理・防災意識の醸成に努めます。

(2) 防災訓練の推進

幅広い市民や防災関連機関の参加のもと、定期的に防災訓練を実施し、地域における連携体制及び防災力の強化に努めます。また、不特定多数の人が出入りする施設や危険物取扱施設を管理運営する事業者に対し、日常の整備・点検の強化に加えて防災訓練の実施や危機管理マニュアルの作成を促進します。

(3) 情報提供の推進

地域の状況に応じた防災マップ（ハザードマップ）に基づき、危険箇所をはじめ、避難所や避難経路の見直しと周知徹底により市民が安全に避難できるよう情報提供に努めます。

3. 防災施設の整備・充実

(1) 砂防、治山・治水施設の整備

土砂流出などの災害から地域住民を

守るため、砂防、治山・治水事業を推進します。また、事業の推進にあたっては、自然環境や生態系、景観などへの配慮に努めます。

特に坂本、大貝戸地区における事業の早期完了に向けて県などとの連携を図るとともに、移住地の住宅団地の造成事業も併せて推進します。

(2) 耐震化の推進

防災拠点施設、学校や避難所など地震防災上緊急に整備すべき施設などから計画的に耐震化を進めます。また、一般住宅についても、広報などを通じ耐震化に対する情報提供を行うなど、住宅の耐震化を促進します。

(3) 避難路・避難所の整備と周知徹底

避難所の適正配置と充実に努めるとともに、毛布や食料品などの生活必需品の備蓄及び円滑な供給体制の整備を進めます。

(4) 防災資機材の充実

防災資機材の定期点検を実施し、資機材の適切な維持管理に努めます。また、土のう・砂・木材・松杭などの防災資機材の充実に努めます。

■ 施策成果指標

指標名	現状値 (平成16年度)	目標値	
		平成22年度	平成27年度
消防力の充足率 ※1	65%	70%	75%

※1) 消防庁の基準に基づく消防設備及び消防水利の目標に対する現有割合

■ 火災の状況

区分	火災種別 (件)					死傷者 (人)		焼失面積		損害額 (千円)
	総数	建物	林野	車両	その他	死者	傷者	建物 (m ²)	林野 (a)	
平成12年	50	15	4	4	27	0	2	1,411	46	75,479
平成13年	52	23	5	3	21	0	0	1,266	4	106,440
平成14年	32	9	4	1	18	1	2	196	10	3,931
平成15年	34	13	5	2	14	0	2	849	33	13,240
平成16年	25	8	1	4	12	0	5	199	4	20,944

資料：桑名市消防本部



防災訓練



砂防ダム



第2節 安全で明るいまちづくり

【現状と課題】

犯罪のない安全な地域社会の実現は、快適な市民生活にとって基本的な要素となります。近年、市民が日常生活に不安を抱くような事件が全国的に続発する一方で、都市化の進展や生活様式の多様化にともない、地域社会が伝統的に有してきた犯罪抑制機能が低下してきています。

本市では、市民のボランティア組織による巡回パトロールが実施されるなど、地域ぐるみの防犯活動が芽生えつつあります。今後とも警察をはじめ、生活安全協会などの各種団体と行政が一体となって、犯罪が起こらない、犯罪を起こさせないといった

地域の安全確保に向けた取り組みを強化していく必要があります。

自動車は、日常生活や社会経済活動を支える基盤として欠かせない存在となっておりますが、交通事故による負傷者数は依然多く、特に高齢者の事故が増加しています。

そのため、今後とも交通安全施設の整備を進めるとともに、関係機関などと連携を図りながら、交通ルールやマナーの励行などについて幅広い普及・啓発活動を展開する必要があります。

■ 交通事故の状況

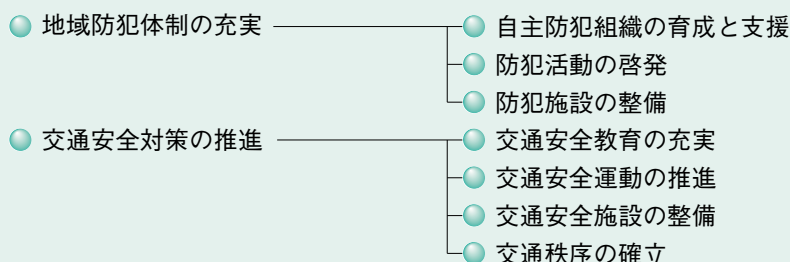
区 分	発生件数(件)	死者(人)	負傷者(人)
平成12年	217	6	276
平成13年	211	5	276
平成14年	203	4	261
平成15年	216	7	306
平成16年	204	1	277

資料：いなべ警察署

【基本方針】

- 市民生活の安全を確保するため、関係機関、関係団体などと連携して、市民の防犯意識の高揚に努め、地域ぐるみの自主的な地域安全活動を促進するとともに、防犯施設の整備・充実に努めます。
- 交通事故のない快適な交通社会をめざして、関係機関、関係団体などと連携して、交通安全教育や啓発などによる交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備・充実に努めます。

施策の体系



【施策】

1. 地域防犯体制の充実

- (1) 自主防犯組織の育成と支援

生活安全推進協議会を設置し、自主防犯活動の活性化を図るとともに、自主防犯組織に対して、資機材の貸与などの援助、安全な活動に向けた助言、その他指導を行います。
- (2) 防犯活動の啓発

防犯活動の紹介や、犯罪の状況の広報により防犯活動の啓発を行います。
- (3) 防犯施設の整備

地元自治会からの要望により、防犯灯の設置を計画的に進めます。

2. 交通安全対策の推進

- (1) 交通安全教育の充実

安全運転の励行、交通マナーの向上、安全意識高揚のために、運転者及び歩行者を対象とする講習会や交通教育を実施します。特に高齢者、子どもに対しては、交通事故から身を守るための交通安全教育を推進します。

(2) 交通安全運動の推進

いなべ警察署、いなべ地区交通安全協会を中心に各種団体組織の協力を得て、年4回の交通安全運動や毎月11日の早朝街頭指導など、年間を通じての市民総参加による安全運動を推進します。また、広報紙、パンフレットなどによる広報活動の一層の充実を図ります。

(3) 交通安全施設の整備

安全で円滑な交通環境を確保するため、ガードレール、道路標識、カーブミラーなど交通安全施設の整備を促進し、交通の流れの適正化に努めます。

(4) 交通秩序の確立

交通事故の防止と交通秩序の確立を図るため、歩行者、自転車利用者など交通弱者の保護、誘導ならびに交通事故多発時間帯の交通監視や街頭指導活動を積極的に実施します。

■ 施策成果指標

指標名	現状値 (平成16年度)	目標値	
		平成22年度	平成27年度
自主的な防犯活動を行う地域組織数 ※ 1	2団体	4団体	15団体
交通安全に関わる街頭指導者数	440人	540人	640人

※ 1) 恒常的にパトロール活動など、実質的な活動を行う地域組織の数

第3節 環境にやさしいまちづくり

【現状と課題】

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築していくためには、市民・事業者・行政が、地球環境保全の視点に立って、適切な役割分担のもとに、自主的かつ積極的な役割を果たすことが必要です。

国際的には、平成9年に開かれた地球温暖化防止京都会議（気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締結国会議（COP3））により、二酸化炭素などの排出量の削減目標が国ごとに定められ、この京都議定書が平成17年に発効されたことにより、世界的規模で地球環境保全に向けた機運が高まっています。

本市では、平成15年に環境基本条例を制定し、環境負荷の低減に向けた取り組みを進めるとともに、必要に応じていなべ市環境審議会を開催し、市民や事業者の自主的な環境保全活動を促進しています。また、平成13年に策定された「桑名・員弁広域環境基本計画」に基づき、さまざまな環境を共有する地域自治体の連携に加え、桑名・員弁地域に暮らす住民・団体・事業者がそれぞれの役割の基に計画の実行主体として参加し、良好な環境の保全と改善に向けて協働して取り組んでいます。

今後とも、複雑・多様化する環境問題に対応していくため、生活環境の見直し、自然環境の保全、省資源、省エネルギー、新エネルギーの導入など中長期的視点に立った環境関連施策を総合的・計画的に推進する必要があります。

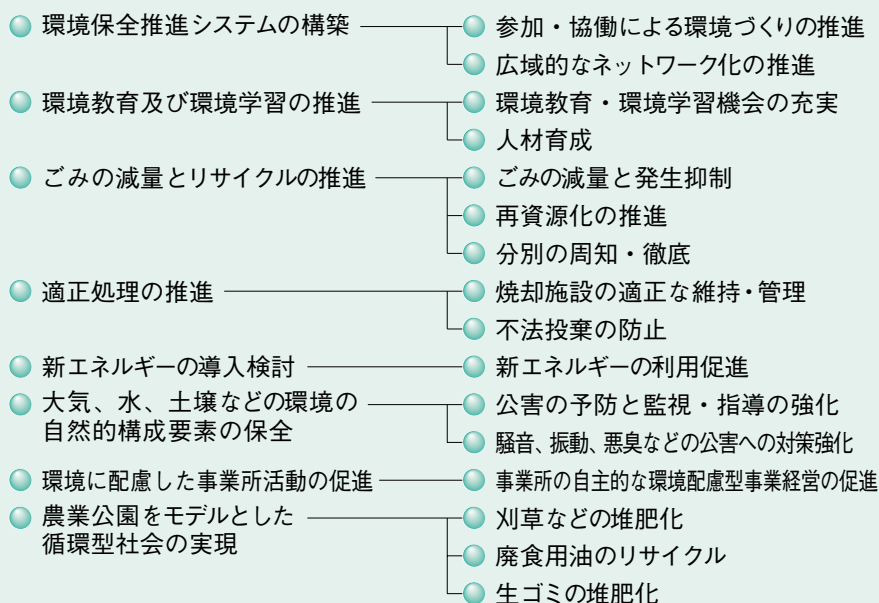
また、ごみの減量とリサイクルの推進は、

環境への負荷の軽減や資源の有効利用など地球環境保全のうえからも重要な課題となっています。本市では、市内で統一した基準を設け、分別収集、資源ごみの収集を行うとともに、家庭用生ごみ処理機購入費の助成などにより、ごみの減量化対策と資源リサイクルを推進していますが、ごみの排出量は年々増加傾向にあります。今後、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法に基づき、より一層減量化・資源化に努めるため、収集システムの定着やリサイクルシステムの整備に取り組む必要があります。

ごみ処理については、員弁町では可燃ごみの固形燃料（RDF）化や不燃ごみの破碎などの中間処理を桑名広域清掃事業組合で行い、北勢町、大安町及び藤原町では、市で運営しているあじさいクリーンセンターで行っています。あじさいクリーンセンターについては、施設の耐用年数が迫っており、今後更新のあり方を検討していく必要があります。

また、大気汚染、水質汚濁などに対する監視や騒音・振動、悪臭などの調査は定期的に行っていますが、相談や苦情件数は増加しています。さらに近年では、野外焼却が一部の事業者、個人によって行われ、周辺環境が損なわれるなど、生活型公害への対応が課題となっています。こうした中、良好な住環境を保全していくため、市内事業者との環境保全協定締結や水質検査、公害パトロールなどの監視体制の強化、県や近隣市町との連携による公害防止体制などの整備が必要となっています。

施策の体系



【基本方針】

- 市民・事業者・行政が一体となった環境保全推進システムの構築を図ります。
- 国際的な地球環境保全機運の高まりに応じ、市民一人ひとりの環境保全に関する認識を高めるための教育・学習、啓発活動を推進します。また、地域や事業所における自主的な環境保全活動を促進します。
- 市民や事業者との連携により「ごみゼロ・リサイクル運動」を推進し、ごみの減量化、リサイクルに積極的に取り組むとともに、ごみの分別収集の徹底を図ります。
- ごみの適正な処理を推進するため、焼却施設の維持管理に努めるとともに、不法投棄の防止に努めます。
- 循環型社会の実現に向け、新エネルギーの導入を検討します。
- 人と自然の共生の実現にむけた公害対策を実施します。
- 事業活動及び生活活動にともなう不用物の発生の抑制と排出の減量を啓発推進します。
- 農業公園において、未利用資源を受け入れ、活用し、地域にやさしい循環型社会の実現を図ります。

家電リサイクル法：一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。

RDF(Refuse Derived Fuel)：家庭などから分別収集された可燃ゴミ（生ゴミ、紙ゴミ、廃プラスチックなど）を細かく砕いて、選別、乾燥し、石灰を加えて固形化したもの。石炭と同じくらいの熱エネルギーがある。

【施 策】

1. 環境保全推進システムの構築

- (1) 参加・協働による環境づくりの推進
 市民・事業者・行政が環境づくりの
 主役としての自覚をもち、それぞれの
 役割を担っていくパートナーシップ体
 制を築き、参加・協働による環境づく
 りを進めます。
- (2) 広域的なネットワーク化の推進
 桑名・員弁地域の環境懇話会を継続
 設置し、「桑名・員弁広域環境基本計
 画」に基づく広域的な連携による地域
 環境の保全と改善を推進します。

2. 環境教育及び環境学習の推進

- (1) 環境教育・環境学習機会の充実
 子どもから高齢者まで幅広い市民
 が、さまざまな体験などを通じて環境
 についての関心をもち、楽しみながら
 認識を深め、知識を身につけることが
 できるよう、公民館講座やこどもエコ
 クラブへの参加を促進するなど、多様
 な環境教育・環境学習の機会を充実し
 ます。
- (2) 人材育成
 地域の環境保全活動を推進する指導
 者の育成を図ります。

3. ごみの減量とリサイクルの推進

- (1) ごみの減量と発生抑制
 不用品の購入自粛、買い物でのマイ
 バック運動や生ごみ処理機による生ご
 みの減量化、フリーマーケットなどを
 促進し、市民による自主的なごみの減
 量化を図ります。
- (2) 再資源化の推進
 地域住民及び各種団体による資源ご
 みの回収を促進するとともに、リサイ
 クルセンターを整備し、不用品の再利
 用を促進します。また、容器包装リサ

イクル法対象品目の分別回収と再資源
 化を促進します。

- (3) 分別の周知・徹底
 ごみの出し方を示したパンフレット
 の配布や広報、ホームページなどを通
 じた幅広い広報活動により、ごみの分
 別を徹底するとともに、回収体制の充
 実を図ります。

4. 適正処理の推進

- (1) 焼却施設の適正な維持・管理
 あじさいクリーンセンターの操業に
 あたっては、安全な運転管理と適正な
 維持管理に努め、故障・事故の事前防
 止と効率的処理に努め、施設の長期利
 用に努めます。
- (2) 不法投棄の防止
 地域住民や民間事業者と連携し、情
 報収集やパトロールを実施し、不法投
 棄の防止を図ります。

5. 新エネルギーの導入検討

- (1) 新エネルギーの利用促進
 資源循環型社会の実現に向け、太陽
 光や風力、バイオマスといった新エネ
 ルギーの導入を検討し、利用促進を図
 ります。

6. 大気、水、土壌などの環境の 自然的構成要素の保全

- (1) 公害の予防と監視・指導の強化
 特定工場や事業所などの環境汚染物
 質の排出を監視し、必要に応じて指導
 を徹底します。
- (2) 騒音、振動、悪臭などの公害への対策
 強化
 野外焼却を防止し、ダイオキシン類
 など有害物質の発生を防止します。

7. 環境に配慮した事業所活動の促進

(1) 事業所の自主的な環境配慮型事業経営の促進

事業所における自主的な環境管理手法の確立を求めていくとともに、環境保全行動計画書などの提出を促進します。

8. 農業公園をモデルとした循環型社会の実現

(1) 刈草などの堆肥化

公共の道路、河川敷の剪定枝・刈草など焼却処分されていた有機性資源を農業公園に受け入れ、堆肥化し、公園内の梅苑、ぼたん園などの肥料として活用します。

(2) 廃食用油のリサイクル

市内の小学校の環境学習から河川の汚れの原因である食用油の処理について問題提起がなされたことを受け、食用油の燃料（BDF）化を行い、農業公園内の重機をはじめ、ごみ収集車やコミュニティバスなどの燃料としてリサイクルを図ります。

(3) 生ゴミの堆肥化

「安心・安全」な野菜づくりや花きなど園芸作物の生産技術向上及び情報交換などを図るため、「農業公園園芸塾」を開催し、自宅の生ゴミの堆肥化による再利用を促進します。

■ 施策成果指標

指標名	現状値 (平成16年度)	目標値	
		平成22年度	平成27年度
廃食用油のリサイクル量 ※1	26,000 ㍗	36,000 ㍗	36,000 ㍗
生ゴミの堆肥化 ※2	110袋	130袋	150袋
環境活動を推進する環境保全監視員数	0人	8人	12人
環境学習や実践活動を行うこどもエコクラブの登録数	2団体	5団体	8団体
事業者の自主的な環境管理の実施数	28事業所	40事業所	60事業所
ごみの排出量	32,000 t	30,000 t	28,000 t
生活排水処理率 ※3	78%	88%	98%
ごみ再資源化率 ※4	50%	55%	60%

※1) 市の受入量

※2) 農業公園園芸塾の指導による実績（1袋当たり20kg）

※3) 公共下水道などによる生活排水の処理率

※4) 容器包装リサイクル法に基づく再資源化率



廃食用油リサイクル

BDF(Bio Diesel Fuels：食用油の燃料)：植物性油、もしくは動物性油から作られた軽油と同等の燃料。石油燃料（化石燃料）の代替燃料として使用することにより、環境問題やエネルギーの海外依存率など様々な問題の解決策になるとして注目されている。

第4節 みどり豊かなまちづくり

【現状と課題】

本市は鈴鹿山脈、養老山脈から広がる豊かな森林地域が市域のおよそ3分の2を占め、恵まれた緑は、希少な動植物を育むとともに、水源涵養、レクリエーションの場、防災など多様な機能を有し、市民にやすらぎをもたらす空間として、かけがえのない財産となっています。また、市街地に豊かな景観と空間をつくる自然的な緑地や田畑も、市民生活にうるおいを与える大切な役割を果たしており、こうした豊かな環境を、今後とも保全、再生し、将来の世代に残していくことが求められます。

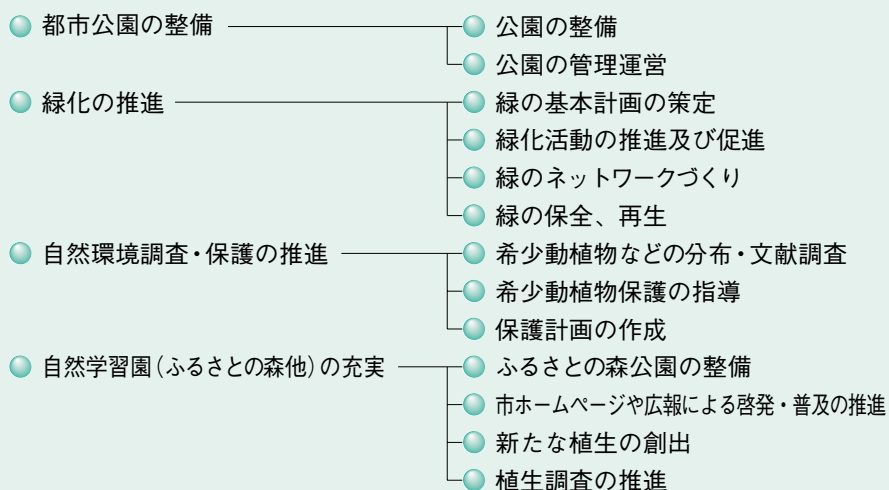
本市の主な公園・緑地は、員弁町のいな

べ公園、北勢町の青川峡キャンピングパーク、大安町の両ヶ池公園、藤原町の農業公園、ふるさとの森などがあげられます。少子高齢化が進む中で、公園・緑地への市民ニーズは多種・多様化していくことが予想されることから、長期的視野に立って計画的な整備・保全に努める必要があります。また、ユニバーサルデザイン概念を取り入れた整備を図るなど、あらゆる世代が快適に利用できる場として充実に努めるとともに、市民の協力を得ながら、維持管理体制を強化していく必要があります。

【基本方針】

- 地域の多様なニーズに対応した公園の整備や機能向上を図るとともに、住民参画の促進により、維持管理の充実に努めます。
- 公共施設や道路をはじめとする市街地などの緑化を推進し、緑のまちづくりを推進します。
また、工場緑化、民間事業における緑化の誘導や家庭内緑化を促進するとともに、住民の緑の保全と緑化意識の高揚に努め、地域ぐるみの緑化を進めます。
- 市域全体の自然調査を実施し、希少動植物の把握と保護計画の作成を図ります。
- 自然保護・環境保全に対する認識を高めるため、自然学習園を整備し、自然保護活動への積極的な参加を促進します。

施策の体系



【施策】

1. 都市公園の整備

(1) 公園の整備

子どもの遊び場や高齢者の憩いの場所として、遊歩道や自然散策路などを整備します。また、老朽化が進んでいる設備の改修を進め、すべての人が安全かつ快適に利用できる施設整備を図ります。

(2) 公園の管理運営

住民や企業との連携による公園の管理・運営方策について検討するとともに、公園ボランティアの育成を図ります。

2. 緑化の推進

(1) 緑の基本計画の策定

市域全体の緑の保全・整備及び緑化推進の方針を定めた「緑の基本計画」を策定し、市民や事業者とともに緑地の整備に取り組みます。

(2) 緑化活動の推進及び促進

公共施設の緑化推進及び民間施設の緑化促進を図ります。また、学校教育を通じた緑化体験や環境学習の推進により、市民自ら緑化運動に取り組める

よう努めます。

(3) 緑のネットワークづくり

地区の骨格を形成する幹線道路、補助幹線道路、主要区画道路の街路緑化を積極的に行います。

(4) 緑の保全、再生

自然環境や生活環境の保全に重要な役割を果たしている水田や山林を、人々にうるおいを与える空間として、また動植物の生息空間として、保全・再生します。

3. 自然環境調査・保護の推進

(1) 希少動植物などの分布・文献調査

各自然保護団体との意見交換の実施や現地・文献調査により、希少動植物の保護対策の検討・実施を図ります。

(2) 希少動植物保護の指導

希少な山野草が生息する藤原岳をはじめ、市内各地に点在する豊かな生態系が息づく地域の保護に努めるとともに、希少動植物が生息する地域に開発が計画された場合は、開発業者に保護の指導を行います。

(3) 保護計画の作成

緊急に対策を講じなければならない希少動植物のランク付けを行い、自然環境を含めた総合的な対策として、希少動植物保護計画を作成します。

4. 自然学習園(ふるさとの森他)の充実

(1) ふるさとの森公園の整備

ふるさとの森の樹木に名札・散策路を設置し、市民が気軽に観察しやすいような環境の整備に努めます。

(2) 市ホームページや広報による啓発・普及の推進

自然保護や動植物に関する情報を市

ホームページや情報誌「Link(リンク)」に掲載し、豊かな自然環境の保全・創出に向けた啓発・普及を図ります。

(3) 新たな植生の創出

大井田西部地区水環境整備事業(県事業)の施設に適応した植生を整備します。

(4) 植生調査の推進

施設内の樹種・本数の調査を行い、パンフレットを作成します。

■ 施策成果指標

指標名	現状値 (平成16年度)	目標値	
		平成22年度	平成27年度
自然環境保全を行うボランティア団体数 ※1	0団体	1団体	2団体

※1) 自然学習園で活動するボランティア組織



藤原岳

第5節 調和のとれた居住環境づくり

【現状と課題】

住宅は生活の拠点であり、家庭教育の場、家族の団らん・安息の場として、コミュニティを形成する場所でもあります。そのため、良好な住宅をはじめライフスタイルに対応した豊かで暮らしやすく、社会環境への変動に対応できる快適な住環境の整備が求められています。

本市の住宅・宅地政策については、民間による開発を進めており、開発指導要項に基づいて道路や排水対策など周辺環境との調和に配慮した開発を指導していますが、今後、土地利用面で農業との調和を図るとともに、若者から高齢者まで多様な世帯のニーズに対応できる魅力ある住環境の整備に努める必要があります。また、土地区画

整理事業などの手法により、市内に散在する低未利用地の有効利用を図りながら、民間による良質な住宅・宅地開発を計画的に促進していく必要があります。

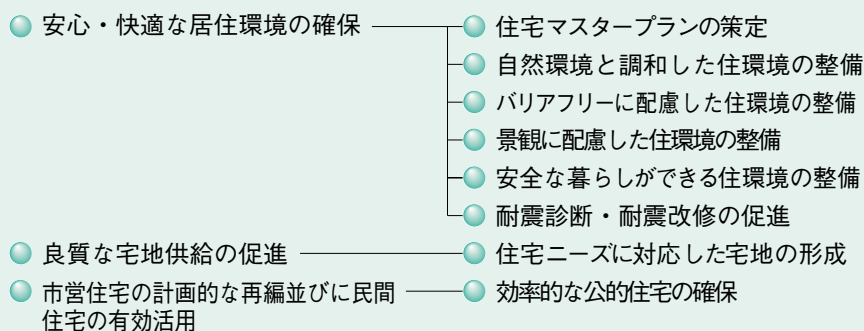
市営住宅については、平成13年に建設されたいなべ中央住宅を除いて、昭和30年代から40年代に建設されており、その大部分は老朽化が進んでいるため、建て替えまたは用途廃止を検討する時期となっています。また、入居者の高齢化や単身世帯の増加が顕著であり、今後、福祉的な配慮も含めた住環境の整備に取り組む必要があります。さらに、大企業などの誘致にとまなう人口増に対応した住宅施策の推進が求められます。

【基本方針】

- 地域の恵まれた自然と調和した快適で安心・安全な居住環境づくりに努めます。
- 多様なニーズに対応した市営住宅の整備並びに民間活力を利用した公的な住宅の確保を図ります。
- 宅地需要の増加が見込まれる中、優良な民間開発の誘導などによる宅地供給を進めていきます。



施策の体系



【施 策】

1. 安心・快適な居住環境の確保

- (1) 住宅マスタープランの策定
「住宅マスタープラン」を策定し、いなべ市の住宅事情についての現状分析と課題整理に基づく住宅対策の基本的方向を明らかにして、安心・快適な居住環境の確保に努めます。
- (2) 自然環境と調和した住環境の整備
良好な住宅環境を整備するため、関係者の理解を得ながら、土地区画整理事業の実施を検討します。
- (3) バリアフリーに配慮した住環境の整備
高齢者や障害のある人も住みやすいよう、住宅のバリアフリー化を進めます。
- (4) 景観に配慮した住環境の整備
地域の恵まれた自然・歴史を活かしたまちづくりや地域の自主的な景観づくりの取り組みを推進します。
- (5) 安全な暮らしができる住環境の整備
すべての市民の安全な生活を将来にわたって確保するため、居住環境の改善を積極的に図ります。

(6) 耐震診断・耐震改修の促進

国・県の補助制度を活用し、個人の木造住宅を対象に耐震診断を行う制度を整備し、診断の実施を促進します。また、耐震改修については、診断に基づく実施を促進し、工事費の補助を行います。

2. 良質な宅地供給の促進

- (1) 住宅ニーズに対応した宅地の形成
市民や転入者の多様な住宅ニーズの把握に努め、まちづくりと連携した魅力ある良質な宅地の形成を誘導します。

3. 市営住宅の計画的な再編並びに民間住宅の有効活用

- (1) 効率的な公的住宅の確保
市営住宅の新しい役割をふまえながら、既存住宅の改善を計画的に進めるとともに、民間住宅の活用を視野に入れ、より効率的な公的住宅の確保を図ります。

■ 施策成果指標

指標名	現状値 (平成16年度)	目標値	
		平成22年度	平成27年度
耐震診断の補助制度の活用戸数	20戸	120戸	200戸
耐震補強工事の補助制度の活用戸数	0戸	10戸	20戸





宇賀川 桜

第3章

健やかに育ち、個性が輝く人づくりをめざして

第1節 生涯学習による人づくり・まちづくりの推進

第2節 豊かな人間性を培う学校教育の充実

第3節 青少年の夢を育む地域社会の醸成

第4節 多彩で個性ある文化の創造と継承

第5節 生涯スポーツの振興

第1節 生涯学習による人づくり・まちづくりの推進

【現状と課題】

生活水準の向上や自由時間の増大などにともない、生きがいや自己実現など精神的な豊かさを求めて、市民の自主的な学習意欲は高まっており、その内容も多様化・高度化してきています。

本市では、市民の自主的な学習活動や地域活動を積極的に支援するため、公民館の整備とそのバリアフリー化を進めるなど、生涯学習施設の整備に取り組むとともに、趣味・教養・特技などを高め、生きがいにつながる講座の開催、さまざまな学習情報

の提供、学習相談体制の充実などを図り、市民の多様な学習ニーズに応えてきました。今後は、時代や社会の変化に対応した学習内容や情報提供などを行うため、より体系的、効果的に学習機会を提供・拡充するとともに、公民館・図書館をはじめとする生涯学習施設間の連携を強化し、市民の生涯学習の成果をまちづくりに活かし、より豊かな文化あふれるまちの創造につなげていく必要があります。

【基本方針】

- 趣味・娯楽にとどまることなく、市民が日常生活を営むうえで必要な知識や自己の教養を高めるための各種短期講座を開設します。
- 地域の多様な資源を活用した市民に身近な学習の場を提供するとともに、各施設

の情報ネットワークの整備などを推進し、魅力ある学習環境の創出に努めます。

- 図書館を含む既存社会教育施設の運営面など、ソフト面の充実を図るとともに、生涯学習に携わる人材の育成を図ります。

【施策】

1. 生涯学習講座の充実

- (1) 情報処理能力向上のための講座
インターネットの利用やメールの作成法などのパソコン操作講習を行います。
- (2) 日常生活を豊かにするための講座
さまざまな日常のトラブルから身を守ると同時に、より文化的でゆとりある生活を営むための講座を行います。
- (3) 文化、歴史を学習する講座
地域の歴史・文化を再考し、次の世代に継承させるための教養講座を行います。

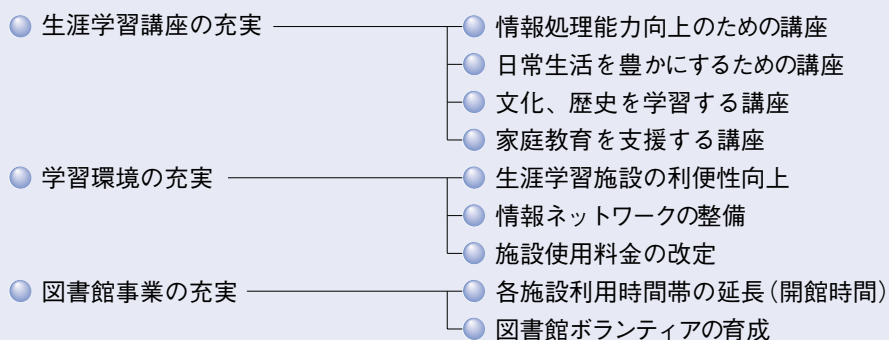
- (4) 家庭教育を支援する講座

子どもたちの健やかな成長、発達を促すため、家庭教育学級などの子育てに関する学習機会の提供を図ります。

2. 学習環境の充実

- (1) 生涯学習施設の利便性向上
学校施設の開放や文化センター、公民館など関係施設との連携により、市民に身近な学習活動の場を提供します。
- (2) 情報ネットワークの整備
市民が施設の利用状況を検索するこ

施策の体系



とができるよう、生涯学習施設を結び情報ネットワークシステムの導入を図ります。また、図書館利用システムを構築し、各家庭からのアクセスによる貸し出し予約などを可能にします。

(3) 施設使用料金の改定

現在までの施設利用形態や利用状況を基に、市民にとって使い勝手の良い料金体系を整備します。

3. 図書館事業の充実

(1) 各施設利用時間帯の延長（開館時間）

社会教育施設の開館時間帯を、より

市民のライフサイクルに即応したものとなるよう、延長などの対応を図ります。

(2) 図書館ボランティアの育成

既存団体と連携して、子ども向けの読み聞かせボランティアの充実に努めます。



北勢図書館

■ 施策成果指標

指標名		現状値 (平成16年度)	目標値	
			平成22年度	平成27年度
生涯学習講座の参加者数・開催回数	参加者数	417人	800人	1,000人
	開催回数	4回	8回	10回
図書貸し出し利用者数・冊数	利用者数	59,965人	64,000人	65,000人
	冊数	185,890冊	195,000冊	200,000冊



第2節 豊かな人間性を培う学校教育の充実

【現状と課題】

本市の幼児教育については、北勢町に小学校と併設された4園の幼稚園があり、それぞれ1年保育を実施しています。また、藤原町には幼稚園と保育所（園）を統合した幼児教育センターがあり、2年保育を行っています。

近年の急速な少子化や共働き世帯の増加といった社会構造の変化にともない、地域や保護者のニーズが多様化する一方、家庭や地域の教育力の低下も目立っています。こうした中、幼稚園の役割は多岐にわたり、時代の変化に対応した教育が求められています。今後においても、家庭・地域をはじめ、保育所（園）や小学校との連携を強化することや併設園の特性を活かすとともに、幼保一元化や小・中学校教育をも見通した幼稚園教育を進める必要があります。

学校教育については、小学校が15校、中学校が4校あります。学校は、人間形成の基礎を築く場であるとともに、生涯学習の基礎を培う場でもあります。児童・生徒の心豊かな人間性を育み、確かな学力を身につけられるようにするためには、一人ひとりの個性

や能力を伸ばし、社会のさまざまな変化に生涯を通じて主体的に対応できる生きる力を育成するとともに、体験活動の充実などきめ細かな指導を行う必要があります。

本市では、地域の実情に応じて、環境教育や米づくりなど各学校が特色ある学校づくりを展開するとともに、家庭や地域社会との連携・協力関係を強化し、コミュニティスクールの指定を受けるなど、地域に開かれた学校運営を推進しています。

また、家庭、地域、学校の連携のもとでふれあいを大切にした幼児教育、「わかる授業」を基本とした学校教育を実践しているほか、小・中学校ではコンピュータの整備による情報教育や国際化、福祉への関心の高まりに対応した教育を推進しています。

今後とも、各学校が独創性を発揮して、総合的な学習や選択教科における指導内容を充実し、子どもたちが国際化や情報化など、社会の変化に柔軟に対応できる能力を育成する必要があります。また、人権教育の理念を、学校教育の内容や実践の中で一層普及させていく必要があります。

【基本方針】

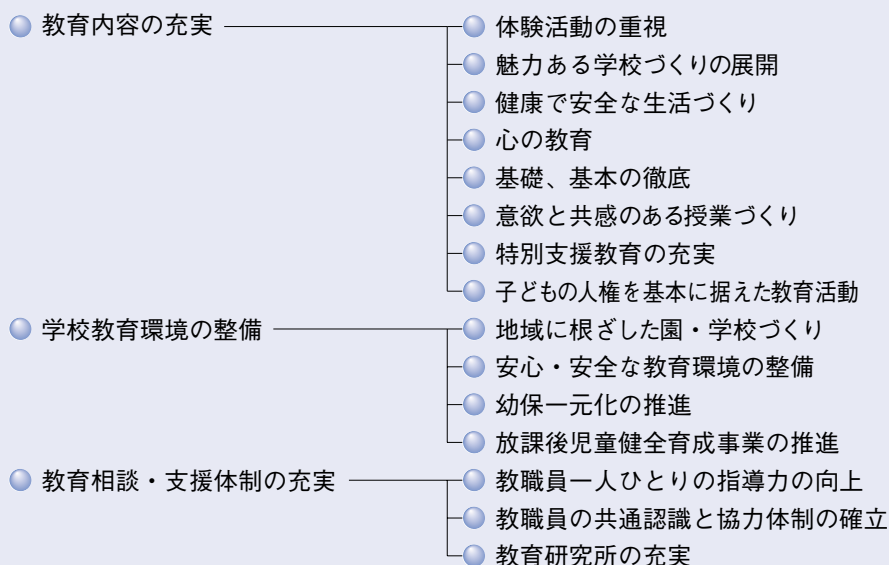
- 豊かな心・確かな学力を育成するため、教育内容の充実を図ります。
- 教職員の資質向上と教育研究体制の確立を図ります。
- 地域に開かれた園・学校づくりを推進します。

■ 学校の状況 (平成17年5月1日現在) 単位：園・校・学級・人

	園数・学校数	学級数	生徒(児童)数
幼稚園	5	9	237
小学校	15	157	2,923
中学校	4	50	1,419

資料：学校基本調査

施策の体系



【施 策】

1. 教育内容の充実

(1) 体験活動の重視

自発的に物事に関わろうとする力を育むために、幼児期における遊びや身近なものとふれあう体験活動を進めます。

また、自ら課題をもち主体的に学ぶ力を養うために、総合的な学習の時間を中心としたさまざまな体験活動を進めます。

さらに、情報教育や環境教育、福祉教育、国際理解教育など、時代の変化に対応した教育を推進します。

(2) 魅力ある学校づくりの展開

各校が創意を活かした特色ある教育活動を展開し、魅力ある学校づくりを進めるとともに、「屋根のない学校」の活用により、環境教育や福祉教育を推進するなど、環境保全意識や豊かな心、感性を育む教育の充実に努めます。

(3) 健康で安全な生活づくり

家庭と連携し、基本的な生活習慣づ

くりを進めるとともに、子どもたちの心身の健やかな成長をめざし、健康教育（食育を含む）・安全教育（防災・防犯教育を含む）の充実を図ります。

(4) 心の教育

友だちと深く関わることを大切に、一人ひとりが尊重される集団づくりを進めます。また、教科、道徳、特別活動などの時間を通して、子どもたちの心を耕す授業を計画的・系統的に進めます。

(5) 基礎、基本の徹底

子どもたち一人ひとりの発達状況・学習状況を的確に把握し、個に応じた指導を展開します。また、少人数教育、チームティーチングなど、指導方法の工夫改善に努めます。

(6) 意欲と共感のある授業づくり

どの子にもわかる授業づくり、いきいきと活動できる授業づくりを進めます。また、互いの考えを出し合い、認め合い、響き合う授業づくりを進めます。

屋根のない学校：屋外でのネイチャー教室や水生昆虫教室など、自然を通して子どもたちの感性を育てることを目的とした取り組み。

チームティーチング：複数の教師が専門性を生かしあい、協力して個別指導やグループ指導などを行う指導方法のこと。児童・生徒の習熟や興味・関心など、個に応じた多様な教育を推進の狙いとするもの。

(7) 特別支援教育の充実

障害のある子どもを生涯にわたって支援する観点から、一人ひとりのニーズを把握したうえで個別の教育支援計画を作成し、関係者・機関の連携による教育的支援を効果的に進めます。また、特別支援教育コーディネーターを配置し、保健・医療・福祉関係機関との連絡・調整や保護者に対する窓口の充実に努めます。

(8) 子どもの人権を基本に据えた教育活動

すべての教育活動を通して豊かな感性と科学的な物の見方・考え方を養い、確かな人権認識を育みます。また、教職員の人権感覚を磨き、子どもたち一人ひとりの人権を大切にしたい教育活動を展開します。

2. 学校教育環境の整備

(1) 地域に根ざした園・学校づくり

園・学校が主体性をもって地域に根ざした特色ある教育活動を展開するとともに、家庭・地域との発言・受信を大切にして、共に歩む園・学校づくりを進めます。

また、学校評価を全教職員が共通認識し、常に改善に努めます。

(2) 安心・安全な教育環境の整備

地域・家庭・他機関との連携のもと、さまざまな危機に対して全教職員が的確に対応できる体制づくりを進め、子どもたちが安心して意欲的に取り組める教育環境整備の充実に努めます。

また、児童虐待・いじめ問題、不登校などの課題に対して適切な対応を進めます。

(3) 幼保一元化の推進

幼児教育センターにおいて、子どもの視点に立った潤い豊かな就学前教育を推進するとともに、この成果を活かし、新たな幼保一元化施設の整備を検討します。

(4) 放課後児童健全育成事業の推進

現在、民間によって運営されている放課後児童クラブを支援し、新規開所希望者に対する助言・指導を実施していきます。

3. 教育相談・支援体制の充実

(1) 教職員一人ひとりの指導力の向上

教職員一人ひとりの指導力向上を図る研修を推進します。また、園・校内における計画的・継続的な研修体制・研修内容の充実に努めます。

(2) 教職員の共通認識と協力体制の確立

幼稚園・小学校・中学校の交流を深め連携を密にします。また、教職員の共通認識を図るとともに、園・学校全体の協力体制を確立します。

(3) 教育研究所の充実

市内の教職員の教育相談・教育情報・教育研究など、総合的機能を有する教育研究所の充実に努め、教育のあり方を研究します。

■ 施策成果指標

指標名	現状値 (平成16年度)	目標値	
		平成22年度	平成27年度
学校経営品質に取り組んでいる学校数 ※ 1	2校	17校	19校
指導力向上を図る教職員研修講座の年間 実施回数	2回	10回	15回
指導主事の学校への年間要請訪問回数	25回	32回	40回
放課後児童健全育成事業の定員 数・実施か所数 ※ 2	定員	10人	50人
	実施か所	1か所	5か所
		8か所	130人

※ 1) 児童・生徒や保護者、地域から信頼される活力ある学校づくりを進めるため、学校自ら継続的な改善に取り組んでいる学校数

※ 2) 民立民営による放課後児童クラブの定員・実施か所数



石樽小学校



屋根のない学校

第3節 青少年の夢を育む地域社会の醸成

【現状と課題】

急激な社会環境の変化とともに価値観の多様化が進む中で、反社会的・非社会的問題行動が低年齢化するとともに、青少年の規範意識の低下が進み、インターネットや携帯電話などを利用した新たな犯罪をはじめ、青少年や幼児が対象となる連れ去り事件及び幼児虐待、青少年が被害者となる犯罪や青少年による特異な犯罪が発生するなど、青少年の健全育成は非常に困難な環境になりつつあります。

本市では、学校、家庭、地域の連携、環境浄化運動、指導者の育成・確保などを主

要な柱に青少年の健全育成に取り組んできました。また、平成16年には「いなべ市青少年育成市民会議」が発足し、市全体として青少年育成事業を推進できるように努めているところです。

青少年をめぐる問題は、その背景にさまざまな要因が相互に絡み合っているため、青少年育成市民会議をはじめ、家庭、学校、関係機関などが連携して地域社会の育成能力を引き出し、青少年の多様な活動の場を創出していくことが求められています。

【基本方針】

● 青少年の健全育成を図るため、地域における活動団体であるいなべ市青少年育成市民会議の組織強化を図ります。

● 地域社会が一体となって、心身ともに健全な青少年を育成するため、多彩な活動機会の創出や社会参加の機会を充実します。

【施策】

1. 青少年育成市民会議活動との連携充実

(1) 市民会議の活動活性化支援
国・県・教育機関などの情報提供を綿密に行い、地域の実態に根ざした活動の支援を積極的に行います。

(2) 自主運営体制移行への支援
市民会議事務局の分離独立によって、行政主導から市民、地域との協働及び活動者の育成を促進します。

スポーツ活動をはじめ、さまざまな体験活動、世代間交流や国際交流などといった異なる価値観にふれる活動など、地域における青少年の多彩な活動機会の創出を図ります。

(2) 社会参加の促進
青少年の社会性を高める場となるよう、地域の企業や施設、各種団体などと連携しながら、ボランティア活動や社会体験などの機会の創出に努めます。

2. 青少年健全育成の推進

(1) 多彩な活動機会の創出
家庭や学校と連携しながら、文化・

施策の体系

- 青少年育成市民会議活動との連携充実
 - 市民会議の活動活性化支援
 - 自主運営体制移行への支援
- 青少年健全育成の推進
 - 多彩な活動機会の創出
 - 社会参加の促進

施策成果指標

指標名	現状値 (平成16年度)	目標値	
		平成22年度	平成27年度
青少年健全育成事業数 ※1	12回	15回	20回
「こどもを守るいえ」の設置箇所数	1,024か所	1,030か所	1,040か所

※1) 青少年育成市民会議、NPOなどの地域団体と連携して実施した青少年健全育成のための事業数



キンボール



第4節 多彩で個性ある文化の創造と継承

【現状と課題】

文化・芸術活動は、個人の価値観に基づく自由で創造的なものであり、人々の心を豊かにする営みです。また、文化・芸術の振興は、まちを活性化させ、コミュニティを育み、まちづくりの観点からも重要なものとなります。

本市では、市民の芸術文化活動を支援するために、旧町単位で文化祭を開催しているほか、文化協会または芸術関連団体に対して、市内文化施設の優先利用や活動助成を行い、その育成に努めています。また本市には、藩政時代からの伝統文化を継承している団体をはじめ、文芸や芸術、音楽、舞踊など100を超える芸術文化団体があり、活発な活動が展開されています。現在、市内には4団体の文化協会があり、自主的、

主体的な活動が展開されていますが、今後、全市的な文化活動を支える団体として組織・体制の強化を図り、一層の市民文化の高揚に取り組んでいく必要があります。

本市の指定文化財は、国指定が2件、県指定が5件、市指定が18件あります。こうした貴重な文化遺産への関心を高めるため、生涯学習講座の開講や子ども歴史クラブの開催などを進めています。一方、伝統文化の分野では、少子化や若者の市外への流出などによって、その継承者が減少しており、今後、地域と一体になって歴史遺産・文化財の保護、活用などに努めることにより、一層の市民文化の高揚とふるさと意識の醸成を促進することが求められています。

【基本方針】

- いなべ市文化協会（仮称）の設立を促し、市民による市民のための文化活動を支援します。
- 市内に存する文化財の保護と活用のため

の支援を行うことによって、本市の歴史的・文化的財産の伝承を市民との協働で行うとともに、埋蔵文化財が開発行為などによって滅失・損傷されることのないよう適正な保護に努めます。

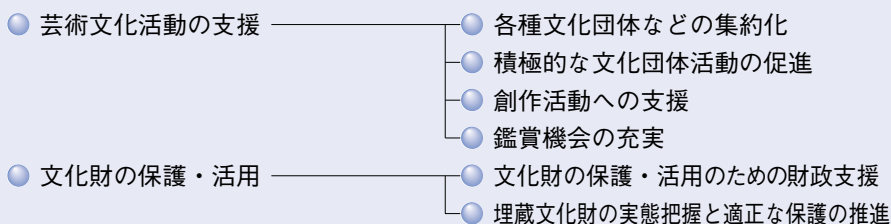
【施策】

1. 芸術文化活動の支援

- (1) 各種文化団体などの集約化
芸術文化活動のさらなる活性化を図るため、いなべ市文化協会（仮称）の設立を促すなど、文化団体や活動グループの密接な連携を図り、市民による主体的な活動の拡大を促進します。
- (2) 積極的な文化団体活動の促進
文化施設の管理運営について、指定

管理者制度の導入によって文化協会への委託を検討するとともに、ホール事業などの企画立案、運営や一般市民向け公民館講座の運営についても委託を検討し、市民が参画する個性的な地域文化の創造を図ります。

施策の体系



(3) 創作活動への支援

文化祭など活動の成果を発表する機会の充実などに努め、市民の創作意欲のさらなる活性化を図ります。また、芸術文化に関わる情報収集・発信を強化し、市民による活動の拡大を図ります。

(4) 鑑賞機会の充実

市民が優れた芸術文化に親しめるよう、文化祭などのイベントや市民会館などにおける鑑賞機会の充実を図ります。

2. 文化財の保護・活用

(1) 文化財の保護・活用のための財政支援

国・県及び市指定文化財の所有者などに対し、適正な保護及び活用のための助言や経費の助成を行います。

(2) 埋蔵文化財の実態把握と適正な保護の推進

国及び県の補助事業によって、埋蔵文化財詳細分布調査を行い、遺跡地図と遺跡台帳の再整備を行い、埋蔵文化財の保護を進めます。

■ 施策成果指標

指標名	現状値 (平成16年度)	目標値	
		平成22年度	平成27年度
市文化協会への公民館講座委託件数	0件	5件	10件
埋蔵文化財の行政的保護対象範囲策定のための作業進捗率 ※1	15%	100%	—

※1) 調査対象区域を悉皆的に踏査する「詳細分布調査」における遺跡地図と遺跡台帳の整備率



宝篋印塔

第5節 生涯スポーツの振興

【現状と課題】

都市化の進展や生活の利便性の向上などによって、運動機会の減少や体力の低下が指摘されています。

また、自由時間の増大、少子・高齢社会を背景として、競技スポーツから心身のリフレッシュ、仲間づくりまで、スポーツ・レクリエーションの目的や活動内容が多様化してきている中で、市民が自主的に行うスポーツ活動を支援するとともに、気軽に、継続的にスポーツをすることができる環境づくりが求められています。

現在本市では、多くのスポーツ団体・サークルが公共スポーツ施設や学校施設などを利用して活動しており、その参加者は子どもから高齢者まで、幅広くそれぞれのニーズにあったスポーツライフを楽しんでいます。

また、総合型地域スポーツクラブ「元気クラブいなべ」や各種スポーツ団体が地域に開かれたクラブ活動を展開しています。

スポーツを通じて市民が交流を深めていくことは、健康づくりにつながるだけでなく、市民が地域に誇りと愛着を感じることで、地域の一体感や連帯感など活力を醸成し、人間関係の希薄化などの問題をかかえている地域社会の再生にもつながるものです。

今後、地域における学校体育施設や公共スポーツ施設を拠点に、地域の実情に応じて民間施設も活用しながら、地域住民が主体になって運営や指導に携わり、多様な技術・技能レベル、多様な趣味・目的をもつ誰もが、スポーツを気軽に親しむことのできる環境の整備が望まれています。

【基本方針】

- 市民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に気軽に親しめるよう、意識づくりと環境の整備を進めます。
- 地域住民の利用から競技利用まで、目的や機能別に体系化された施設整備と、指

定管理者制度も視野に入れた管理・運営などを計画的に推進します。

- 総合型地域スポーツクラブや各種スポーツ団体と連携して、事業の充実や指導者の養成、情報の提供などに努めます。

【施策】

1. スポーツ・レクリエーション活動の普及・啓発

- (1) 総合型地域スポーツクラブの普及、育成・支援

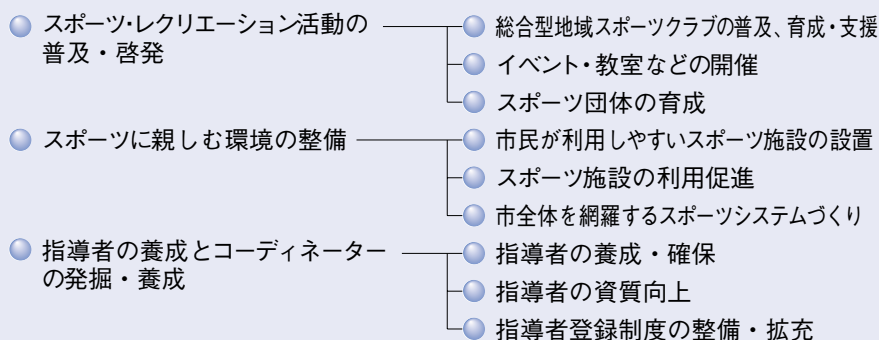
総合型地域スポーツクラブの考え方を市民に啓発することによって、市民のクラブ事業への参加を促し、事業の充

実や指導者の養成など、総合型地域スポーツクラブの育成・支援に努めます。

- (2) イベント・教室などの開催

市民が気軽にスポーツに参加できる機会を充実するとともに、活動を支えるボランティアなどを募集し、スポーツを通じたまちづくり意識も育みます。

施策の体系



(3) スポーツ団体の育成

既存のスポーツ団体を支援し、さらに主体的な団体育成を行います。

2. スポーツに親しむ環境の整備

(1) 市民が利用しやすいスポーツ施設の設置

市内各地域のニーズに適切に対応したスポーツ施設の設置を進め、総合型地域スポーツクラブの活動拠点づくりを行います。

(2) スポーツ施設の利用促進

市内にどのような施設があるかを分かりやすくまとめたパンフレットの作成やインターネットを活用した予約システムの導入などにより、市民の施設利用の促進を行います。

(3) 市全体を網羅するスポーツシステムづくり

市内スポーツ施設の管理運営について、指定管理者制度などを視野に入れ、管理運営の一元化による市民のスポー

ツ需要への積極的な対応を図り、いつでも、どこでもスポーツを行える環境を整えます。

3. 指導者の養成とコーディネーターの発掘・養成

(1) 指導者の養成・確保

競技スポーツだけでなく、生涯スポーツ、レクリエーションスポーツ、軽スポーツそれぞれに対応した地域のスポーツ指導者を計画的に養成します。また、それぞれが活躍できる仕組みをつくります。

(2) 指導者の資質向上

指導者研修会の実施、クラブマネージャー養成講習会の情報提供、総合型地域スポーツクラブ指導者育成のための講習会の実施を図ります。

(3) 指導者登録制度の整備・拡充

指導者登録バンクの作成に努めます。

■ 施策成果指標

指標名	指標の計算式もしくは考え方	現状値 (平成16年度)	目標値	
			平成22年度	平成27年度
市民の運動実施率	週1回以上の運動実施率	17.8%	30%	50%
スポーツ施設の年間利用回数	社会体育施設の利用日数(延べ)	4,678日	5,000日	5,500日



八幡祭

第4章

心ふれあう支え合いの地域づくりをめざして

- 第1節 市民が参加する福祉のまちづくり
- 第2節 未来を育む児童福祉の推進
- 第3節 いきいき暮らせる高齢者福祉の推進
- 第4節 みんなが支え合う障害者（児）福祉の推進
- 第5節 生涯を通じた健康づくりの推進
- 第6節 安心して暮らせる社会保障の充実

第1節 市民が参加する福祉のまちづくり

【現状と課題】

本格的な少子・高齢社会を迎え、伝統的な家庭や地域の相互扶助機能が低下し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど、地域社会が変容しつつある中で、高齢者福祉をはじめとして、地域における福祉のあり方が問われています。

また、障害のある人の自立意欲の高まりや女性の社会参画にみられるように、お互いの価値観を認めながら、個人の自立を尊び、みんなで社会を運営していくことの大切さが認識されてきました。

国においては、「措置制度」から「契約による利用制度」への転換を柱として、社会福祉事業法などの改正や介護保険制度の導入が図られ、医療保険制度や公的年金制度の抜本的な改革も進められています。

本市では、高齢者、障害者、児童の分野ごとに計画を策定し、地域住民の生活に密着した保健福祉サービスの提供に努めるとともに、本市の地域特性を活かし、農業公園において土や緑にふれる高齢者向け生きがいづくりとして青空デイサービスなどを実施してきました。また、地域においても、ボランティアやNPO法人などの活動が活発になってきています。

今後とも、家庭、地域、ボランティア、事業者、行政などがそれぞれの役割を分担し、また、市民一人ひとりが福祉に積極的にかかわり相互に助け合う地域福祉活動を推進しながら、自立に向けて援助を必要とする人々の生活を地域社会全体で支えていくことが求められています。

【基本方針】

- 一人ひとりの自立を地域社会全体で支援するため、地域の福祉資源を最大限に活用することにより、自助、共助、公助が有機的に組み合わされた地域福祉システムの構築を図ります。
- 地域における活発な福祉活動を支えるため、地域福祉の活動拠点となる総合保健福祉センター（仮称）の整備検討や関係機関との連携強化を図るとともに、誰もが安全に活動できる暮らしやすいバリアフリーのまちづくりを進めます。

【施策】

1. 福祉活動の充実

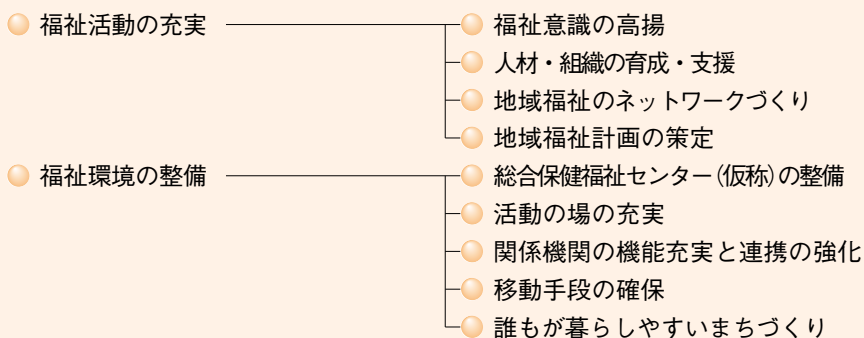
(1) 福祉意識の高揚

福祉についての市民意識の高揚を図るため、広報やイベントなどを通じた啓発活動を推進します。また、学校教育や社会教育において福祉についての学習を進め、幼少期からの福祉意識の高揚を図ります。

(2) 人材・組織の育成・支援

地域福祉の担い手づくりやリーダーづくりに向けて、講習会や相談活動などの充実を図るとともに、組織づくりを支援します。また、各種福祉団体やボランティア・NPO、民生委員・児童委員や各種相談員などによる主体的な活動を支援し、活動の活性化を図ります。

施策の体系



(3) 地域福祉のネットワークづくり

保健、医療、福祉などの関係機関が定期的な協議の場をもち、地域の福祉課題や解決の方向性に対する共通理解を深めます。

また、福祉活動に参加したい人と福祉的な支援を必要とする人に適切な情報が届くよう、各種福祉団体やボランティア・NPO、関係機関などが行う活動についての情報収集とその提供を積極的に進めながら、地域福祉のネットワークづくりを進めます。

(4) 地域福祉計画の策定

市民が互いに思いやりをもって、支え合い、助け合う福祉社会を築くため、幅広い市民参画を得ながら、地域福祉計画を策定し、地域における福祉推進体制の充実と総合的な福祉サービスの提供を図ります。

2. 福祉環境の整備

(1) 総合保健福祉センター（仮称）の整備

地域福祉の推進拠点として、また高齢者、障害のある人やボランティアを含むあらゆる市民の交流・活動の場としての総合保健福祉センター（仮称）の整備に向け、施設の具体的な機能などについての検討を進めます。

(2) 活動の場の充実

福祉ボランティア活動や市民活動の情報収集、連絡調整、広報などの支援を行うボランティアセンター事業を支援します。

(3) 関係機関の機能充実と連携の強化

市内で地域福祉活動を率先して行ういなべ市社会福祉協議会の活動を支援し、機能充実を図るとともに、行政との適切な役割分担のもとに、相互の連携を深めます。また、各種福祉団体、民間事業者、ボランティア団体など多様な主体の参画を得て、市民、団体、行政などが一体となったきめ細かな地域福祉活動を展開します。

(4) 移動手段の確保

移動困難な高齢者や障害のある人などが、移動しやすい環境をつくる福祉有償運送サービスが実施できる体制づくりを進めます。

(5) 誰もが暮らしやすいまちづくり

公共施設のバリアフリー化をはじめ、個人の住宅や不特定多数の人が集まる公益的事業者におけるバリアフリー化を支援するとともに、ユニバーサルデザインの普及などを通じて、誰もが安全に活動できる、暮らしやすい空間づくりを進めます。

■ 施策成果指標

指標名	現状値 (平成16年度)	目標値	
		平成22年度	平成27年度
ボランティアセンターの登録グループ数	39グループ	45グループ	50グループ
ボランティアセンターの登録人数	642人	700人	750人

第2節 未来を育む児童福祉の推進

【現状と課題】

核家族化の進展や女性の社会参画、ライフスタイルの変化などによって出生率の低下が続いており、これにともなう少子化の進行は、将来の労働人口の減少や地域社会の活力の低下、さらには子どもの健全な成長に影響を与えるなど、大きな社会問題になっています。

本市では、これまで保育所（園）における保育時間延長や保育所（園）機能の地域への活用など、多様な子育て支援策を実施してきましたが、核家族や共働き家庭の増加にともない、子育てに対するニーズは多様化しています。

こうした状況の中、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、幅広く子育てを支援する体制の整備に向けて、

地方自治体や事業者において行動計画を策定することが義務付けられました。この法律を受け、本市においても平成16年度に「次世代育成支援地域行動計画」を策定し、市民がいなべ市に住むことに喜びを感じながら子どもを健やかに生み育てられる社会の実現をめざし、さまざまな取り組みを進めています。今後この計画に基づき、市はもとより、事業者や地域社会がそれぞれの役割分担と連携・協力のもと、保育サービスの充実をはじめ、仕事と子育ての両立支援、子育てに関する相談・情報提供や地域の子育て支援体制の充実、子育てに関する地域交流の活性化などをより一層推進していく必要があります。

■ 保育所の状況

単位：園・人

年次	園数	定数	園児数						
			総数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平成15年	16	1,700	1,247	4	0	143	419	0	681
平成16年	14	1,520	1,229	8	45	108	409	393	266

資料：こども家庭課（各年4月1日現在）

【基本方針】

- 子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するため、地域における子育て支援サービスなどのネットワークを整備し、これらが市民に十分周知されるよう、情報提供を行います。
- 地域における人材やグループなどの育成により、地域の協働のもとに展開される子育て支援活動の活発化を図ります。また、地域における子育て支援の拠点機能を充実し、子育て家庭などの意向をふまえながら、多様な子育て支援の充実を図ります。
- 多様化する保育ニーズにあわせた各種保育サービスの充実を図り、子育てと仕事の両立支援に取り組みます。
- 犯罪、いじめ、児童虐待などにより被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減

し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては、社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応・保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を関係機関と連携し、取り組みます。

【施策】

1. 子育て支援のネットワークづくり

(1) 少子化対策・子育て支援総合ガイドブック作成の推進

各種の子育て支援サービスなどが、市民に十分周知されるよう、子育て支援情報を総合的にまとめた子育て支援マップや、子育てガイドブックの作成を検討します。

(2) 各種媒体を活用したネットワークづくりの推進

ホームページやメーリングリストなどを活用して、市民に子育てに関する情報を関係部局と連携して提供していきます。

2. 地域における子育て支援サービスの充実

(1) ファミリー・サポート・センターの活用

平成16年度に設立したファミリー・サポート・センターの普及・啓発を図ります。

(2) 地域子育て支援センターなどの充実

平成16年度末現在、市内6か所で実施している地域子育て支援センターの増設を検討するとともに、園庭開放や未就園児子育て相談などの事業内容を充実します。

(3) 児童手当の推進

法に基づき、児童手当を継続して実施します。

(4) ブックスタート事業の実施

絵本を通じて、親子・家庭でのふれ

- ひとり親家庭が急増している中で、そうした家庭の児童の健全な育成を図るため、子育てや生活支援策について、地域の現状を把握しつつ総合的な施策を実施していきます。

あいの大切さを伝えるブックスタート事業を実施します。

(5) 家庭児童相談の充実

家庭児童相談室の周知を図り、家庭内外で発生する児童虐待・DVなどさまざまな問題解決に向けた取り組みを関係機関と連携して実施していきます。

3. 保育サービスの充実

(1) 通常保育・延長保育の推進

保育の質の向上をめざし、研修などを行い、保育の充実を図ります。

(2) 休日保育の推進

他施策との整合を図りつつ、休日保育の実施を検討します。

(3) 保育サービス評価事業の導入

保育サービスの質について、第三者機関が専門的、客観的立場から評価する事業の導入を検討します。

(4) 老朽化施設の建て替え

老朽化した保育施設の建て替えを検討します。

(5) 保育所(園)運営協力員の設置

保育所(園)周辺の安全確保のため、地域住民の協力を得て、パトロールを行います。

(6) 幼保一元化の推進

新たな幼保一元化施設の整備について検討を進めます。

メーリングリスト：電子メールを使い、特定のテーマについての情報を特定の利用者の間で交換するシステム。複数の利用者を1つのグループとして登録し、情報を同時配信することにより実現。

ファミリー・サポート・センター：仕事と育児の両立を支援するため、育児サービスを受けたい利用会員と育児サービスを提供できる会員による有償の相互援助組織のこと。

DV (Domestic violence)：夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、男性から女性に加えられる身体的、精神的、性的な暴力のこと。

4. 次代の親の育成

- (1) 中高生の保育体験の推進
 中高生による保育所(園)での保育体験を推進します。

5. 児童虐待防止対策の充実

- (1) 家庭児童相談の推進
 平成16年度に設立した家庭児童相談室の市民への周知を図り、家庭内外で発生する児童虐待・DVなどさまざまな問題解決に向けた取り組みを関係機関と連携して実施していきます。
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携
 児童虐待の早期発見と、被害を受けた児童への支援を民生委員・児童委員、主任児童委員と連携して取り組みます。

- (3) 里親制度の啓発
 県と協力して里親制度に対する啓発を推進します。

6. ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) 関係団体との連携・協力の推進
 相談体制や情報提供の充実を推進するため、母子寡婦福祉会・母子自立支援員などとの連携を図ります。
- (2) ひとり親家庭等就学金制度の実施
 22歳までの就学について、助成します。
- (3) 母子寡婦福祉資金の貸付制度の推進
 母子寡婦福祉資金の貸付制度を県と連携して推進します。
- (4) 児童扶養手当の推進
 法に基づき、児童扶養手当を継続して実施します。

■ 施策成果指標

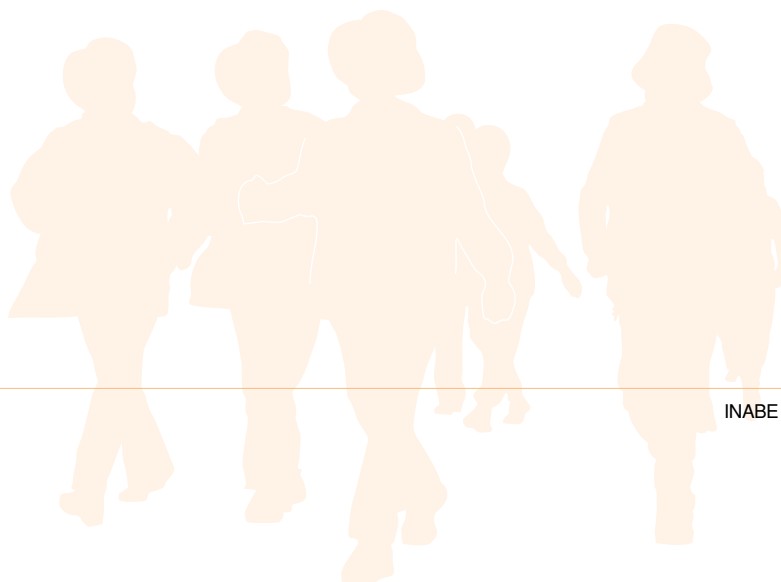
指標名		現状値 (平成16年度)	目標値	
			平成22年度	平成27年度
通常保育事業の定員数		1,520人	1,550人	1,600人
延長保育事業の定員・実施か所数	定員	4人	8人	8人
	実施か所	2か所	4か所	4か所
休日保育事業の定員・実施か所数	定員	0人	40人	40人
	実施か所	0か所	2か所	2か所
病後児保育の定員・実施か所数	定員	0人	4人	4人
	実施か所	0か所	1か所	1か所
地域子育て支援センターの実施か所数		6か所	7か所	7か所

施策の体系

- 子育て支援のネットワークづくり
 - 少子化対策・子育て支援総合ガイドブック作成の推進
 - 各種媒体を活用したネットワークづくりの推進
- 地域における子育て支援サービスの充実
 - ファミリー・サポート・センターの活用
 - 地域子育て支援センターなどの充実
 - 児童手当の推進
 - ブックスタート事業の実施
 - 家庭児童相談の充実
- 保育サービスの充実
 - 通常保育・延長保育の推進
 - 休日保育の推進
 - 保育サービス評価事業の導入
 - 老朽化施設の建て替え
 - 保育所(園)運営協力員の設置
 - 幼保一元化の推進
- 次代の親の育成
 - 中高生の保育体験の推進
- 児童虐待防止対策の充実
 - 家庭児童相談の推進
 - 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携
 - 里親制度の啓発
- ひとり親家庭の自立支援の推進
 - 関係団体との連携・協力の推進
 - ひとり親家庭等就学金制度の実施
 - 母子寡婦福祉資金の貸付制度の推進
 - 児童扶養手当の推進



中央児童センター



第3節 いきいき暮らせる高齢者福祉の推進

【現状と課題】

本市における65歳以上の高齢者は、平成16年4月1日で総人口の20.8%を占めています。高齢人口の増加にともない、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加しています。また、寝たきりなど介護を必要とする高齢者も増加傾向にあります。今後においても、なんらかの援護を要する高齢者は増加していくと見込まれています。

このような中、本市では「いなべ市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、多様な施策を推進しています。介護サービスについては、平成12年の介護

保険制度の導入以降、社会福祉協議会や民間事業者によるさまざまなサービスが提供されるようになり、概ね利用者の需要は満たされています。今後は、すべての高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるように、サービスの供給量確保に加え、サービスの質の向上や認知症高齢者に対するケアの充実、介護者の負担軽減に向けた取り組みを進めていく必要があります。また、介護予防対策をはじめ、地域全体で支える体制づくり、生きがい健康増進のための対策など、総合的な施策の充実が求められています。

■ 高齢化の状況

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
高齢化率（総人口に対する65歳以上人口の割合）	14.0%	15.7%	17.7%	19.5%	20.8%

資料：国勢調査、平成17年のみ住民基本台帳（1月現在）

【基本方針】

- 保健・医療・福祉など的高齢者の健康や生活を支える関係機関が一体となって介護予防と自立支援に努めるとともに、自治会、各種団体など地域ぐるみの支援体制を推進します。また、高齢者自らの健康管理意識を高め、健康を維持、増進する場や機会の提供を図ります。
- 高齢者一人ひとりが生きがいをもって暮らすことができるよう、就業機会の創出

や社会参加の促進を図ります。

- 高齢者の心身の特性や介護の状況をふまえたサービスの充実に努めます。
- 高齢者介護を社会保障制度として支える介護保険制度の円滑な運営を進めるため、介護保険事業計画に基づき、市や関係機関の支援体制の充実に努めます。

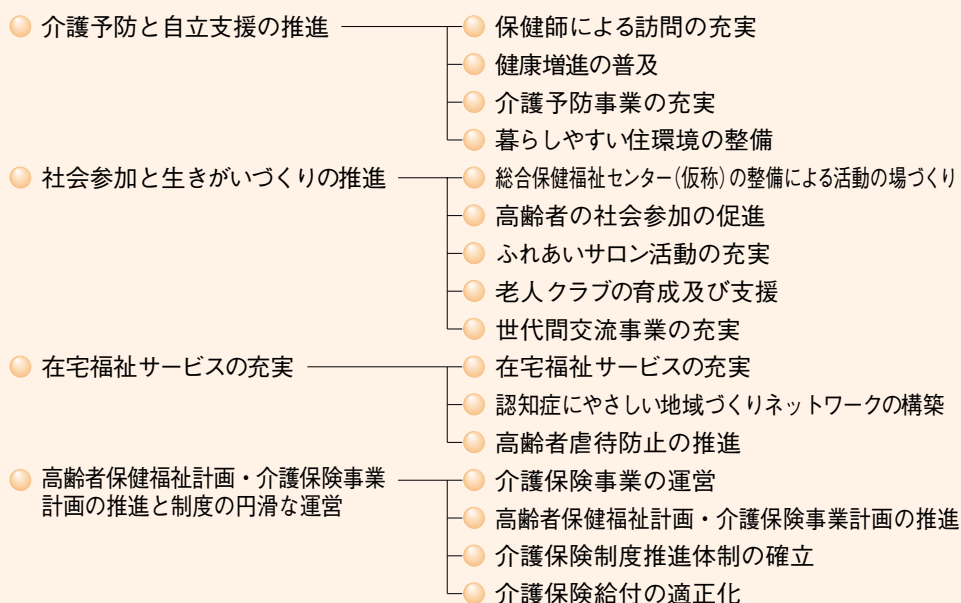
【施策】

1. 介護予防と自立支援の推進

(1) 保健師による訪問の充実

高齢者の健康状態をきめ細かく把握し、健康指導を行うため、高齢者宅へ

施策の体系



の保健師による訪問活動を充実します。また、把握した高齢者の健康状態を基に、いなべ市の現状を分析し問題点の改善に努めます。

(2) 健康増進の普及

高齢者自ら実施している健康づくり活動や生涯スポーツ活動を側面的に支援することにより、健康づくりの充実を図ります。

(3) 介護予防事業の充実

老人クラブなどと連携しながら、各種介護予防教室を実施するとともに、要介護状態になる恐れのある高齢者を対象に、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防、認知症予防、うつ予防等を目標にした介護予防サービスの提供を行うなど介護予防事業の充実を図ります。

(4) 暮らしやすい住環境の整備

高齢者などの利便性、快適性の向上に向け、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化を進めるとともに、暮ら

しやすい住まいの確保に努め、高齢者の自立した生活を支援します。

2. 社会参加と生きがいつくりの推進

(1) 総合保健福祉センター(仮称)の整備による活動の場づくり

高齢者自身の活動の場及び高齢者福祉事業の提供の場を新たな総合保健福祉センター(仮称)の中に整備します。

(2) 高齢者の社会参加の促進

高齢者の社会活動や生産活動を促進するため、シルバー人材センター事業の支援を図ります。

(3) ふれあいサロン活動の充実

レクリエーション、趣味活動や地域で行われる「ふれあいサロン」活動、また農業公園における青空デイサービス、生きがいデイサービスなどを通して、介護予防、閉じこもり防止を図るとともに、高齢者の生きがいつくりを支援します。

- (4) 老人クラブの育成及び支援
老人クラブを育成、支援することにより、高齢者自身が、相互の親睦を深めるとともに、自らの生きがいと健康づくりを図ります。
- (5) 世代間交流事業の充実
高齢者と子どもの交流事業を促進し、高齢者にやすらぎと生きがいを感じてもらおうとともに、子どもにも豊かな体験の機会を提供します。

3. 在宅福祉サービスの充実

- (1) 在宅福祉サービスの充実
在宅福祉サービスを見直し、高齢者のニーズに合ったサービスを実施するとともに、インフォーマルな在宅福祉サービスの充実をめざして市民活動を支援します。
- (2) 認知症にやさしい地域づくりネットワークの構築
認知症高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができる、ネットワークづくりを推進します。
- (3) 高齢者虐待防止の推進
高齢者虐待防止を進めるため、啓発活動や支援ネットワークづくりを推進します。

4. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進と制度の円滑な運営

- (1) 介護保険事業の運営
迅速・的確な認定審査に努めるとともに、住み慣れた地域において、安心して生活できるようにするため、情報提供や相談事業に取り組み、利用者に合った適切なサービスを給付します。また、給付動向や保険料確保などに留意し、健全な介護保険財政の運営に努めます。
- (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進にあたっては、国の制度改革、方向などを把握する一方、生活圏域におけるニーズについて調査分析し、良質な事業者の参入を促進するとともに、適切な給付需要量・保険料を算出します。
- (3) 介護保険制度推進体制の確立
生活圏域における地域密着型のサービスの設定、総合的な介護相談窓口、介護予防などの包括的継続的なマネジメントを行っていく拠点としての地域包括支援センターの創設など、介護保険制度推進体制を確立し、円滑な運営に努めます。
- (4) 介護保険給付の適正化
国保連合会の適正化データを有効に活用し、給付サービス内容のチェック機能を向上させていきます。

■ 施策成果指標

指標名	現状値 (平成16年度)	目標値	
		平成22年度	平成27年度
ふれあいサロンの実施か所数	57か所	117か所	117か所
シルバー人材センターにおける雇用延べ人数	7,800人	8,000人	8,000人

第4節 みんなが支え合う障害者（児）福祉の推進

【現状と課題】

本市の障害者施策は、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念に基づいて、障害のある人が地域で自立し、積極的に社会参加できる環境整備に努めてきました。

現在、市内には社会福祉法人が運営する知的障害者通所授産施設が4か所、身体障害者通所授産施設が1か所ありますが、多くの施設は老朽化が進み、手狭となってきました。また、市内には障害のある子どもの専門相談窓口及び施設がないため、療育セン

ターの整備が求められています。

障害者福祉サービスについては、平成15年度から支援費制度が始まり、これまでの措置制度から自己選択・自己決定を行う利用契約制度へと移行されましたが、利用できるサービスの種類や量が十分確保できていないなど、多くの課題があります。また、平成14年度からは精神障害者の福祉に関する業務が県から市町村に委譲されています。今後、保健・医療との連携を密にしながら、地域での自立生活や社会生活への支援を進めていく必要があります。

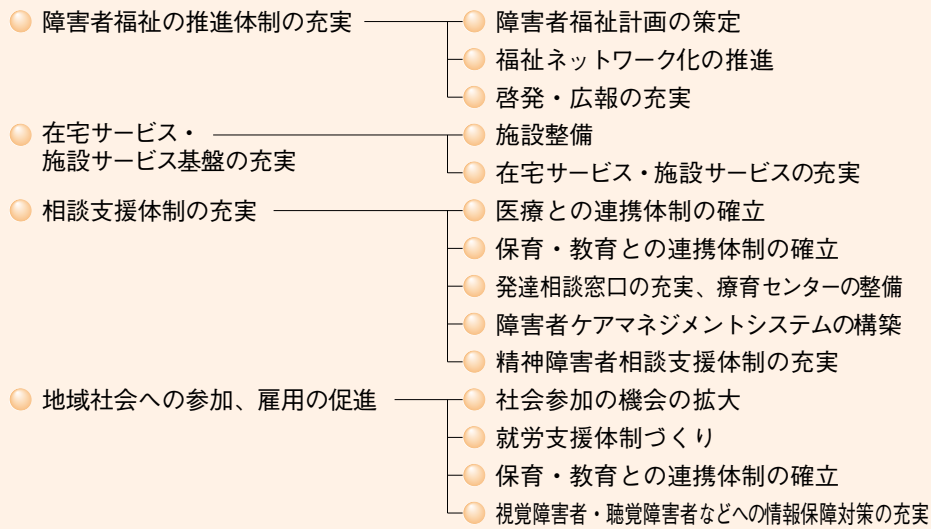
【基本方針】

- 障害者（児）のニーズに応じた障害者（児）福祉の実現を推進する体制づくりや環境整備を実施し、障害者（児）の社会参加・自立を支援します。
- 障害者（児）の心身の特性や介護の状況をふまえたサービスが受けられようサービス基盤の充実を図ります。
- 障害の発生予防や早期発見、機能回復訓練など保健・医療体制の充実を図るとともに、障害者（児）や家族の相談に応じ総合的に支援を行う体制を整備します。
- 障害者（児）が参加しやすい文化、芸術、スポーツ、レクリエーション活動の機会、場の提供を行い、生きがいをもって障害者（児）が生活できる環境をつくるとともに、障害に応じて就労できる支援体制をつくります。

ノーマライゼーション：年齢や障害の有無に係わらず、全ての人が平等に社会の構成員として、自立した生活や社会活動を営めることが、本来の社会のあるべき姿であるという考え方。

リハビリテーション：身体障害者や精神神経障害者、事故や病気による後遺症をもつ人などに、最大限の機能回復と社会生活への復帰を目指して行なわれる総合的な治療と訓練のこと。リハビリともいう。

施策の体系



【施策】

1. 障害者福祉の推進体制の充実

(1) 障害者福祉計画の策定

障害者（児）のニーズを明らかにし、必要なサービスの基盤整備のみならず、啓発・広報、保健・医療、教育・育成、雇用・就労、社会参加、環境整備などを含めた総合的な障害者福祉計画を策定します。

(2) 福祉ネットワーク化の推進

総合的・包括的な障害者（児）支援が実施できるように、保健・医療・教育・福祉・就労などの関係機関の連携強化を図ります。また、ボランティアや市民活動団体との連携を強め、福祉のネットワークを形成します。

(3) 啓発・広報の充実

ノーマライゼーションの普及啓発、こころの健康づくりの普及啓発、支援費制度の普及をめざして啓発・広報活動を充実します。

2. 在宅サービス・施設サービス基盤の充実

(1) 施設整備

老朽化し、手狭になっている障害者施設の整備を図るとともに、住まいの確保やデイサービス・ショートステイ・療育センターなど不足しているサービスを提供する施設を整備します。

(2) 在宅サービス・施設サービスの充実

障害者（児）のニーズにあったサービスが提供されるよう、種類、質、量ともに充実する基盤を整備します。また、インフォーマルなサービスの充実にめざしてボランティア活動・市民活動を支援します。

3. 相談支援体制の充実

(1) 医療との連携体制の確立

医療機関をはじめとする関係機関と連携することにより、障害の早期発見・機能回復訓練の適正な実施を進めます。

(2) 保育・教育との連携体制の確立

保育・教育現場からの情報、保健師活動からの情報を共有し、チームを組

- んで相談支援を行えるシステムづくりに努めます。
- (3) 発達相談窓口の充実、療育センターの整備
療育相談窓口を設置し、適切な相談活動を実施するとともに、言語訓練、機能回復訓練、感覚統合訓練など必要な機能訓練の場として、療育センターを整備します。
- (4) 障害者ケアマネジメントシステムの構築
障害者（児）が社会参加、自立支援の視点から必要な福祉サービスを利用できるよう、ケアマネジメントを適切に行う体制を整備します。
- (5) 精神障害者相談支援体制の充実
保健所、医療機関、社会復帰施設などの関係機関との連携を強化し、精神障害者の相談支援活動を充実します。

4. 地域社会への参加、雇用の促進

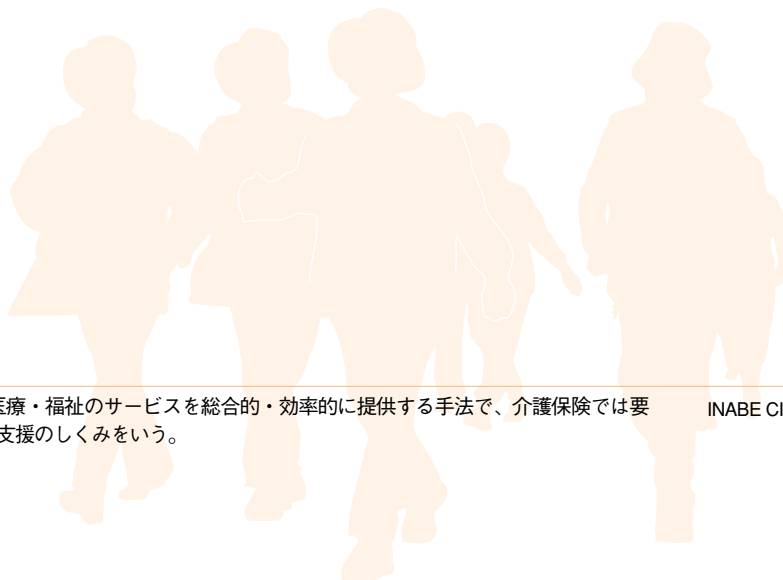
- (1) 社会参加の機会の拡大

障害者の文化スポーツ活動など参加の機会の提供を行うとともに、参加しやすい条件整備を行います。また、障害者へのボランティア活動の支援を図ります。

- (2) 就労支援体制づくり
福祉的就労の場を拡大するとともに、事業者などに対して雇用拡大に向けた啓発を行います。また、ハローワーク、障害者職業訓練センターなどと連携して就労に向けた支援を行います。
- (3) 保育・教育との連携体制の確立
障害児が適切な保育・教育が受けられるように保育・教育機関との連携強化を図ります。
- (4) 視覚障害者・聴覚障害者などへの情報保障対策の充実
視覚障害者、聴覚障害者などが適切に情報収集できるように、情報伝達手段の普及や手話通訳者の派遣を充実します。

■ 施策成果指標

指標名	現状値 (平成16年度)	目標値	
		平成22年度	平成27年度
通所授産施設の利用定員数	92人	95人	100人
障害者ケアマネジメント従事者養成研修の修了者数	16人	25人	30人
療育センターにおける週当たりの療育事業実施日数	0日/週	5日/週	5日/週
療育センターにおける週当たりの専門的機能訓練事業実施日数	0日/週	4日/週	5日/週



第5節 生涯を通じた健康づくりの推進

【現状と課題】

わが国は世界有数の長寿国となっていますが、一方では、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病の割合が増加しており、これにともなって寝たきりや認知症など援護を必要とする人の増加が深刻な社会問題となっています。

本市では、平成16年度にいなべ市健康日本21地方計画「元気づくり推進計画」を策定し、健康づくり推進協議会を中心に、市民一人ひとりの豊かな人生を実現することを通じて、市全体を元気あふれる豊かな地域として発展させることを目的として、健康づくりを総合的に推進しています。

また、保健事業においては、子どもから高齢者までライフステージに応じた健診（検診）・相談・教育などの事業を実施し、疾病の早期発見・指導に努めています。

今後は、疾病の早期発見・早期治療のための健康診査はもとより、健康の増進に重点を置いた対策を推進するとともに、生活習慣の改善など、市民の主体的な健康づく

りを支援する体制を整備する必要があります。

また、高齢化の急速な進展に対応して、高齢者が寝たきり、認知症などの要介護状態にならないよう、保健・医療・福祉の連携がとれた介護予防の必要性がますます高まっています。

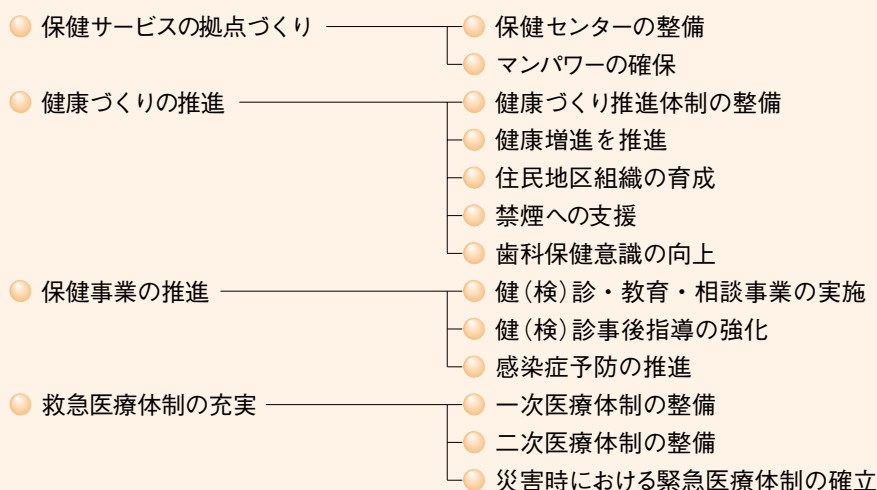
本市の医療機関については、病院が4か所、診療所が19か所、歯科が16か所あり、医療機関の数としては比較的充実しています。緊急医療については、2か所の病院で二次医療を行っており、うち1か所では24時間体制で対応しています。三次救急医療施設は市内にないため、今後広域の医療機関との連携体制をさらに充実させていく必要があります。

救急医療体制については、日常的な救急患者の医療は、市内医療機関や桑名地区の病院が輪番制で対応していますが、休日・夜間の緊急医療体制や小児救急医療体制のさらなる充実が必要となっています。

【基本方針】

- 地域住民に身近な対人保健サービスを総合的に行う拠点であり、健康づくりを推進するための「場」の整備を行います。
- 健康づくり推進協議会を中心に「市民一人ひとりの豊かな人生を実現することを通じて、市全体を元気あふれる豊かな地域として発展させる」という目的実現のため、健康づくりを総合的に推進します。
- 市民の健康意識を向上させ、依然増加傾向の生活習慣病に対し、疾病の予防や治療対策にとどまらず積極的な健康増進を図ります。
- 救急医療体制に関する広報を充実させ、市民が必要なきいつでも利用できるよう整備します。

施策の体系



【施策】

1. 保健サービスの拠点づくり

(1) 保健センターの整備

保健サービスの拠点となる保健センターを整備し、基本健康診査、各種検診、予防接種、相談などの事業を充実します。

(2) マンパワーの確保

専門性を活かし、健康問題を改善させるため、保健に関わる人材の確保に努めます。また、歯科指導を充実させるための技師の確保を推進します。

2. 健康づくりの推進

(1) 健康づくり推進体制の整備

「元気づくり推進計画」に基づき、健康づくり推進協議会や福祉や医療などとも連携しながら、適切な保健施策の展開を図ります。

(2) 健康増進を推進

阿下喜温泉を拠点とし、元気づくり体験などを展開し、運動習慣者の増加に努めます。

(3) 住民地区組織の育成

自主的な健康づくり活動を行う地区組織を育成し、適切な指導・助言を行

うなど調整を進めながらより有効的な協働を図り、健康増進活動の普及展開を図ります。

(4) 禁煙への支援

医師会の支援を得て、禁煙対策に取り組む市民を増やします。

(5) 歯科保健意識の向上

歯科検診を受ける機会を提供し、生涯を通じた歯科保健対策を推進します。

3. 保健事業の推進

(1) 健(検)診・教育・相談事業の実施

乳児から高齢者まで、ライフステージに応じた健(検)診・教育・相談などの事業を実施します。また、市民が効率的に受診できるよう体制を整備し、疾病の早期発見・指導助言を実施します。

(2) 健(検)診事後指導の強化

健診後要医療者の受診確認を行います。また、健診を効果的に活用し要指導者など疾病や介護状態に陥ることの防止に努め、生活の質の維持向上を支援します。

(3) 感染症予防の推進

予防接種事業は受診者の利便性向上を図り、接種率の向上に努めます。また、未接種者や未受診者を減少させるため、指導及びPRに努めます。

4. 救急医療体制の充実

(1) 一次医療体制の整備

いなべ医師会・桑員歯科医師会と常

に連携を保ち、円滑な情報交換を行い、市民へ情報提供を行います。

(2) 二次医療体制の整備

市民のニーズに応える緊急診療体制の確保に努めます。

(3) 災害時における緊急医療体制の確立

災害時に対応できる緊急医療体制づくりに努めます。

■ 施策成果指標

指標名	現状値 (平成16年度)	目標値	
		平成22年度	平成27年度
3歳児健診う歯罹患率 ※1	38.6%	33.0%	25.0%
乳幼児の予防接種接種率 ※2	89.1%	93.0%	95.0%
高齢者の予防接種接種率 ※2	54.2%	60.0%	65.0%
人間ドックの受診者数	196人	400人	600人

※1) 年度毎の健診受診者に占めるう歯罹患率

※2) 予防接種の対象月齢人数に占める接種者の割合



1歳6か月健診



ウォーキング

第6節 安心して暮らせる社会保障の充実

【現状と課題】

国民健康保険制度は、医療保険制度の一環として制定されたものであり、国民皆保険制度の一翼を担っています。この制度は、市民の医療機会を確保するとともに、それにとまなう給付を行うことにより、市民の健康維持や健康増進に大きく貢献しています。近年、被保険者の高齢化が進み、医療費が増加することに加え、景気の低迷による保険料収入の伸び悩みなど、厳しい財政状況となっています。今後、国民健康保健事業の健全運営のため、保険料の適正賦課や収納確保に努めるとともに、医療費削減のための保健事業の推進や健康に関する意識高揚に努める必要があります。

老人保健制度については、国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることを目的として実施していますが、高齢者の医療費の急増が大きな課題となっています。国においては、新たな高齢者医療制度の導入で健康増進と適切な医療運営に取り組んでいますが、本市においても、医療費や健康に対する認識を深めるよう、啓発に努めていく必要があります。

国民年金は、老後生活の安定を保障する

とともに、病気やケガで障害になったとき、生計維持者が死亡したときに所得保障を行うことによって、国民生活の安定を図ることを目的としています。市の国民年金事務については、地方分権一括法の施行によって年金の加入受付及び啓発・相談事務に限定されましたが、引き続き国との連携を図りながら、相談業務を充実するとともに、無年金者の防止に向けて、制度の周知や啓発を行っていく必要があります。

低所得者福祉については、高齢者世帯、傷病・障害者世帯などの非稼働世帯や景気の低迷などにより、就業困難な世帯などの被保護世帯数は増加傾向にあります。本市の保護率は、国や県と比較すると低い水準で推移していますが、今後、被保護世帯が自らの力で自立を疎外する要因を克服し、自立した生活を築くことができるよう、他の福祉施策なども活用しながら、広範かつ多様で、より専門的な支援を行っていく必要があります。また、法の適用基準に満たないものの、支援を必要とする低所得世帯に対して、適切な指導・援助を行う必要があります。

■ 国民健康保険の状況

単位：世帯・人

年 度	加入世帯	加入者
平成12年度	6,396	13,264
平成13年度	6,707	13,901
平成14年度	7,040	14,490
平成15年度	7,235	14,696
平成16年度	7,484	14,974

資料：国民健康保険事業年報・国民健康保険事業状況

■ 国民年金の状況

単位：人

年次	合計	第1号被保険者	任意加入者	第3号被保険者
平成12年	9,701	5,667	39	3,995
平成13年	9,830	5,785	41	4,004
平成14年	10,031	5,980	49	4,002
平成15年	10,169	6,221	44	3,904
平成16年	10,041	6,146	48	3,847
平成17年	9,861	5,979	43	3,839

資料：国民年金事業状況表（各年3月31日現在）

【基本方針】

- 国民健康保険制度の健全で円滑な運営を図ります。また、老人保健制度とあわせ、被保険者の受診の適正化に努めるとともに、健康の保持・増進を図ります。
- 国民年金事業の周知と適正加入の促進、納付意識の啓発に努め、老後の生活が安定できるよう努めます。
- 低所得者対策については、ケースワーカーによる定期的な訪問活動や面接相談の実施により、被保護者が抱える不安材料や自立阻害要因の的確な把握に努め、世帯が積極的かつ効率的に自立に向かえるよう支援と援助を行います。

【施策】

1. 国民健康保険事業の推進

- (1) 国民健康保険制度への理解
広報紙やパンフレットなどにより国民健康保険制度への理解を求めます。
- (2) 健全な運営
適正な保険料の賦課とともに、健全な運営と保険料納付意識の高揚を図ります。
- (3) 医療費通知やレセプト点検の強化
医療費通知やレセプト点検の強化により、多受診、重複受診者に対する指導を強化していきます。
- (4) 保健（検診）事業の推進
各種検診事業の推進により、疾病の早期発見、予防に努め、医療費の抑制に努めます。

2. 国民年金事業の推進

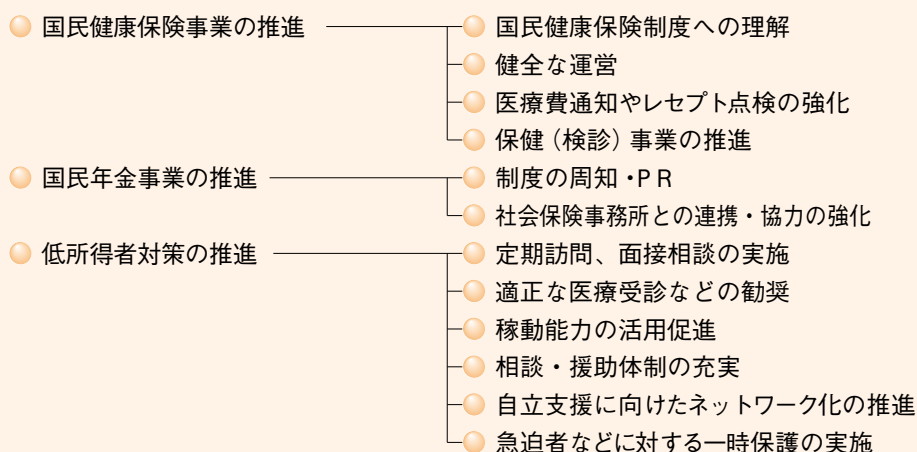
- (1) 制度の周知・PR
広報などを通じて国民年金制度の周

- 知・PRに努めます。
- (2) 社会保険事務所との連携・協力の強化
社会保険事務所との連携・協力を強化し、適正加入、納付意識の啓発に努めます。

3. 低所得者対策の推進

- (1) 定期訪問、面接相談の実施
ケースワーカーによる定期的な訪問活動と面接などの実施継続により、被保護世帯の生活状況把握に努め、世帯が抱える問題などを的確に把握します。
- (2) 適正な医療受診などの勧奨
傷病世帯などに対して適正な医療、介護などの扶助を行うことにより、世帯の自立意欲の促進を図ります。また各保護者の受療状況などを常に把握し、併せてその内容などの審査を行います。

施策の体系



(3) 稼働能力の活用促進

毎月の就労（求職）活動の状況把握に努め、特に稼働年齢層の被保護者にあっては、ハローワークなどの機能を有効活用し、稼働能力に見合った就労活動などへの結びつきを促進します。

(4) 相談・援助体制の充実

各種研修の実施など、多問題世帯などに対する迅速かつ効率的な相談援助活動が行えるよう体制の整備充実を図ります。また、各関係機関（ハローワーク、社会保険事務所、病院、施設等）

との連携を密にし、迅速かつ適正な相談援助体制の整備構築を図ります。

(5) 自立支援に向けたネットワーク化の推進

査察指導機能の強化、ケースワーカー一間の情報共有により、組織としての取り組みを強化します。

(6) 急迫者などに対する一時保護の実施

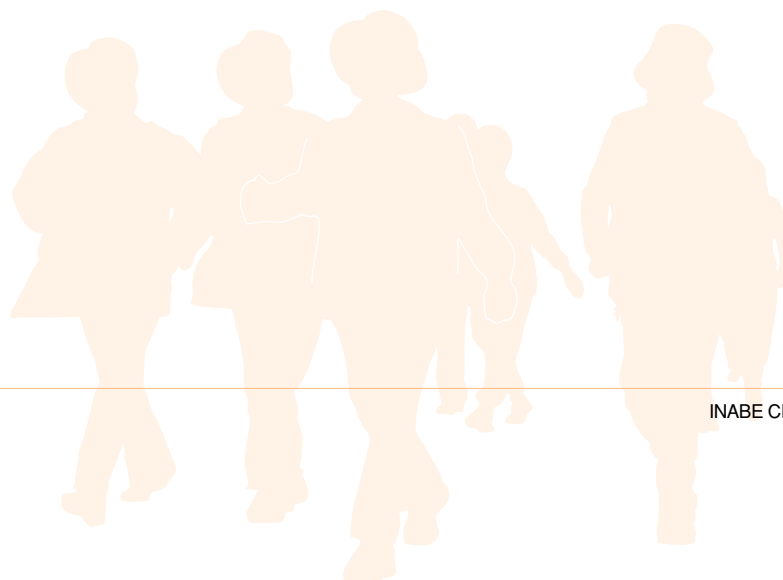
急迫傷病者、行旅病者、行旅死亡者、身元不明者などに対する迅速な援護に努めます。

■ 施策成果指標

指標名	現状値 (平成16年度)	目標値	
		平成22年度	平成27年度
被保護世帯数 ※1	96世帯	105世帯	120世帯
稼働能力の向上件数 ※2	6件	10件	15件

※1) 平成16年度の新規開始は16件、廃止は18件

※2) 被保護世帯における新規就労開始件数、就労収入等増加件数





ふれあいの駅うりぼう



第5章

にぎわいを創出する活力豊かな産業づくりをめざして

- 第1節 魅力ある農林水産業の振興
- 第2節 活力ある工業の振興
- 第3節 にぎわいある商業の振興
- 第4節 観光の充実
- 第5節 労働環境の改善
- 第6節 消費者保護の推進

第1節 魅力ある農林水産業の振興

【現状と課題】

今日の農業・農村は、食料自給率の低下と農畜産物価格の低迷、農業就業人口の減少・高齢化、耕作放棄地の増大、米の関税化など、多くの課題に直面しています。特に近年の米事情は、消費の減少により需給バランスがくずれ、農業経営に大きな影響を及ぼしています。

本市は、稲作を基幹作物として、小麦、大豆などの水田農業を中心に経営が営まれています。他地域との競争激化や国際化など農業を取り巻く環境が厳しくなっている情勢の中、地域の特性を活かした新たな対応が求められています。

今後は、収益性の高い作物を担い手農家や集落営農組織などの経営体に導入し、生産性の高い産地づくりを推進するとともに、優良農地の保全、生産基盤の整備、農地の流動化を促進し、集落を基軸とした安定的かつ効率的な農業経営を展開する必要があります。

また消費者からは、農産物に対してより安全で高品質を求める声が高まっています。このため、本市の農産物を活用した新しい加工品の開発や直売所を拡充するなど地域に根ざした「顔がみえる」「安全で安心な農産物」の取り組みを進め、地産地消運動を推進する必要があります。

その他、農業の活性化を図るためには、農業者以外からの新規参入を進める受皿づくり、高齢者の知恵や女性の感性を生かした農業の新たな展開、都市との交流などによる農業生産の維持・増進などを推進する必要があります。

近年では、サルやイノシシ、シカなどによる農産物の被害の増加により、収穫量が減少し、生産意欲が減退するなどの問題が深刻化しており、今後、獣害対策にも努めていく必要があります。

畜産については、小規模自立経営が多く、経営体質の改善、経営の合理化・近代化を促進しながら、畜産農家の企業的経営感覚の育成を図るとともに、「いなべ肉牛」としてのブランド化を進め、販路の拡大に努める必要があります。また、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の施行にともない、畜産経営から排出される家畜ふん尿の適正な処理と資源としての有効利用の促進が重要な課題となっています。

林業については、林業の生産基盤としての整備とともに森林のもつ公益的機能の維持増進を図るための整備が求められています。今後、森林の整備や管理のために、施業の共同化を図るとともに、森林所有者の世代交代などにより、増加が予想される施業放棄森林の適正管理が課題となっています。

内水面漁業については、マス・アマゴ・コイ・イワナなどの養殖が行われていますが、後継者不足により、継続が危ぶまれています。また、一方では員弁川流域で構成される桑員河川漁業協同組合において、アユなどの稚魚放流が行われています。今後、観光・レクリエーション機能の充実や水産加工物の開発など、地場産業としての振興を図っていく必要があります。

■ 農業の状況

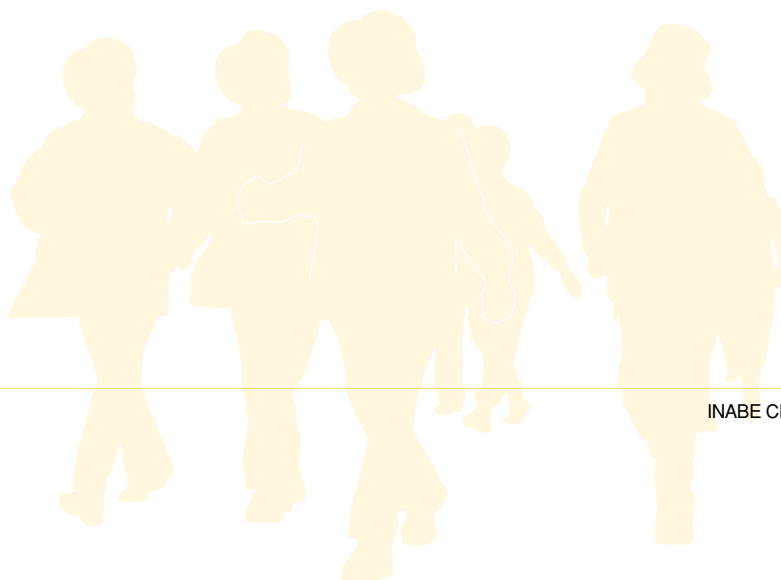
単位：世帯・人・ha

年次	農家数						農家世帯員数			経営耕地面積			
	総農家数	販売農家数					総数	男	女	総面積	田	畑	その他
		総数	専業	第1種兼業	第2種兼業	自給農家							
平成7年度	4,089	2,984	154	136	2,694	1,105	18,716	9,081	9,635	2,567	2,165	300	102
平成12年度	3,448	2,453	180	63	2,210	995	15,881	7,772	8,109	2,372	2,017	275	80

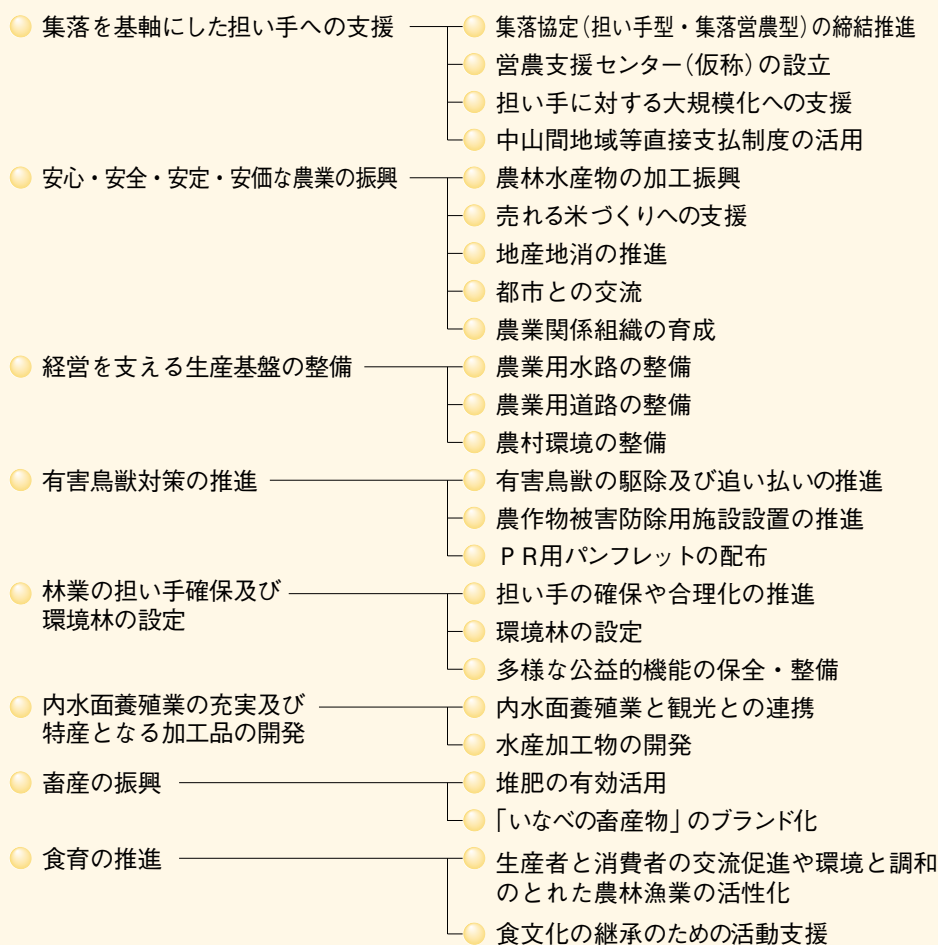
資料：農林業センサス（各年2月1日現在）

【基本方針】

- いなべ市の農業の中心となる水田については、地域水田農業ビジョンに基づき、各集落単位において担い手を明確にし、経営基盤の強化を図ります。
- 農産物のブランド化、加工・販売体制の整備を行い、市民とふれあう農業を推進するとともに、都市住民のニーズに対応した多彩な地域農業の展開に努め、魅力ある農業の振興を図ります。
- 農業用水路、農業用道路の充実及び農村環境の改善を図るための整備を推進し、農業生産基盤の充実に努めます。
- 有害鳥獣の生態や身近にできる被害対策などについて啓発を行うとともに、有害鳥獣の駆除、自衛体制の構築を図ります。
- 林業においては、担い手の確保や合理化の推進などにより、林業の振興を図るとともに、自然環境保全機能、レクリエーション機能など森林の多様な公益的機能の保全・整備に努めます。
- 水産業においては、内水面養殖業と観光などとの連携により、レクリエーション機能を充実するとともに、水産加工物の開発などを進めます。
- 畜産業においては、排出される糞尿の堆肥化と畜産物の地産地消を推進します。
- 農業が育む自然の恩恵や「食」に関わる人々のさまざまな活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報を共有し、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するため、食育推進運動を展開します。



施策の体系



【施策】

1. 集落を基軸にした担い手への支援

(1) 集落協定(担い手型・集落営農型)の締結推進

水田農業において、集落を基軸とした営農を推進するため、集落協定書の締結によって担い手を個人委託型、あるいは集落ぐるみ型に明確化し、将来の営農計画を見据えた経営に取り組むよう指導します。

(2) 営農支援センター(仮称)の設立

営農支援センター(仮称)を設立し、担い手農家や集落営農組織に対する農地の集積などの支援を行います。

(3) 担い手に対する大規模化への支援

集落において明確化された担い手に

対し、共同機械購入支援などを行い、大規模化への支援を図ります。

(4) 中山間地域等直接支払制度の活用

集落協定にて締結された内容(耕作放棄の解消及び防止・景観作物の栽培)を実行した集落に交付金を支払い農地の保全を行います。

2. 安心・安全・安定・安価な農業の振興

(1) 農林水産物の加工振興

いなべ市内で生産された農林水産物を使用した特産品や加工品の開発を行い、農産物のブランド化を支援します。

(2) 売れる米づくりへの支援

売れる米づくりへの支援として、耕作農家と畜産農家の連携による堆肥を利用した有機栽培や米ぬかかず大豆などによる減農薬栽培、消費者が求める環境にやさしい安心・安全な米づくりを支援します。

(3) 地産地消の推進

いなべ市農産物加工所兼直売所を中心に産地直結の販売を行い、地産地消事業を展開します。また、流動化などで水田を預けた場合でも、畑作に目を向け、小規模野菜栽培農家の育成による所得向上及び農産物の国内需給率の向上をめざします。

(4) 都市との交流

グリーンツーリズムをはじめとする都市との交流を推進し、農村の活性化を支援します。また、農業公園を活用し都市住民との交流を促進するとともに、公園内で収穫される梅、ブルーベリーなどを使った特産品の開発・加工を行い、地域農業の振興を図ります。

(5) 農業関係組織の育成

いなべ市の農業振興に資する団体の組織育成を推進するため、市が目標を立てた（6次産業化・生産物の付加価値に関する取り組み・直販所の先進地視察研修等）農業振興事業にチャレンジする団体の育成を行います。

3. 経営を支える生産基盤の整備

(1) 農業用水路の整備

農地の保全と生産基盤整備を推進するための農業用水路の整備を図り、集落営農の活性化を図ります。

(2) 農業用道路の整備

農業の生産性の向上、農産物の流通の合理化及び農業の近代化を促進するとともに、農村環境の改善を図るため、農業用道路の整備を推進します。また、農業用道路としての機能を保持し、適正かつ計画的な維持管理に努めます。

(3) 農村環境の整備

水環境整備事業を推進するとともに、農村公園、集落周辺のため池、用水路等の親水空間などの整備・管理を図り、農村環境の改善を進め、自然環境の保全を図ります。

4. 有害鳥獣対策の推進

(1) 有害鳥獣の駆除及び追い払いの推進

サル、イノシシ、シカなどの有害鳥獣から農作物を守るため、銃器などによる駆除や追い払いを推進します。

(2) 農作物被害防除用施設設置の推進

電気柵、金網などの設置に対する補助を行い、農作物への被害軽減を図ります。

(3) PR用パンフレットの配布

サル、イノシシ、シカなどに関するパンフレットの配布などにより、市民に有害鳥獣に対する習性などの情報提供に努めます。

5. 林業の担い手確保及び環境林の設定

(1) 担い手の確保や合理化の推進

現在の林業経営の状態を見極め、次世代に商品価値のある木材産出が行えるよう、間伐や下刈りを十分行うために緑の雇用事業などを活用して担い手の確保に努めます。

(2) 環境林の設定

森林環境創造事業を利用して、荒廃した森林の保全に努めます。また、自然環境保全機能、レクリエーション機能など森林の多様な公益的機能の保全整備を行います。

(3) 多様な公益的機能の保全・整備

自然環境保全地域における松林を保全するため、松くい虫防除（地上散布・樹幹注入・伐倒駆除）事業を実施します。

6. 内水面養殖業の充実及び特産となる加工品の開発

(1) 内水面養殖業と観光との連携

内水面養殖業者の近隣にある観光施設（桜・アジサイ・紅葉・青川キャンピングパーク・史跡等）を利用して、一日ゆっくりと市内で遊べるプランを提供し観光客の増加を図ります。

(2) 水産加工物の開発

マス・アマゴ・コイ・イワナでの加工品を開発し、農産物直販所などで販売し、新しい特産品づくりに努めます。

7. 畜産の振興

(1) 堆肥の有効活用

いなべ市内の畜産農家から排出される糞尿を堆肥化し、耕作農家と連携して環境にやさしい土づくりの推進と畜産環境の整備を図ります。

(2) 「いなべの畜産物」のブランド化

いなべ市内で生産されている畜産物をPRしていくとともに、学校給食など地産地消運動を通して販路拡大を図ります。

8. 食育の推進

(1) 生産者と消費者の交流促進や環境と調和のとれた農林漁業の活性化

消費者（都市など）と生産者（農山漁村など）の交流促進を進め、生産者と消費者との信頼関係を構築するとともに、食品の安全性の確保、食糧資源の有効利用の促進を図ります。

(2) 食文化の継承のための活動支援

伝統的な行事や作法と結びついた食文化や地域の特色ある食文化など、伝統ある優れた食文化の継承を推進します。

■ 施策成果指標

指標名	現状値 (平成16年度)	目標値		
		平成22年度	平成27年度	
集落営農数 ※1	14地区	70地区	100地区	
環境に配慮した安心・安全な水田の栽培面積	減化学肥料栽培面積	25ha	50ha	100ha
	減農薬栽培面積	5ha	20ha	50ha
直販施設における売上目標額 ※2	約1億円	約1.5億円	約2億円	
環境林の整備面積 ※3	0ha	70ha	100ha	
有害鳥獣対策の実施面積 ※4	400ha	600ha	800ha	

※1) 集落協定（担い手型・集落営農型）の締結集落数

※2) いなべ市内の直売所の総計

※3) 環境林づくり協定書の締結数による面積

※4) 電気柵、金網等の防除施設設置面積



産物

第2節 活力ある工業の振興

【現状と課題】

本市には、大小合わせて10数か所の工業団地があり、中部圏域の一画に位置する交通アクセスにも恵まれた好立地条件から、輸送用機器関連の大手メーカーや自動車関連企業をはじめ多様な企業の進出が進んでいます。平成15年度の三重県下における製造品出荷額等をみると、本市は四日市市、鈴鹿市に次いで第3位に位置しており、経済のグローバル化による急激な為替の変動や産業の空洞化など厳しい社会経済情勢の中で、活性化が図られています。一方、企業が未進出の土地も存在しており、土地開発公社による賃貸を進めるなど、積極的な工業の振興に努めています。

また、市内には従業員が10人未満の中小・零細企業も多く、こうした企業は経済動向の影響を受けやすいため、総合的な対

策が必要となっています。

今後、地域における経済発展、雇用機会の確保、財政基盤の確立を進めるためには、既存企業の経営基盤の強化を図るとともに、東海環状自動車道、第二名神自動車道の開通による優位性を活かした優良企業の誘致に努め、企業ニーズに即応した対応を図っていく必要があります。また、産学官の連携による新産業の創出やベンチャー企業の育成にも努めていく必要があります。

さらに、近年のICT化の進展により、利便性の高い道路交通網に加えて、充実した情報・通信網を求める企業が増加しつつあるため、今後、情報基盤の整備をはじめ、企業や労働者にとって魅力的な環境の整備を総合的に進めていくことが必要です。

■ 工業の状況

単位：事務所・人・万円

年次	事業所数			従業者数			製造品出荷額		
	総数	1～3人	4人以上	総数	1～3人	4人以上	総数	1～3人	4人以上
平成11年※1	281	15	266	11,287	22	11,265	47,608,614	11,225	47,597,389
平成12年	416	147	269	11,831	225	11,606	48,399,631	127,481	48,272,150
平成13年※1	315	66	249	36,553	58	11,577	55,997,889	28,937	55,968,952
平成14年※2	236		236	11,738		11,738	68,590,277		68,590,277
平成15年※3	362	118	244	12,030	244	11,786	75,575,560	118,402	75,457,158
平成16年※3	213		213	13,061		13,061	80,353,535		80,853,535

(注) ※1 従業員3人以下の事業所については、特定業種に属する事業所のみ調査。
 ※2 従業員3人以下の事業所については、調査対象外。
 ※3 平成15年の調査結果は速報値。

資料：工業統計調査（各年12月31日現在）

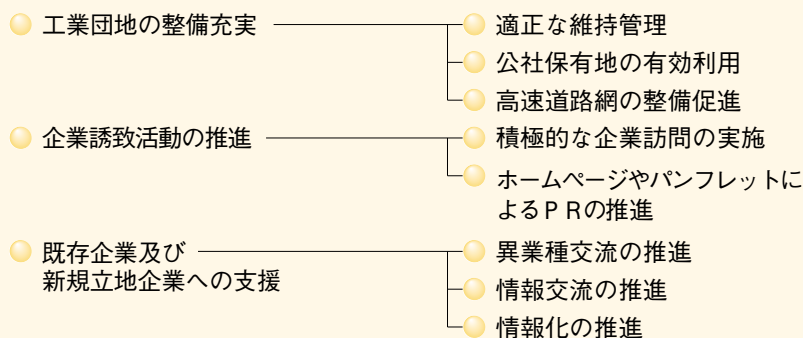
【基本方針】

- 分譲した工業団地の維持管理に努めるとともに、交通の利便性の向上など多様な環境整備に努め、企業誘致を推進します。
- 既存企業及び新規立地企業に対し、まちづくりのパートナーとして、企業活動がしやすくなるよう、可能な限りあらゆる面から支援していきます。
- 企業誘致に向けた積極的な訪問活動やPR活動に努めます。



株式会社デンソー 大安製作所

施策の体系



【施策】

1. 工業団地の整備充実

- (1) 適正な維持管理
藤原工業団地及び東山工業団地について、新たな企業立地に即対応できるよう維持管理に努めます。
- (2) 公社保有地の有効利用
工業団地のオーダーメイド方式による企業誘致を推進します。
- (3) 高速道路網の整備促進
東海環状自動車道や第二名神自動車道の整備促進を積極的に働きかけるとともに、高速道路網へアクセスする道路の整備を推進し、企業立地環境のさらなる充実を図ります。

2. 企業誘致活動の推進

- (1) 積極的な企業訪問の実施
県企業立地室との密接な連携をはじめ、あらゆる手段による情報収集に努めるとともに、市長などのトップセールスによる誘致の推進を図ります。
- (2) ホームページやパンフレットによるPRの推進

いなべ市内の工業団地、工場適地などの総合パンフレットの作成や市ホームページでの紹介を進め、企業誘致に向けて積極的なPR活動を展開します。

3. 既存企業及び新規立地企業への支援

- (1) 異業種交流の推進
既存企業による技術交流、情報交換を目的として異業種交流や大学などの教育研究機関との交流を推進し、企業の技術水準の向上と新たな分野への事業発展を促進します。
- (2) 情報交流の推進
既存企業、新規立地企業及び市との交流会を実施し、行政施策をはじめ、雇用などに関する地域の情報提供を進めます。
- (3) 情報化の推進
企業が情報化を推進するための環境を整備し、事業活動の機会拡大を図ります。

■ 施策成果指標

指標名	現状値 (平成16年度)	目標値	
		平成22年度	平成27年度
工業団地への企業進出面積 ※1	0m ²	83,000m ²	213,000m ²
工業団地造成面積 ※2	0m ²	70,000m ²	200,000m ²

※1) 未立地面積の解消 (平成16年度末時点未立地面積: 213,000m²)

※2) 未造成面積の解消 (平成16年度末時点保有地未造成面積: 200,000m²)

第3節 にぎわいある商業の振興

【現状と課題】

商業については、近年の経済不況にともなう消費の低迷に加え、郊外型店舗の進出、市街地の空洞化、商店街の衰退化の進行などが全国的に大きな社会問題となっています。

こうした状況をふまえ、本市では「中心市街地活性化法」に基づき、中心市街地活性化基本計画を策定するなど、魅力ある市街地の再構築をめざしています。

また、市内商業者の多数を占める中小小

売店舗は、長引く不況の影響に加え、高齢化や後継者不在などの問題を抱えており、厳しい経営環境にあります。

今後、市民生活の利便性向上を図り、まちの活力を維持・向上させるためには、大型小売店舗と中小小売業者が適切に役割分担を行いつつ、商業の活性化と振興に向け、中小小売業者への支援を行っていく必要があります。

■ 商業の状況

単位：店・人・百万円

年次	商店数			従業者数			年間販売額		
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業
平成3年	624	43	581	2,077	145	1,932	31,640	2,510	29,130
平成6年	631	56	575	2,422	245	2,177	36,242	4,519	31,723
平成9年	562	57	505	2,380	241	2,139	38,979	4,633	34,346
平成11年	513	53	460	2,401	270	2,131	39,889	6,480	33,409
平成14年	447	42	405	2,615	254	2,361	36,594	6,518	30,076

資料：商業統計調査

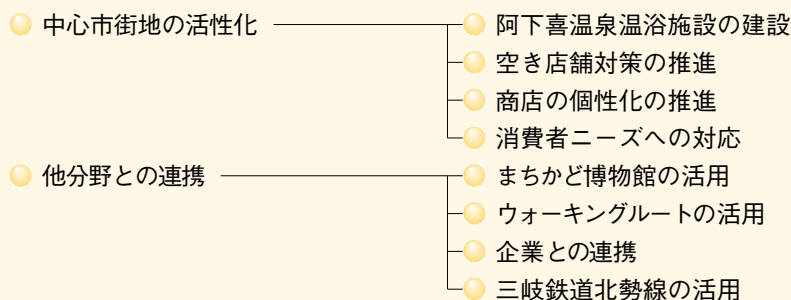
【基本方針】

- 空き店舗対策を含め、個性的な店づくりを進める中で市街地の核となる施設整備を図り、集客力をアップします。
- 広域からの集客を図るため、観光資源などを活用し、商店街への集客を図ります。



阿下喜温泉イメージパース図

施策の体系



【施策】

1. 中心市街地の活性化

- (1) 阿下喜温泉温浴施設の建設
市内の交通の拠点である阿下喜地区に湧出した温泉を活用し、集客の核となる温浴施設の有効利用を図り、にぎわいを創出します。
- (2) 空き店舗対策の推進
風情ある商店街の形跡を残す阿下喜地区を中心市街地として再活性化するため、空き店舗を有効活用し集客のアップを図ります。
- (3) 商店の個性化の推進
昭和初期の風情が残る阿下喜地区の商店を統一性のとれた個性的な商店街にするため、商工会などと協力して環境の整備に取り組みます。
- (4) 消費者ニーズへの対応
ライフスタイルの変化、交通体系の変化により競争に対応した発想が必要となり、新たな販売手法の採用や、情報化への取り組みなど商工会などと協力し、活性化に向けた自主的な努力を支援します。

2. 他分野との連携

- (1) まちかど博物館の活用
商店街に点在するまちかど博物館を活用し、商店の個性化とともに集客を図ります。
- (2) ウォーキングルートの活用
歩きたくなるみち500選に選ばれたウォーキングルートの終点が阿下喜駅であることから商店街への呼び込み策を強化します。
- (3) 企業との連携
市内企業との連携を図るため、商工会と企業との連絡組織などの設立を推進します。
- (4) 三岐鉄道北勢線の活用
三岐鉄道北勢線の利用者増加対策などの事業と連携し、商店街事業を実施します。

■ 施策成果指標

指標名	現状値 (平成16年度)	目標値	
		平成22年度	平成27年度
阿下喜温泉温浴施設の整備による集客数 ※1	0人	100,000人	130,000人
空き店舗の活用及び後継者育成実施数	0店	3店	7店

※1) 温浴施設計画入場者数

第4節 観光の充実

【現状と課題】

観光の振興は、多くの人々の来訪によってまちににぎわいと活気をもたらされるだけでなく、本市の知名度も向上し、市民のまちに対する愛着や誇りの醸成、さらには地域産業の振興にも優れた効果が期待できます。

本市には、鈴鹿国定公園内にある藤原岳や竜ヶ岳が育む宇賀溪、清流を活かしたキャンプ場、農業公園など、主として豊かな自然を楽しむ場が充実し、多くの行楽客に親しまれています。

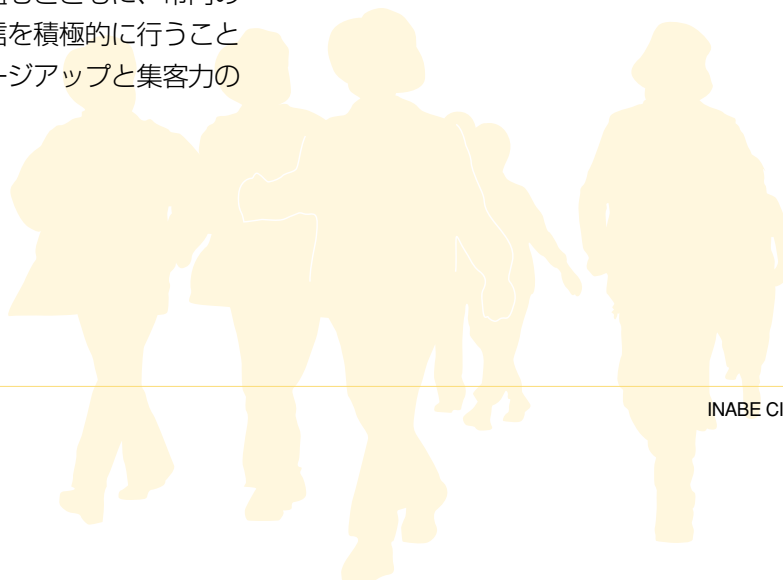
また、「梅まつり」や「ボタンまつり」、「あじさいまつり」、「もみじ祭り」、各地区で開催される夏祭りなど、四季折々のイベントが開催され、多くの人々を集めています。

そのほか、「まちかど博物館」として、伝統工芸品をはじめ、個人のコレクション、生活の場、仕事の場を無料で公開している民間住宅や工房などがあり、まちを巡る人々とのふれあいが生まれています。

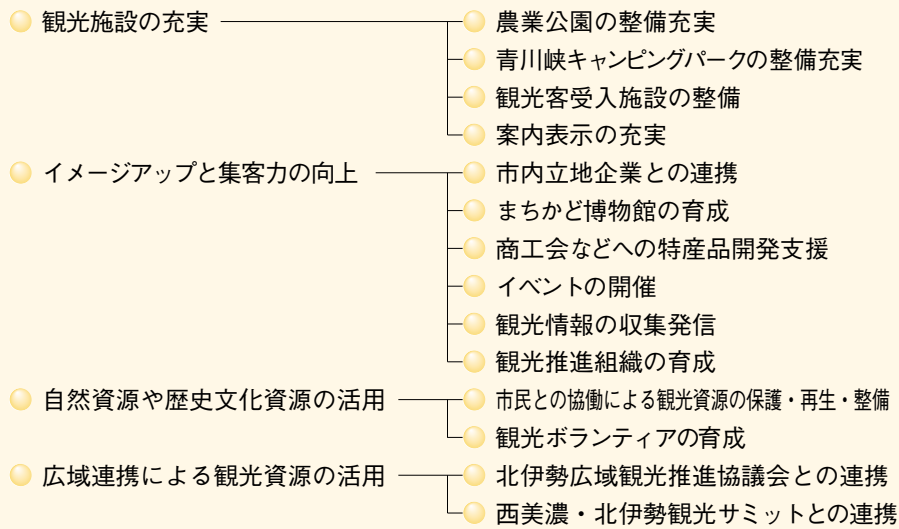
今後とも、自由時間の増大などにともなっていて、ゆとりやうるおいを求める傾向がますます強くなることが予想される中で、観光・レクリエーションの分野における施策の充実が求められています。そのため、市内各地にある観光資源のネットワーク化を図り、付加価値を高めるとともに、迅速な情報提供に努める必要があります。また、県境も越えた広域的な連携を図りながら、観光資源の有効活用を進める必要があります。

【基本方針】

- 市営の観光施設となる農業公園、青川峡キャンプパーク、いなべ公園などの施設の充実を図るとともに、受入施設の整備を推進します。また、いなべまちかど博物館の充実を支援します。
- 市民の自然や歴史文化に対する関心の高さをふまえ、環境教育の場でもある自然資源と貴重な歴史的資産について、市民と協働で保護・再生・整備を行うことにより、観光資源に活用します。
- 特産品の開発やイベントの開催は、集客に大きな影響を与えるものであることから、積極的に取り組むとともに、市内の観光情報の収集発信を積極的に行うことにより、市のイメージアップと集客力の向上を図ります。
- 歴史的、地域的に関係の深い近隣市町と連携し、広域的な観光推進を図ります。



施策の体系



【施策】

1. 観光施設の充実

(1) 農業公園の整備充実

38haの梅林をはじめ、四季折々の花が咲き乱れ、多様な体験が楽しめる農業公園の集客交流機能を充実します。

(2) 青川峡キャンピングパークの整備充実

青川峡キャンピングパークは、恵まれた立地環境とオートキャンプ場やコテージなどの充実した施設などにより県内外に広く知られており、今後ともさらなる機能の充実を図り、集客力を高めます。

(3) 観光客受入施設の整備

市内には食事などで多数の観光客を収容する施設がないため、商工会などと協力し受入施設の整備を促進します。

(4) 案内表示の充実

観光協会などとタイアップして、駅などに設置している施設の案内表示看板の充実を図ります。

2. イメージアップと集客力の向上

(1) 市内立地企業との連携

市内に立地する企業と連携・タイアップした市内観光開発を進め、イメージアップと観光客の増加を図ります。

(2) まちかど博物館の育成

商業振興策と連携を図ることにより集客力を向上させるなど、まちかど博物館の運営を支援し、育成に努めます。

(3) 商工会などへの特産品開発支援

観光客の土産品が少ない現状であるため、地域の産物、産業を活用した特産品の開発に取り組む商工会などの団体に対し支援を行います。

(4) イベントの開催

既存のイベントは広域的な集客を図ってきましたが、小さなイベントから大きなイベントまで積極的に取り組むとともに、市民団体のイベントにもできる限りの支援を行います。

また、梅まつりやぼたんまつりなどのイベントを開催し、農村と都市との交流を進め集客力の向上を図ります。

(5) 観光情報の収集発信

ホームページや観光パンフレットなどを通じて、本市の貴重な観光資源を全国に向けて情報発信することによ

- り、いなべの特色や魅力を紹介します。
- (6) 観光推進組織の育成
市内3つの観光協会を統一もしくは新たな観光推進組織として設立し、民間主導による観光施策の推進を支援します。

3. 自然資源や歴史文化資源の活用

- (1) 市民との協働による観光資源の保護・再生・整備
市内の自然や歴史文化は貴重な観光資源であることから、市民自らによる保護・再生・整備を促進し、観光ニーズに応じていきます。
- (2) 観光ボランティアの育成
市内には、歴史・自然の観光資源が

多数潜在しています。これらを掘り起こすとともに、わかりやすく説明できる「観光ボランティア」を育成して集客力の向上を図ります。

4. 広域連携による観光資源の活用

- (1) 北伊勢広域観光推進協議会との連携
北勢地域の市町で構成される北伊勢広域観光推進協議会との連携を図り、各市町の観光資源のネットワーク化による相乗効果を図り、集客の向上をめざします。
- (2) 西美濃・北伊勢観光サミットとの連携
西美濃・北伊勢観光サミットでの広域事業に参加し、広域的な情報発信に努めます。

■ 施策成果指標

指標名	現状値 (平成16年度)	目標値	
		平成22年度	平成27年度
観光入り込み客数	260,000人	350,000人	400,000人



ぼたん園



青川峡キャンピングパーク

第5節 労働環境の改善

【現状と課題】

わが国の完全失業率が高水準で推移し、雇用情勢が厳しくなる一方、少子高齢化の進展や女性の社会参画、就業意識の多様化などによって労働力の移動が活発化し、勤労者に求められる職業能力も急速に変化しています。

こうした勤労者を取り巻く状況の変化に対応して、多様かつタイムリーな雇用情報

を提供するとともに、勤労者に能力開発、キャリア形成の機会を提供することが求められています。

また、本市では中小・零細企業が多く、特に福利厚生面での格差が大きいことから、勤労者が健康で、ゆとりのある生活を送ることができるよう支援する必要があります。

【基本方針】

- 勤労者の福祉制度の充実を図ります。
- 高齢者や障害のある人、女性などが働きやすい職場環境づくりを促進します。

【施策】

1. 勤労者福祉制度の充実

- (1) 教育資金貸付制度
金融機関とタイアップして、勤労者及びその家族の教育に必要な資金を融資する制度を充実します。
- (2) 共済制度の充実の促進
関係機関と連携して、勤労者の共済制度の充実を促進します。

2. 良好な労働環境の整備

- (1) 高齢者や障害のある人の雇用促進
高齢者の継続雇用、再就職の促進や障害のある人の雇用の促進に対する国

の優遇制度について、関係機関と連携し、事業主への周知と啓発指導を行い、高齢者や障害のある人の雇用を促進します。

- (2) 女性の雇用促進
企業における女性の雇用管理の改善や就業しやすい職場環境の整備を事業主に要請し、女性労働者の雇用を促進します。

また、21世紀職業財団と協力して、働く女性、働きたい女性を支援するためのセミナー、相談会などを開催し、就職環境の改善を促進します。

■ 施策成果指標

指標名	現状値 (平成16年度)	目標値	
		平成22年度	平成27年度
教育資金貸付制度利用者数	6人	20人	20人
女性の就業支援セミナー及び相談会実施回数	1回	4回	6回

施策の体系

- 勤労者福祉制度の充実
 - 教育資金貸付制度
 - 共済制度の充実の促進
- 良好な労働環境の整備
 - 高齢者や障害のある人の雇用促進
 - 女性の雇用促進

第6節 消費者保護の推進

【現状と課題】

経済社会の多様化、国際化、情報通信技術や科学技術の発展によるグローバル化などともなう、消費者問題も従来の悪質商法のみならず、携帯電話をめぐるトラブルやインターネットの普及ともなう電子商取引、食品の適正表示など、新たな課題が生じています。

こうした状況の中で、消費者自身が環境

の変化に対応して、さまざまな消費者問題に主体的・合理的に取り組むことができる能力を培うことが求められています。

そのため、消費者と事業者の情報や交渉力の格差の是正、消費者トラブルの解決や未然防止に向けて、関連情報や学習機会の提供など、効果的な啓発を行っていく必要があります。

【基本方針】

●近年、高齢者を狙った強引な訪問販売や催眠商法などが多発しています。悪質商法などの被害を防止するとともに被害者

の支援などの体制を充実します。また、消費生活に関する情報提供を各種媒体により提供します。

【施策】

1. 消費者保護の推進

(1) 消費者への情報提供

高齢者も含めた消費者保護のため、ホームページ、広報、回覧などを通じたきめ細かな情報提供を行い、さまざまな消費者問題についての周知徹底を図ります。

(2) 被害者への支援体制の充実

県の消費生活相談室と協力して、被害者への支援を図ります。

施策の体系

- 消費者保護の推進
- 消費者への情報提供
- 被害者への支援体制の充実





藤原岳山野草（左：福寿草 右：カタクリ）

第6章

思いやり、共に生きる市民社会をめざして

- 第1節 コミュニティ活動の推進
- 第2節 女(ひと)と男(ひと)が互いに認め合う社会づくり
- 第3節 思いやりのある人権のまちづくり
- 第4節 市民参画のまちづくり
- 第5節 国際性豊かな人づくり・まちづくり

第1節 コミュニティ活動の推進

【現状と課題】

安全でふれあい豊かな住み良い地域社会を築いていくためには、人と人が信頼しあい、助け合う連帯意識が大切です。また、コミュニティを通じて、住民自らが主体的に地域の課題解決に取り組むことが必要です。

本市では、地区公民館や集落センターなどにおいて、自治会活動や地域福祉活動などが積極的に開催されており、市では各コミュニティに対し、さまざまな助成や情報

の提供をはじめ、まちづくりに関する市民プランナーの育成などの活動支援を行い、コミュニティ活動の活発化を促進しています。

今後とも、コミュニティ活動の拠点の充実に努めるとともに、自治会などの自治組織と福祉、文化、スポーツなどの各種団体との連携を深め、コミュニティをより一層機能的な組織に育成することが必要となっています。

【基本方針】

- 地域住民の多様な交流活動を支援し、コミュニティ組織の育成を図るとともに、活動内容の積極的な広報に努めます。
- 市民の地域活動、文化、スポーツの活動拠点として、コミュニティ施設の整備に

対する支援や効率的活用を促進します。

- イベントの企画など市民の参加を促し、市民と市が協働してイベントを実施する体制づくりを進め、コミュニティ意識の醸成を図ります。

【施策】

1. コミュニティ意識の醸成

- (1) 参加機会の充実

文化・スポーツ、ボランティア活動など参加意欲が高まる地域交流活動の活性化を図ります。
- (2) 広報活動の強化

市のイベント、自治会のイベントなど、気軽に参加できる活動を広報紙などで積極的にPRします。
- (3) 自治会への積極加入

コミュニティは地域内の助け合いや協力が基本となるため、自治会未加入

の単独世帯と地域との交流を図り、自治会への加入促進に努めます。

- (4) コミュニティ組織の育成

自治会を中心としながらコミュニティ組織の活性化を図るため、現状や課題の意見交換会を積極的に行うとともに、研修会の実施や活動支援を行います。

2. コミュニティ施設の整備

- (1) コミュニティ施設の整備支援

地域の実情に応じ、コミュニティ施設整備への支援を行います。

施策の体系

- コミュニティ意識の醸成
 - 参加機会の充実
 - 広報活動の強化
 - 自治会への積極加入
 - コミュニティ組織の育成
- コミュニティ施設の整備
 - コミュニティ施設の整備支援
- イベントの充実
 - 市民としての一体感を育むイベントの充実

3. イベントの充実

(1) 市民としての一体感を育むイベントの充実

市民としての一体感を醸成できるように、イベント内容の見直しを図るため

の協議の場を設け、市民が主体となったイベントの実施体制づくりを進めます。

■ 施策成果指標

指標名	現状値 (平成16年度)	目標値	
		平成22年度	平成27年度
地域イベントの集客人数 ※1	10,000人	20,000人	30,000人

※1) 1イベント当たりの集客数（大安夏祭り、いなべまつり）



大安夏祭りYA・YA・YA



第2節 女(ひと)と男(ひと)が互いに認め合う社会づくり

【現状と課題】

社会経済情勢の急速な変化に対応する豊かで活力ある社会を築くうえで、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっています。

本市では、社会制度や慣行において、固定的な性別役割分担意識は根強く、政策・

方針決定に男女が対等に参画するに至っていないなど、多くの取り組むべき課題が残されています。

今後とも、男女の固定的な役割分担意識の解消と自立の促進を図り、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野への男女共同参画を進める必要があります。

【基本方針】

●現状の生活を見直し、互いに認め合うことの大切さに気づいていける学習機会などを提供していきます。

●男女がともに自立して互いを尊重し合い、責任を担いながら参加できる社会づくりに取り組みます。

【施策】

1. 啓発・学習の充実

(1) 市職員の学習

職員研修などを通じて、男女共同参画社会の実現に向けて、率先して行動できる力量をつけていきます。

(2) 市民への啓発

互いの立場を理解し、共同して生活を高めていこうとする意識を身につけ、実践に移せるよう、情報提供や啓発活動のほか、学校教育や社会教育などにおける学習機会の充実に努めます。

2. 女性の人権が尊重される社会の形成

(1) 相談体制などの整備

妊娠や出産など女性の生涯にわたる健康と権利を守るとともに、女性に向

けられる暴力をなくすため、安心して相談できる体制づくりや関係機関との連携を図ります。

(2) 男女共同参画の条件整備

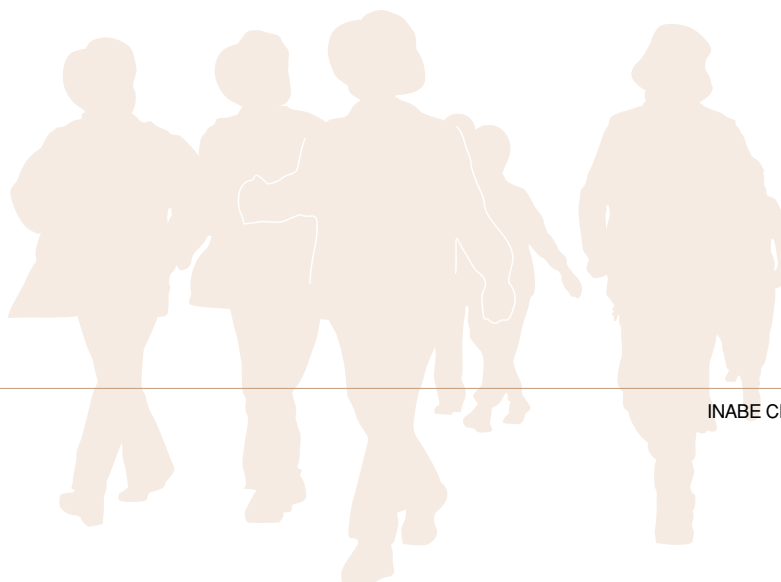
男女がともに働きやすい職場環境づくりや家庭生活と就労の両立のための環境づくり、男性の家事・育児や介護などへの参加の促進など、男女共同参画に向けた条件整備を進めます。

(3) 男女共同参画活動への支援

各種審議会などの委員や市の管理職への女性の登用などを進め、政策や方針決定過程への女性の参画を推進します。また、リーダーの育成など男女共同参画の実現に向けた市民活動の支援に努めます。

施策の体系

- 啓発・学習の充実
 - 市職員の学習
 - 市民への啓発
- 女性の人権が尊重される社会の形成
 - 相談体制などの整備
 - 男女共同参画の条件整備
 - 男女共同参画活動への支援



第3節 思いやりのある人権のまちづくり

【現状と課題】

21世紀は「人権の世紀」といわれるように、人権尊重の意識の高まりは世界的な潮流となっています。人権が尊重され、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会を実現するためには、一人ひとりが日常生活におけるさまざまな問題を人権の視点からみつめ、お互いを尊重しあうことが大切です。

本市では、平成16年に市民の人権機関「メシエレいなべ」が設立され、市民による自主的な学習・啓発をはじめ、さまざまな交流や人権擁護活動が行われるなど、す

べての人々の人権が擁護され、誰もが誇れる明るく心豊かな社会づくりを進めています。また、各地域に人権擁護委員が配置され、人権思想の普及高揚や相談活動などに取り組んでいます。

こうした取り組みは、家庭、地域社会、学校、職場など多くの人々や団体に認識されつつあり、今後とも、行政施策全般に人権尊重思想の視点を取り入れ、人権行政の推進を図り、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていく必要があります。

【基本方針】

- 人権啓発方針を策定し、啓発活動の積極的な展開による人権意識の高揚に努めます。
- 人権の問題は、市民一人ひとりの基本的な人権に関わることであり、人権について幅広く捉えていけるような活動を推進します。
- 学校教育、社会教育による人権教育を充実し、人権意識の高いまちづくりを進めます。
- 市民の人権機関「メシエレいなべ」の活動を充実・発展させ、市との協働による人権施策を進めます。

【施策】

1. 人権行政の推進

(1) 人権啓発方針の策定

すべての市民の人権が尊重され、保障される市の実現に向け、人権に関する市民意識調査をはじめとする人権行政の推進に関する意見集約を図りつつ、人権啓発方針の策定を進めます。

(2) 人権相談の充実

すべての市民の人権が尊重されるよう、関係機関との連携を図り、人権相

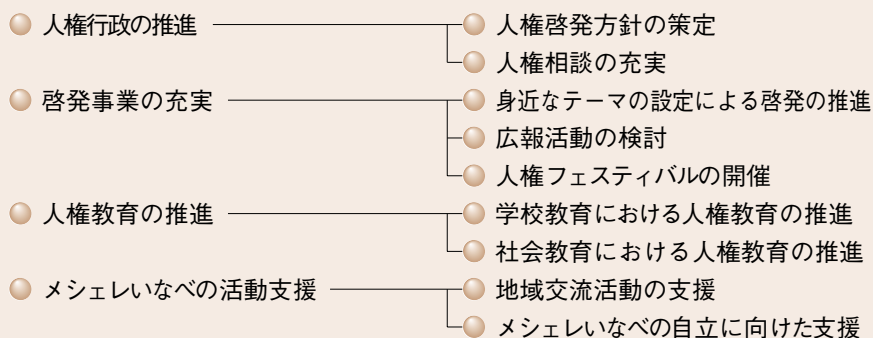
談の充実に努めます。

2. 啓発事業の充実

(1) 身近なテーマの設定による啓発の推進

市民が、さまざまな人権問題に対し、自分のこととして考え理解と認識を深めることができるよう、興味・関心の湧きやすいテーマを設定し、冊子の作成・配布や講演会、研修会の実施など多様な啓発事業を展開します。

施策の体系



(2) 広報活動の検討

多くの市民が参加できるように広報活動のあり方を検討します。

(3) 人権フェスティバルの開催

市民の人権意識の高揚を図るため、人権フェスティバルをメシエレいなべとともに開催します。

3. 人権教育の推進

(1) 学校教育における人権教育の推進

人間形成の基礎が培われる大切な時期である児童・生徒に、発達段階に応じた適切な指導方法や学習プログラムを取り入れ、豊かな人間性と人権意識を育成していきます。

(2) 社会教育における人権教育の推進

幅広い市民を対象に、日常生活の中で人権問題との関わりを自覚できるよう講座や講演会を実施するとともに、人権教育の指導者の育成を図ります。

4. メシエレいなべの活動支援

(1) 地域交流活動の支援

旧町単位での活動が軌道にのれるような働きかけを行い、地域でのきめ細かな交流活動の展開を促進します。

(2) メシエレいなべの自立に向けた支援

メシエレいなべの主体的な活動と運営の支援に努めます。

■ 施策成果指標

指標名	現状値 (平成16年度)	目標値	
		平成22年度	平成27年度
メシエレいなべによる人権啓発事業実施回数	0回	4回	6回



第4節 市民参画のまちづくり

【現状と課題】

個人の価値観の多様化や社会環境の変化などを背景に、ボランティア活動への意識や関心が高まっており、その活動は、福祉分野をはじめ、まちづくりや環境、教育、文化、芸術、スポーツ、防災など多岐にわたって広がりをみせています。

さらに、ボランティア団体などの非営利活動団体に法人格を付与し、その活動を促進する特定非営利活動促進法（NPO法）の制定やボランティア休暇制度の導入など、社会的環境が整備されつつあります。

現在、本市では自治会などの地縁組織を中心とした地域活動が活発に行われているほか、福祉の分野では、いなべ市社会福祉協議会のボランティアセンターを中心に、ボランティア活動が活発に展開されています。また、教育、文化をはじめその他の分

野でもNPO法人が設立されるなど、市民活動は年々活発化しつつありますが、その広がりはまだ十分とは言えず、ボランティア団体やNPO法人が、自力で発展することができる環境や社会の理解、活動の基盤も十分に整備されていない状況です。

今後、さらに幅広い分野へのボランティア活動を促進するためには、学校教育や生涯学習など、あらゆる機会をとらえてボランティア精神の高揚を図るとともに、いつでもだれでもボランティア活動に取り組めるよう、活動に関する情報提供や相談窓口の拡充、市民、事業者、ボランティア、NPO法人、行政などの協働を具体的に進める仕組みづくりなどに取り組み、市民がまちづくりに参画しやすい環境整備に努める必要があります。

【基本方針】

- 福祉をはじめ、防災、防犯、生涯学習、生活環境、観光などのボランティアやNPO法人活動の裾野を広げ、活動に参加しやすい環境づくりをめざします。ま

た、市民のボランティア意識を醸成させるため、活動情報の発信や学習機会を充実します。

【施策】

1. ボランティアやNPO法人活動促進のための環境づくり

- (1) 行政とNPO・ボランティアの意見交換の実施
 - 積極的にNPO・ボランティアとの連携に努めます。

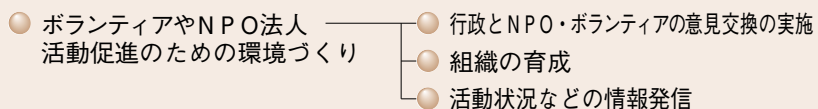
(2) 組織の育成

多岐わたる団体の知識向上、活動を支援するための学習機会を充実します。

(3) 活動状況などの情報発信

市内で活動する団体の紹介や、団体の活動に必要な情報を提供します。

施策の体系



第5節 国際性豊かな人づくり・まちづくり

【現状と課題】

交通・情報ネットワークの急速な発達により、市民生活のさまざまな分野に至るまで、国際的な相互依存関係が深まっており、外国がますます身近なものとなっています。

また、地球環境や人口、エネルギー問題、金融、貿易摩擦、地域紛争の断続的な発生など、国際社会が強調して取り組むべき課題も増加しています。

本市では、各中学校にALT(外国語指導助手)を配置し、国際理解教育を進めているほか、いなべ市国際交流協会を通じて、中学生の海外ホームステイやスポーツ少年団の交流をはじめ、各種語学講座、交流会などさまざまな市民間の活動が行われ、交流が深まりつつあります。

今後とも、交流内容の充実を図るとともに、より多くの市民が参画できるような新たな交流内容の展開が求められるとともに、

より多くの外国都市との交流を進める必要があります。

一方、本市の外国人登録人口は約1,000人となり、企業誘致が進む中でその数は増加傾向にあります。こうした状況の中、本市では、窓口対応の工夫をはじめ、公共施設の案内表示や刊行物の外国語表記など、外国人にとっても暮らしやすいまちづくりに努めています。

同じ地域に住む人たちが異なる文化や歴史、生活習慣を理解し、お互いの人格を理解しあうことは、地域社会で共生するために欠かせないことです。今後、ますます進展する国際化に向けて、支援施策の充実、民間組織のボランティアとの協働、地域レベルでの国際交流の推進など多角的で幅広い国際化施策の展開を図ることが必要です。

【基本方針】

- 文化や習慣などの違いを理解し、それらを尊重しながらともに生活していこうとする意識をつくる機会を提供します。
- 地域の特性を活かした交流を充実し、広い視野をもつ人材の育成と世界に開かれたまちづくりを進めます。

【施 策】

1. 外国人理解のための啓発

(1) 啓発活動の推進

各種パンフレット・リーフレットの作成などにより、外国の文化や習慣などの違いを理解し、それらを尊重しながらともに生活していこうとする意識をつくるための啓発を推進します。

2. 国際交流の促進

(1) 国際交流の促進

いなべ市国際交流協会との連携を図り、国際交流・国際貢献・国際理解教育などの系統的な整備を行います。

(2) 外国人の住みやすいまちづくり

外国語による行政情報（案内標識やパンフレットなどへの外国語併記を含む。）の提供を進めます。

施策の体系

- 外国人理解のための啓発
- 国際交流の促進
- 啓発活動の推進
- 国際交流の促進
- 外国人の住みやすいまちづくり



あじさいまつり

第7章

計画の推進にむけて

第1節 パートナーシップのまちづくり

第2節 行政運営の充実

第3節 財政運営の充実

第4節 広域連携の推進

第1節 パートナースhipのまちづくり

【現状と課題】

市民の市政への参画を促進し、パートナーシップのもとに市民と行政の相互の理解と信頼を深めるためには、市政情報の周知に努めるとともに、さまざまな機会を通じて市民の声に耳を傾けなければなりません。

本市の広報については、月1回のいなべ市情報誌「Link（リンク）」の発行やインターネットホームページの開設、ケーブルテレビを活用した行政情報番組「いなべ10」をはじめとする多様なメディアを利用して市政情報をお知らせしています。

広聴については、自治会や各種団体と市長との懇話会をはじめ、Eメールによる政策意見公募（パブリックコメント）、各種計画などの策定に向けたアンケートなどを通じて、市政に活かしていく取り組みを行っていますが、今後はより幅広い分野・年齢層の市民から意見聴取できる機会を設ける必要があります。

本市の情報公開制度は、市の所有する情報を積極的に公開することにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進することを目的としています。一方、近年の情報通信技術の進歩により、市の保有する個人情報や情報資産の流出が懸念されていることから、個人情報保

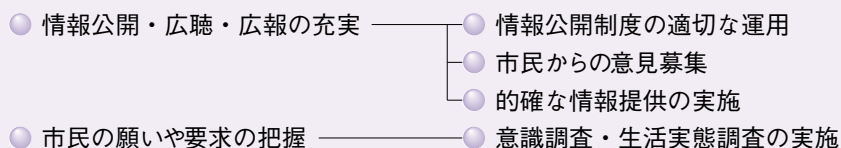
護や情報セキュリティポリシーの確保が求められています。このため、平成17年4月1日から個人情報保護条例を施行し、個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定め、市民の自己情報の開示などを請求する権利を明らかにし、個人の権利利益を保護することを目的として実施しています。また、情報化・ネットワーク化の進展により、行政文書は紙媒体から電子媒体に移行しつつあります。これらの制度を円滑に運用するための前提となる文書管理については、市が保有する文書の適正管理に向け、全庁的にファイリングシステムを導入し、紙文書と電磁文書、それぞれの特長を活かした総合的文書管理システムの構築をめざしています。

今後、市民本位の市政を実現していくためには、市民の意思を施策に反映させることや民間活動との連携を図る必要があることから、行政計画の策定段階において市民の意見や要望を取り入れる仕組みを整備していかなければなりません。さらに、行政計画を着実に進め、計画に基づき実施された事業の進捗状況や成果を的確に把握するとともに、これらを市民に公表することにより行政の説明責任を果たしていくことも必要となっています。

【基本方針】

- 「市民が主役の市政」を基本とし、市民の意見を政策や事業に反映するため、市民ニーズに的確に応え、市民からの意見を聴き取る機会、手段を充実するとともに、情報提供にも努めます。
- さまざまな機会をとらえて、市民に働きかけ、市政に対する願いや要求の把握に努めます。

施策の体系



【施策】

1. 情報公開・広聴・広報の充実

(1) 情報公開制度の適切な運用

個人情報の保護に十分に配慮しながら、情報公開制度の適切な運用に努め、説明責任の徹底を図ります。

(2) 市民からの意見募集

ご意見箱・ホームページ上からの提案と質問など、これまで実施してきた市民からの意見募集に関する仕組みの充実に努めるとともに、市政モニター・懇談会などの開催を図ります。

(3) 的確な情報提供の実施

市民の視点に立ち、市民ニーズに的確に応えられる行政運営を推進するた

め、いなべ市情報誌「Link(リンク)」やホームページ、「いなべ10」など多様な媒体を活用しながら行政情報の積極的な提供に努めます。また、市民に対し確実に情報を提供するため、登録制による携帯電話を活用した広報活動の推進に取り組みます。

2. 市民の願いや要求の把握

(1) 意識調査・生活実態調査の実施

意識調査・生活実態調査などを定期的実施し、市民にとって必要な施策を打ち出していくための基礎資料にします。

■ 施策成果指標

指標名	現状値 (平成16年度)	目標値	
		平成22年度	平成27年度
ホームページの年間アクセス件数	200,000件	250,000件	300,000件
ホームページを見て役に立ったと評価された年間件数	1,000件	1,500件	2,000件



第2節 行政運営の充実

【現状と課題】

地方分権の進展により、地方自治体の自己決定権、自己責任が大幅に拡大していることから、市政を担う職員一人ひとりの能力の向上が求められています。

本市では、これまでさまざまな手法の導入による研修の充実などに取り組んできましたが、今後は、すべての職員が公務員としての高い使命感をもち、主体的・積極的に職務に取り組むことができる人材を育成していかなければなりません。また、国においては公務員制度改革大綱において、能力・実績重視を基本とする能力等級制度の導入を中心とした公務員制度改革を進めており、その動向を見極めながら、職員の能力開発や能力や実績を適正に評価する制度をはじめ、定員管理や給与制度の見直しなど、時代の要請に応じた新たな人事管理施策が必要となっています。

【基本方針】

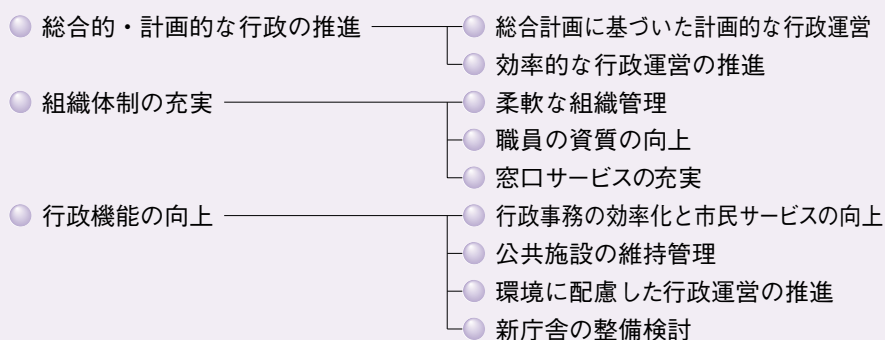
- 総合計画に基づく計画的な行政運営を進めるとともに、行政評価の仕組みづくりを検討し、成果の高い事業実施に努めます。
- 行政運営の中心となる職員の資質の向上を図り、市民の期待に応えられる簡素で効率的な行政運営体制を確立します。

また、バブル経済崩壊後の厳しい社会経済環境の中、簡素で効率的な行政システムの構築に向けた取り組みが必要とされています。本市は効率的、総合的なまちづくりを推進するため、合併という手段を選択しましたが、新市発足後も行政改革を重点課題として位置づけ、事務事業の見直しによる経費節減などにより、事務の効率化や財政健全化に取り組んでいます。また、市民サービスの向上にあたっては、総合窓口課を設け、ワンストップによる窓口対応を推進しており、市民満足度の維持に努めています。

自治体行政の権限と責任が拡大する中で、今後とも限られた財源や人材を最大限に活かした効果的・効率的・総合的な行政運営が求められています。

- 情報通信技術の活用や市民との協働を積極的に進め、行政運営の効率化や環境保全意識の高まりに対応した事務の推進に努めるとともに、より一層市民サービスの向上を図るため、新庁舎の建設に向けて検討します。

施策の体系



【施策】

1. 総合的・計画的な行政の推進

(1) 総合計画に基づいた計画的な行政運営
市民サービスの向上に向け、総合計画を基本とする計画的な行政運営を進めるため、施策の進捗管理を進めるとともに、財政見直しとも整合した実効性のある実施計画の策定に努めます。

(2) 効率的な行政運営の推進
事務事業の必要性や効果などをさまざまな観点から積極的に見直し、市民の視点に立った行政評価を進め、積極的な行政改革の推進に努めます。

2. 組織体制の充実

(1) 柔軟な組織管理
組織機構の簡素化・効率化を図るため、分野横断的な組織編制や企画調整機能の強化など、ハード面も含め総合的な執行体制の確立を図るとともに、職員定数の適切な管理に努めます。

(2) 職員の資質の向上
専門研修の充実、自主研究への支援など、職員研修の充実に努め、職員の政策立案能力や専門的な行政能力の向上を図るとともに、市民との協働に対する意識や調整能力の向上に努めます。

(3) 窓口サービスの充実
研修会への積極的な参加により、自己

能力を高め、幅広く市民本位の行政サービスを提供していく職員の養成を行うとともに、最新のマニュアルの整備と浸透に努め、窓口サービスの充実を図ります。また、窓口に立つ職員一人ひとりが個々の役割を自覚し、問題解決には速やかな報告と対応に努めます。

3. 行政機能の向上

(1) 行政事務の効率化と市民サービスの向上
各部局からの情報を共有する仕組みづくりやポータルサイトの活用、国、県及び関係機関との情報ネットワークの構築など、情報通信技術の積極的な活用を進めながら、行政事務の効率化を図るとともに、誰もが利用しやすい電子市役所の構築を進め、市民サービスの向上を図ります。

(2) 公共施設の維持管理
公共施設の効率的な維持管理・運営及び適切な処分に努めます。

(3) 環境に配慮した行政運営の推進
省エネルギーやグリーン購入など環境に配慮した行政運営を推進します。

(4) 新庁舎の整備検討
複雑、多様化する行政需要の増大に対応し、市民の利便性やサービスの向上を図るため、市民の意向を踏まえながら、新庁舎の整備に向けて検討します。

第3節 財政運営の充実

【現状と課題】

本市の財政状況は、地域経済が回復基調ではあるものの、依然として厳しい状況にあります。また、財政不足は臨時財政対策費、減税補てん債等の市債で補い、借入金残高が増加しています。一方で、少子高齢化対策や地球環境問題、ICTの進展への対応、市民生活を支える都市基盤・産業基

盤の整備など、解決すべき行政課題が山積みしています。

また、地方分権が進む中、財政基盤は自立的な自治体の要であることから、合併にともなう市税の不均一部分を統一しながら歳入歳出構造の健全化をめざして、継続的な財政改革を推進する必要があります。

【基本方針】

- 財政の健全化を図るため、人件費をはじめとするあらゆる経費の徹底的な見直しを図るとともに、財源の安定確保に努めます。
- 国・県の支援事業の活用など、財源の合理的・効率的な活用を図ります。
- 財政計画を策定し、中長期的な視点に立った計画的な財政運営に努めます。

【施策】

1. 自主財源の確保

(1) 税収の確保

課税客体的確な把握と適正な課税、口座振替の推進など収納率の向上に努めます。

(2) 受益者負担の適正化

また、受益者負担の原則に基づき、分担金・負担金及び使用料・手数料などの適正化を図るとともに、定期的な見直しを行います。

2. 財源の効率的な活用

(1) 国・県の支援事業などの活用

事業の実施に当たっては、その施策の効果を検討し、重点事業に対して国・県による支援事業及び合併特例債の有効活用に努めます。また、市債に

ついては、財政状況や将来の公債費負担を考慮しながらその活用を図ります。

(2) 経費の節減

各種施策の実施に当たっては、経費全般について徹底した見直しを行い、その節減合理化を図ります。また、補助金などについては、経費負担のあり方、行政効果などを精査し、抑制に努めます。

3. 財政運営の適正化

(1) 計画的な財政運営の推進

中長期的な視点に立った財政計画を策定し、実施計画の策定過程などにおいては整合を図りつつ、重点施策の優先順位や後年度における負担、官民の役割分担などについて十分な精査を行い、財源の有効配分を行います。

施策の体系

- 自主財源の確保
 - 税収の確保
 - 受益者負担の適正化
- 財源の効率的な活用
 - 国・県の支援事業などの活用
 - 経費の節減
- 財政運営の適正化
 - 計画的な財政運営の推進



第4節 広域連携の推進

【現状と課題】

市民の日常生活・活動圏域は行政区域を越えて広がっており、広域的視点で解決が求められる行政課題が増加しています。

本市では、これまで2市2町で構成する桑名・員弁広域連合をはじめとして、ごみ・し尿処理、医療、消防・救急、防災など多くの分野において、他市町との連携を

図ってきました。

今後とも、圏域住民のさらなる福祉の向上をめざして、緊急の課題はもとより、中長期的な観点に立った広域連携のあり方について検討することが必要となっています。

【基本方針】

●行政サービスの充実や行財政の効率化のため、桑名・員弁広域連合などにおける連携によって、広域行政の推進・充実に

努めるとともに、各種事業、計画、施設整備などにおける近隣自治体との連携・協力を進めます。

【施策】

1. 広域行政の推進

(1) 広域連合事業の推進

関係市町と連携しながら、桑名地区広域行政圏計画の着実な推進に努めるとともに、社会経済情勢の変化に応じて計画の見直しを行います。

(2) 広域的な連携の推進

桑名広域清掃事業組合や桑名市消防本部、北勢線対策推進協議会など、さまざまな分野で進めてきた広域的な連

携をさらに強化するとともに、市民ニーズの動向などを見極めながら、新たな連携・協力体制の整備に努めます。

2. 県境を越えた連携の推進

(1) 西美濃・北伊勢観光サミットの推進

西美濃・北伊勢観光サミットの事業を中心に、岐阜県西美濃地方との連携を進めます。

施策の体系

- 広域行政の推進
- 広域連合事業の推進
- 広域的な連携の推進
- 県境を越えた連携の推進
- 西美濃・北伊勢観光サミットの推進



【広域地図】

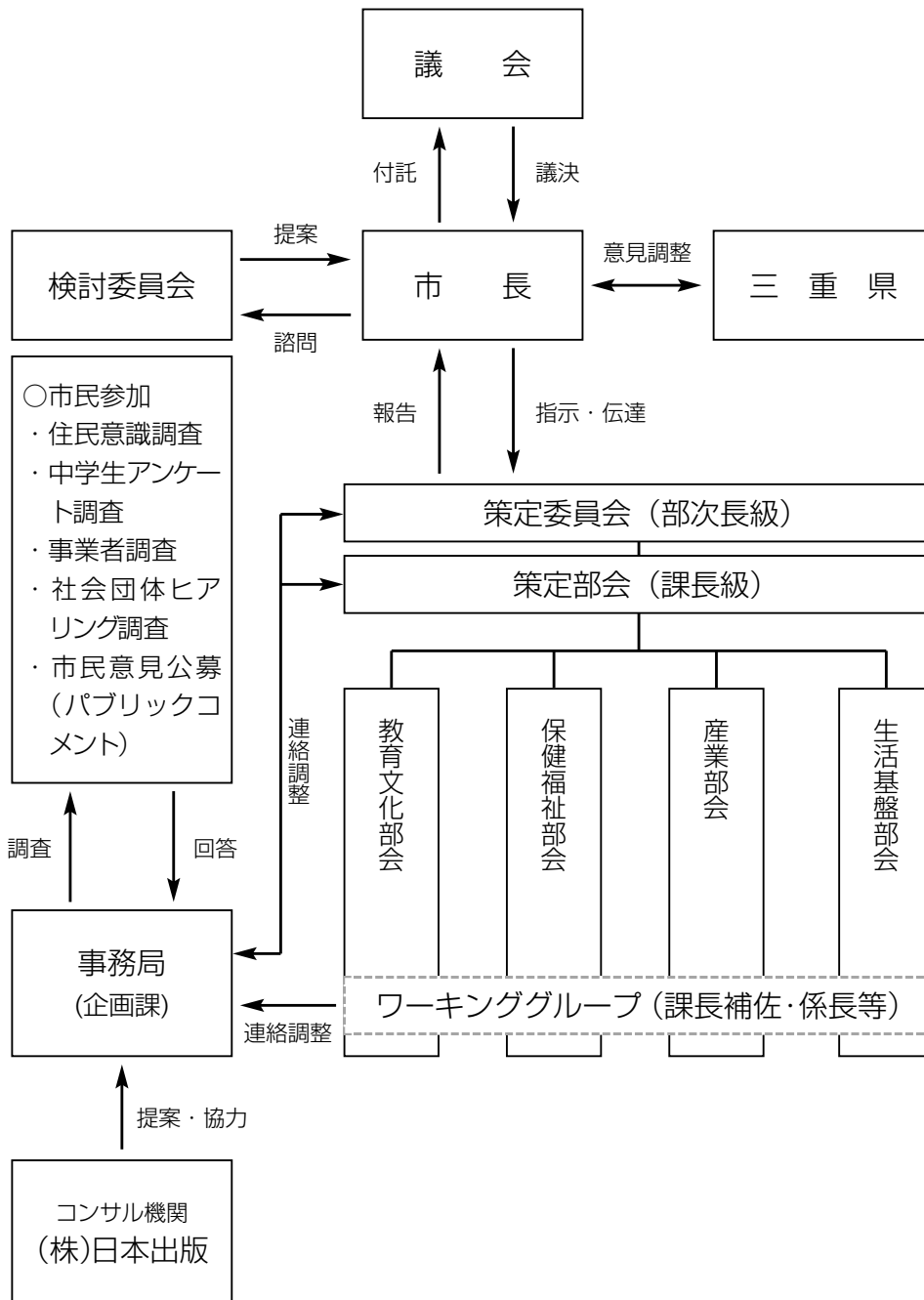


資 料

DATA BOOK



■いなべ市総合計画の策定体制図



■いなべ市総合計画検討委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市長の諮問に応じ、いなべ市総合計画の策定に必要な調査及び審議のためのいなべ市総合計画検討委員会（以下「委員会」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員は、15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- | | |
|----------------------|------|
| (1) 市議会の議員 | 4人以内 |
| (2) 市の行政委員会の委員 | 3人以内 |
| (3) 市の区域内の公共的団体の役員職員 | 4人以内 |
| (4) 学識経験者 | 2人以内 |
| (5) その他市長が特に必要と認める者 | 2人以内 |

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、平成18年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

(座長)

第4条 委員会に、検討会進行のための座長を置き、委員の互選によって定める。

2 座長は、会議の議長となる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(委員の報酬等)

第6条 委員の報酬及び費用弁償の支給は、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年いなべ市条例第36号）を準用する。

(事務)

第7条 委員会の事務は、企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

■いなべ市総合計画検討委員会名簿

各種団体名	役職・氏名
いなべ市自治会長会連合会	連 合 会 長 伊 藤 正 憲
いなべ市社会福祉協議会	会 長 宮 木 宏 昌
いなべ市農業委員会	会 長 近 藤 幸 洋
いなべ市教育委員会	委 員 長 玉 野 勤
員弁地域商工会協議会	会 長 市 川 栄 司
員弁地区老人クラブ連合会	会 長 近 藤 弘
員弁郡いなべ市PTA連合会	会 長 田 中 義 光
員弁郡いなべ市PTA連合会	母 親 副 代 表 武 笠 幸 子
いなべ市議会総務常任委員会	委 員 長 清 水 保 次
いなべ市議会民生福祉常任委員会	委 員 長 奥 岡 征 士
いなべ市議会産業建設常任委員会	委 員 長 野 々 正 孝
いなべ市議会文教常任委員会	委 員 長 水 谷 悟
学識経験者	アイ・イス・イス 中 村 裕 司

(敬称略)

■いなべ市総合計画策定の主な経過

年 度	月 日	内 容
平成16年度	6月	○いなべ市総合計画策定方針の決定
	8～9月	○意識調査 ・まちづくり住民意識調査 ・中学生アンケート調査 ・事業者アンケート調査
	10月29日	○総合計画策定に係る職員説明会の開催
	11月8日	○市長トップインタビュー
	12月6～8日	○行政各課ヒアリング調査 ・現状評価と課題について
	1月	○基本構想（起草案）の作成
	2月3日	○ワーキンググループ会議の開催 ・基本構想（起草案）の検討 ○策定委員会の開催 ・基本構想（起草案）の検討
	2月4日	○社会団体ヒアリング調査 ・教育委員会、社会福祉協議会、商工会、農業委員会
	2月10日	○検討委員会の開催 ・総合計画について ・まちづくり住民意識調査結果について ・基本構想（起草案）の検討について
	2月28日	○ワーキンググループ会議の開催 ・基本構想（素案）の検討 ○策定委員会の開催 ・基本構想（素案）の検討
	3月11日	○検討委員会の開催 ・基本構想（素案）の検討
平成17年度	4～6月	○基本計画（起草案）の作成
	7月11～13日	○行政各課ヒアリング調査 ・基本計画について
	9月22日	○ワーキンググループ会議の開催 ・基本計画（素案）の検討 ○策定委員会の開催 ・基本計画（素案）の検討
	10月21日	○策定委員会の開催 ・基本計画（素案）の検討
	12月	○基本構想案を議会に提案・議決

新生いなべ いきいきプラン

いなべ市総合計画



発行日／平成18年3月

編集／いなべ市 企画部企画課

〒511-0293 三重県いな

べ市員弁町笠田新田111番地

編集協力／(株)日本出版



三重県 いなべ市

新生いなべ

いきいき プラン

いなべ市総合計画